

平成 25 年度における独立行政法人等の業務の  
実績に関する評価の結果等についての意見  
(案)

平 成 2 7 年 1 月

政策評価・独立行政法人評価委員会

「平成 26 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人等の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」及び「平成 25 年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等についての意見」の取りまとめに当たって（案）

平成 27 年 1 月 日

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 岡 素之

1. 本日、当委員会は、平成 26 年度末に中期目標期間が終了する 12 の独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性を各主務大臣に対し指摘するとともに、平成 25 年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等についての二次評価意見を、各府省の独立行政法人評価委員会等に通知しました。

2. 平成 26 年 6 月に「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 66 号）が成立し、平成 27 年 4 月より新制度に移行することが予定されております。

新制度では、法人の政策実施機能の最大化を図る観点から、主務大臣の下での P D C A サイクルを十分に機能させるため、総務大臣が策定した「独立行政法人の目標の策定に関する指針」及び「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）に基づき、主務大臣が目標を策定するとともに評価を行います。また、総務省に独立行政法人評価制度委員会が置かれ、主務大臣の目標策定等をチェックすることとなっております。

したがって、当委員会が取りまとめる「勧告の方向性」及び「二次評価意見については、これが最後になります。

3. 今回の「勧告の方向性」では、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）の着実な実施を図る観点から様々な指摘を行っております。

また、「二次評価意見」では、明らかに不当な評定については見直しを求め  
るほか、府省評価委員会のこれまでの活動を総括し、来年度以降評価を担う  
主務大臣へ引き継ぐことを要請しております。

当委員会としては、これらの指摘が最大限に尊重され、適切な見直しが行  
われることによって、各法人の一層の適正、効果的かつ効率的な運営が図ら  
れるものと確信しております。

4. もとより、独立行政法人の適正、効果的かつ効率的な運営には、主務大臣  
及び主務省の担当部局の努力とともに、独立行政法人自らの主体的取組が不  
可欠です。すなわち、積極的なマネジメント改革に取り組むとともに、現場  
の職員一人一人が自発的に意識改革を行い、業務の改善を積み上げることに  
より、トップダウンの改革とボトムアップの改善とがあいまって、法人のパ  
フォーマンスが更に向上されることを期待します。

5. 最後に、当委員会は、独立行政法人制度が導入されて以来14年にわたり、  
独立行政法人がその使命を的確に遂行し、国民に対して一層効率的で質の高  
い行政サービスを提供できるよう、積極的な評価活動を行ってまいりました。

その結果、法人の業務実績を明らかにしたうえで評価を行い、評価結果を  
業務改善に繋げていくというPDCAサイクルが一定程度定着してきました。  
また、政府の独立行政法人改革の取組とも連携しつつ、事務・事業の改  
廃による法人の統廃合、不要資産の国庫返納、契約や職員の福利厚生経費の  
適正化、内部統制の充実・強化などについても一定の成果を得ることができ  
たものと自負しております。

6. 今後は、PDCAサイクルを一層強化する観点から、主務大臣自らが評価  
を行うこととなりますが、評価の客観性や政府全体としての整合性を確保  
するためには、公正かつ中立的な立場から不断にチェックしていくことが

不可欠であります。

来年度から新たに発足する独立行政法人評価制度委員会が、当委員会の評価活動実績を活用し、十全にチェック機能を果たしていくことを期待します。

以 上

I 独立行政法人、日本私立学校振興・共済事業団  
（助成業務）及び日本司法支援センター

# 内閣府独立行政法人評価委員会



(案)

政 委 第 号  
平成 27 年 1 月 日

内閣府独立行政法人評価委員会  
委員 長 上 野 俊 彦 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会  
委員 長 岡 素 之

平成 25 年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績  
に関する評価の結果についての意見について

当委員会は、平成 26 年 8 月 25 日付けをもって貴委員会から通知のあった「内閣府所管「独立行政法人国立公文書館」の平成 25 年度における業務の実績に関する評価結果について」等に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。

当委員会としては、平成 26 年 5 月 29 日に独立行政法人評価分科会において取りまとめた「独立行政法人評価分科会における平成 26 年度の取組について」に記載した年度評価の視点を中心に、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的な評価を行ったところ  
です。

貴委員会における評価は今年度が最後となりますが、貴委員会のこれまでの活動を総括し、別紙の意見に示された当委員会の考え方を、来年度以降評価を担う主務大臣に引き継がれることをお願いいたします。



## 平成25年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績 に関する評価の結果についての意見

平成25年度における内閣府所管3法人（国立公文書館、国民生活センター、北方領土問題対策協会）の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果についての意見は以下のとおりである。

### 【各府省所管法人共通】

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）の改正により、平成27年度から、主務大臣が各事業年度に係る業務の実績等を実評価する仕組みとなることから、各府省独立行政法人評価委員会における評価は今年度が最後となる。

各府省独立行政法人評価委員会におかれては、これまでの当委員会における指摘事項等、以下に記載する各府省所管法人共通の指摘事項及び別添として取りまとめた「今後の評価において参考となると思われる一次評価結果の概要等」を踏まえて、今後の主務大臣における評価の質の向上、内容の充実等に活用することができるよう、府省独立行政法人評価委員会としてのこれまでの活動を総括し、その結果を主務大臣に引き継ぐことを期待する。

なお、改正後の独立行政法人通則法第12条の2第1項第6号に基づき、独立行政法人評価制度委員会は、主務大臣の評価の実施が著しく適正を欠くと認めるときは、主務大臣に意見を述べることとなっており、今後は、主務大臣が付した評定について見直しを求める意見を発することもあり得ることを申し添える。

### （業務等への取組状況と実績を明らかにした評価）

平成25年度における独立行政法人等の業務の実績に関する当委員会の二次評価については、「独立行政法人評価分科会における平成26年度取組について」（平成26年5月29日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定。以下「26年度取組」という。）において、業務等への取組状況と実績を明らかにした上で評価を行っているかについて留意すべきとしたところである。

今回、一部の法人において、業務経費を手数料収入で賄うことを目標としているに

もかかわらず、当該収支が赤字である原因等について評価書等で明らかにしていない事例がみられた。

今後の評価に当たっては、法人による自己評価結果を踏まえ、中期計画の実施状況に留意しつつ、業務等への取組状況と実績を調査・分析し、その結果を考慮するなど、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定。以下「評価の指針」という。）に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

#### **（中期目標等に照らした業務等の達成状況や進捗状況を明らかにした評価）**

26 年度取組において、中期目標等に照らした業務等の達成状況や進捗状況を明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

今回、一部の法人において、①中期計画等において、一般管理費の節減の余地について自己評価を厳格に行うべきとされているところ、評価書等で明らかにしていない、②中期目標等において数値目標が設定されているにもかかわらず、評価書等においてその達成状況について明らかにしていない事例がみられた。

今後の評価に当たっては、目標・計画との実績の比較により、目標・計画の達成状況や業務運営上の課題を的確に把握し対応を促す観点から評価を行うなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

#### **（目標未達成の業務等について、その要因と改善方策等を明らかにした評価）**

26 年度取組において、目標未達成の業務等について、その要因と改善方法を明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

今回、一部の法人において、①複数の項目のうち一部未達成の項目があるにもかかわらず、当該未達成の理由等について評価書等において明らかにしていない、②中期目標等において設定された数値目標を達成していないにもかかわらず、同様の目的で実施される他業務の実績と併せて優れた実績と評価しており、当該業務が未達成となった要因や改善方策について評価書等で明らかにしていない事例がみられた。

今後の評価に当たっては、①なぜその実績に至ったかについて外部要因の影響やマネジメントの課題等を含む要因分析を行い、業務の改善につながるような実効性のある評価を実施する、②問題点が明らかになった段階においては、具体的かつ明確な改善方策を記述するなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うこと

が必要である。

#### **(業務等への取組により得られた成果・効果（アウトカム）を明らかにした評価)**

26 年度取組において、業務等への取組により得られた成果・効果（アウトカム）を明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

現状、これまでの当委員会の指摘等により、定量的なアウトプット目標を定める例は増加傾向にあるが、アウトカムに着目した目標を定めている例は未だ少ないものと認識している。

このような現状認識のもと、今回、上記の視点による取組を明らかにした上での評価がなされているか確認したところ、一部の法人において、①研究成果として得られたエビデンスや、当該エビデンスを国民に提供したことをもって成果としているが、政策目的の実現にどの程度の効果があったかという視点で評価がされていない、②単に「着実に実施されており、評価できる。」などの定性的な評価にとどまり、成果や効果に言及せず評価している事例がみられた。

来年度以降、主務大臣が定める独立行政法人の中期目標等においては、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定。以下「目標の指針」という。）に基づき、アウトプットに着目した目標を必ず定めるとともに、できる限りアウトカムに着目した定量的な目標を定め、その基準となる実績値等についても記載することが求められる。

今後の評価に当たっては、①法人の業務実績及び目標・計画の達成状況について自己評価書等により把握・分析し、②法人業務の政策・施策への適合性、法人の長のマネジメントの妥当性など、政策責任者としての視点を持ちながら評価を行うなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

#### **(過去の指摘（勧告の方向性、年度評価意見、会計検査院指摘等）を踏まえた評価)**

26 年度取組において、過去の指摘（勧告の方向性、年度評価意見、会計検査院指摘等）を踏まえた取組について明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

一部の法人において、①過去の指摘に関する取組内容や評価に関して何ら言及して

いない、②過去の指摘及び当該指摘を踏まえた取組状況は明らかにしているものの、それをどのように評価をしたかについて明らかにしていないなど、上記視点に基づく評価がなされていない、又は不十分である事例があった。

今後の評価に当たっては、法律、閣議決定及びその他政府の種々の改革方針において法人が取り組むべきとされた事項についての実施状況や、法人の業務等に係る国会審議、会計検査、予算執行調査等の指摘事項を踏まえた取組状況についての的確に評価を行うとともに、過去の関連する政策評価、行政評価・監視及び行政事業レビューの結果を活用するなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

#### **(電子化等による業務の効率化を明らかにした評価)**

26年度取組において、電子化等による業務の効率化に関する取組状況を明らかにした上で評価を行っているかについて留意すべきとしたところである。

一部の法人において、①業務の電子化等についての記載が全くない、②業務の電子化等の実績は記載されているものの、その評価までは行われていないなどの事例があった。

来年度以降、主務大臣が定める独立行政法人の中期目標等においては、目標の指針に基づき、行政の簡素化・効率化、国民・事業者の負担の軽減を目指した電子政府推進の取組の一環として、手続のオンライン利用の促進、行政情報の電子的提供・オープンデータの推進、業務・システムの最適化（電子決裁の促進等）、情報システムに係る調達の改善等について、具体的かつ明確に目標を定めることが求められる。

今後の評価に当たっては、「国の行政の業務改革に関する取組方針～行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」（平成26年7月25日総務大臣決定）において、独立行政法人についても国の行政機関の取組に準じて業務改革に取り組むよう要請されていることを念頭に置くなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

#### **(過去の指摘を踏まえた内部統制の充実・強化を明らかにした評価)**

26年度取組において、過去の指摘を踏まえた内部統制の充実・強化に係る取組（特にガバナンス機能の発揮、契約事務の適正化等）について明らかにした上で評価

を行っているかについて留意すべきとしたところである。

今回、過去の指摘を踏まえた内部統制の充実・強化に係る取組については、全ての府省評価委員会において評価が行われていたが、法人の長のマネジメントの妥当性について言及している例は少ない状況である。

今後の評価に当たっては、①法人の長のマネジメントの妥当性など政策責任者としての視点を持ちながら評価を行う、②法人全体の信用を失墜させる不祥事が発生した場合には、当該評価項目だけではなく法人全体の評定に反映させるなど、評価の指針に示された考え方にも十分留意して評価を行うことが必要である。

#### **(保有資産の保有の妥当性について、政府方針、会計検査院の指摘等を踏まえた評価)**

26年度取組において、保有資産の保有の妥当性について、政府方針、会計検査院の指摘等を踏まえた評価を行っているか留意すべきとしたところである。

しかしながら、一部の法人において、研究機器等の設備の保有の妥当性について、耐用年数が過ぎており売却等対象資産ではないとして評価が行われていない事例がみられた。

今後の評価に当たっては、耐用年数を過ぎている・遊休となっている資産の保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性、有効活用の可能性等の観点から十分に検討した目標を策定した上で、業務の質の向上、業務の効率化、財務内容の改善等の視点から、法人に対して業務運営の改善等を促すような評価を行うことが必要である。

# 総務省独立行政法人評価委員会



(案)

政 委 第            号  
平成 27 年 1 月    日

総務省独立行政法人評価委員会

委員 長    酒 井    善 則 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長            岡            素 之

平成 25 年度における総務省所管独立行政法人の業務の実績  
に関する評価の結果についての意見について

当委員会は、平成 26 年 9 月 5 日付けをもって貴委員会から通知のあつた「総務省所管独立行政法人（情報通信研究機構、郵便貯金・簡易生命保険管理機構及び統計センター）の平成 25 年度業務実績評価結果の通知について」に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。

当委員会としては、平成 26 年 5 月 29 日に独立行政法人評価分科会において取りまとめた「独立行政法人評価分科会における平成 26 年度の取組について」に記載した年度評価の視点を中心に、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的な評価を行ったところです。

貴委員会における評価は今年度が最後となりますが、貴委員会のこれまでの活動を総括し、別紙の意見に示された当委員会の考え方を、来年度以降評価を担う主務大臣に引き継がれることをお願いいたします。



## 平成25年度における総務省所管独立行政法人の業務の実績 に関する評価の結果についての意見

平成25年度における総務省所管3法人（情報通信研究機構、統計センター、郵便貯金・簡易生命保険管理機構）の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果についての意見は以下のとおりである。

### 【各府省所管法人共通】

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）の改正により、平成27年度から、主務大臣が各事業年度に係る業務の実績等を実評価する仕組みとなることから、各府省独立行政法人評価委員会における評価は今年度が最後となる。

各府省独立行政法人評価委員会におかれては、これまでの当委員会における指摘事項等、以下に記載する各府省所管法人共通の指摘事項及び別添として取りまとめた「今後の評価において参考となると思われる一次評価結果の概要等」を踏まえて、今後の主務大臣における評価の質の向上、内容の充実等に活用することができるよう、府省独立行政法人評価委員会としてのこれまでの活動を総括し、その結果を主務大臣に引き継ぐことを期待する。

なお、改正後の独立行政法人通則法第12条の2第1項第6号に基づき、独立行政法人評価制度委員会は、主務大臣の評価の実施が著しく適正を欠くと認めるときは、主務大臣に意見を述べることとなっており、今後は、主務大臣が付した評定について見直しを求める意見を発することもあり得ることを申し添える。

### （業務等への取組状況と実績を明らかにした評価）

平成25年度における独立行政法人等の業務の実績に関する当委員会の二次評価については、「独立行政法人評価分科会における平成26年度取組について」（平成26年5月29日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定。以下「26年度取組」という。）において、業務等への取組状況と実績を明らかにした上で評価を行っているかについて留意すべきとしたところである。

今回、一部の法人において、業務経費を手数料収入で賄うことを目標としているに

もかかわらず、当該収支が赤字である原因等について評価書等で明らかにしていない事例がみられた。

今後の評価に当たっては、法人による自己評価結果を踏まえ、中期計画の実施状況に留意しつつ、業務等への取組状況と実績を調査・分析し、その結果を考慮するなど、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定。以下「評価の指針」という。）に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

#### **（中期目標等に照らした業務等の達成状況や進捗状況を明らかにした評価）**

26 年度取組において、中期目標等に照らした業務等の達成状況や進捗状況を明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

今回、一部の法人において、①中期計画等において、一般管理費の節減の余地について自己評価を厳格に行うべきとされているところ、評価書等で明らかにしていない、②中期目標等において数値目標が設定されているにもかかわらず、評価書等においてその達成状況について明らかにしていない事例がみられた。

今後の評価に当たっては、目標・計画との実績の比較により、目標・計画の達成状況や業務運営上の課題を的確に把握し対応を促す観点から評価を行うなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

#### **（目標未達成の業務等について、その要因と改善方策等を明らかにした評価）**

26 年度取組において、目標未達成の業務等について、その要因と改善方法を明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

今回、一部の法人において、①複数の項目のうち一部未達成の項目があるにもかかわらず、当該未達成の理由等について評価書等において明らかにしていない、②中期目標等において設定された数値目標を達成していないにもかかわらず、同様の目的で実施される他業務の実績と併せて優れた実績と評価しており、当該業務が未達成となった要因や改善方策について評価書等で明らかにしていない事例がみられた。

今後の評価に当たっては、①なぜその実績に至ったかについて外部要因の影響やマネジメントの課題等を含む要因分析を行い、業務の改善につながるような実効性のある評価を実施する、②問題点が明らかになった段階においては、具体的かつ明確な改善方策を記述するなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うこと

が必要である。

#### **(業務等への取組により得られた成果・効果（アウトカム）を明らかにした評価）**

26 年度取組において、業務等への取組により得られた成果・効果（アウトカム）を明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

現状、これまでの当委員会の指摘等により、定量的なアウトプット目標を定める例は増加傾向にあるが、アウトカムに着目した目標を定めている例は未だ少ないものと認識している。

このような現状認識のもと、今回、上記の視点による取組を明らかにした上での評価がなされているか確認したところ、一部の法人において、①研究成果として得られたエビデンスや、当該エビデンスを国民に提供したことをもって成果としているが、政策目的の実現にどの程度の効果があったかという視点で評価がされていない、②単に「着実に実施されており、評価できる。」などの定性的な評価にとどまり、成果や効果に言及せず評価している事例がみられた。

来年度以降、主務大臣が定める独立行政法人の中期目標等においては、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定。以下「目標の指針」という。）に基づき、アウトプットに着目した目標を必ず定めるとともに、できる限りアウトカムに着目した定量的な目標を定め、その基準となる実績値等についても記載することが求められる。

今後の評価に当たっては、①法人の業務実績及び目標・計画の達成状況について自己評価書等により把握・分析し、②法人業務の政策・施策への適合性、法人の長のマネジメントの妥当性など、政策責任者としての視点を持ちながら評価を行うなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

#### **(過去の指摘（勧告の方向性、年度評価意見、会計検査院指摘等）を踏まえた評価）**

26 年度取組において、過去の指摘（勧告の方向性、年度評価意見、会計検査院指摘等）を踏まえた取組について明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

一部の法人において、①過去の指摘に関する取組内容や評価に関して何ら言及して

いない、②過去の指摘及び当該指摘を踏まえた取組状況は明らかにしているものの、それをどのように評価をしたかについて明らかにしていないなど、上記視点に基づく評価がなされていない、又は不十分である事例があった。

今後の評価に当たっては、法律、閣議決定及びその他政府の種々の改革方針において法人が取り組むべきとされた事項についての実施状況や、法人の業務等に係る国会審議、会計検査、予算執行調査等の指摘事項を踏まえた取組状況についての的確に評価を行うとともに、過去の関連する政策評価、行政評価・監視及び行政事業レビューの結果を活用するなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

#### **(電子化等による業務の効率化を明らかにした評価)**

26年度取組において、電子化等による業務の効率化に関する取組状況を明らかにした上で評価を行っているかについて留意すべきとしたところである。

一部の法人において、①業務の電子化等についての記載が全くない、②業務の電子化等の実績は記載されているものの、その評価までは行われていないなどの事例があった。

来年度以降、主務大臣が定める独立行政法人の中期目標等においては、目標の指針に基づき、行政の簡素化・効率化、国民・事業者の負担の軽減を目指した電子政府推進の取組の一環として、手続のオンライン利用の促進、行政情報の電子的提供・オープンデータの推進、業務・システムの最適化（電子決裁の促進等）、情報システムに係る調達の改善等について、具体的かつ明確に目標を定めることが求められる。

今後の評価に当たっては、「国の行政の業務改革に関する取組方針～行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」（平成26年7月25日総務大臣決定）において、独立行政法人についても国の行政機関の取組に準じて業務改革に取り組むよう要請されていることを念頭に置くなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

#### **(過去の指摘を踏まえた内部統制の充実・強化を明らかにした評価)**

26年度取組において、過去の指摘を踏まえた内部統制の充実・強化に係る取組（特にガバナンス機能の発揮、契約事務の適正化等）について明らかにした上で評価

を行っているかについて留意すべきとしたところである。

今回、過去の指摘を踏まえた内部統制の充実・強化に係る取組については、全ての府省評価委員会において評価が行われていたが、法人の長のマネジメントの妥当性について言及している例は少ない状況である。

今後の評価に当たっては、①法人の長のマネジメントの妥当性など政策責任者としての視点を持ちながら評価を行う、②法人全体の信用を失墜させる不祥事が発生した場合には、当該評価項目だけではなく法人全体の評定に反映させるなど、評価の指針に示された考え方にも十分留意して評価を行うことが必要である。

#### **(保有資産の保有の妥当性について、政府方針、会計検査院の指摘等を踏まえた評価)**

26年度取組において、保有資産の保有の妥当性について、政府方針、会計検査院の指摘等を踏まえた評価を行っているか留意すべきとしたところである。

しかしながら、一部の法人において、研究機器等の設備の保有の妥当性について、耐用年数が過ぎており売却等対象資産ではないとして評価が行われていない事例がみられた。

今後の評価に当たっては、耐用年数を過ぎている・遊休となっている資産の保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性、有効活用の可能性等の観点から十分に検討した目標を策定した上で、業務の質の向上、業務の効率化、財務内容の改善等の視点から、法人に対して業務運営の改善等を促すような評価を行うことが必要である。

# 外務省独立行政法人評価委員会



(案)

政 委 第            号  
平成 27 年 1 月    日

外務省独立行政法人評価委員会  
委員 長    門 脇   英 晴 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会  
委員 長            岡       素 之

平成 25 年度における外務省所管独立行政法人の業務の実績  
に関する評価の結果についての意見について

当委員会は、平成 26 年 8 月 22 日付けをもって貴委員会から通知のあった「外務省所管独立行政法人の平成 25 年度における業務実績の評価について」に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。

当委員会としては、平成 26 年 5 月 29 日に独立行政法人評価分科会において取りまとめた「独立行政法人評価分科会における平成 26 年度の取組について」に記載した年度評価の視点を中心に、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的な評価を行ったところ

です。  
貴委員会における評価は今年度が最後となりますが、貴委員会のこれまでの活動を総括し、別紙の意見に示された当委員会の考え方を、来年度以降評価を担う主務大臣に引き継がれることをお願いいたします。



## 平成25年度における外務省所管独立行政法人の業務の実績 に関する評価の結果についての意見

平成25年度における外務省所管2法人（国際協力機構、国際交流基金）の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果についての意見は以下のとおりである。

### 【各府省所管法人共通】

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）の改正により、平成27年度から、主務大臣が各事業年度に係る業務の実績等を実評価する仕組みとなることから、各府省独立行政法人評価委員会における評価は今年度が最後となる。

各府省独立行政法人評価委員会におかれては、これまでの当委員会における指摘事項等、以下に記載する各府省所管法人共通の指摘事項及び別添として取りまとめた「今後の評価において参考となると思われる一次評価結果の概要等」を踏まえて、今後の主務大臣における評価の質の向上、内容の充実等に活用することができるよう、府省独立行政法人評価委員会としてのこれまでの活動を総括し、その結果を主務大臣に引き継ぐことを期待する。

なお、改正後の独立行政法人通則法第12条の2第1項第6号に基づき、独立行政法人評価制度委員会は、主務大臣の評価の実施が著しく適正を欠くと認めるときは、主務大臣に意見を述べることとなっており、今後は、主務大臣が付した評定について見直しを求める意見を発することもあり得ることを申し添える。

### （業務等への取組状況と実績を明らかにした評価）

平成25年度における独立行政法人等の業務の実績に関する当委員会の二次評価については、「独立行政法人評価分科会における平成26年度の取組について」（平成26年5月29日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定。以下「26年度取組」という。）において、業務等への取組状況と実績を明らかにした上で評価を行っているかについて留意すべきとしたところである。

今回、一部の法人において、業務経費を手数料収入で賄うことを目標としているにもかかわらず、当該収支が赤字である原因等について評価書等で明らかにしていない

事例がみられた。

今後の評価に当たっては、法人による自己評価結果を踏まえ、中期計画の実施状況に留意しつつ、業務等への取組状況と実績を調査・分析し、その結果を考慮するなど、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定。以下「評価の指針」という。）に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

#### **（中期目標等に照らした業務等の達成状況や進捗状況を明らかにした評価）**

26 年度取組において、中期目標等に照らした業務等の達成状況や進捗状況を明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

今回、一部の法人において、①中期計画等において、一般管理費の節減の余地について自己評価を厳格に行うべきとされているところ、評価書等で明らかにしていない、②中期目標等において数値目標が設定されているにもかかわらず、評価書等においてその達成状況について明らかにしていない事例がみられた。

今後の評価に当たっては、目標・計画との実績の比較により、目標・計画の達成状況や業務運営上の課題を的確に把握し対応を促す観点から評価を行うなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

#### **（目標未達成の業務等について、その要因と改善方策等を明らかにした評価）**

26 年度取組において、目標未達成の業務等について、その要因と改善方法を明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

今回、一部の法人において、①複数の項目のうち一部未達成の項目があるにもかかわらず、当該未達成の理由等について評価書等において明らかにしていない、②中期目標等において設定された数値目標を達成していないにもかかわらず、同様の目的で実施される他業務の実績と併せて優れた実績と評価しており、当該業務が未達成となった要因や改善方策について評価書等で明らかにしていない事例がみられた。

今後の評価に当たっては、①なぜその実績に至ったかについて外部要因の影響やマネジメントの課題等を含む要因分析を行い、業務の改善につながるような実効性のある評価を実施する、②問題点が明らかになった段階においては、具体的かつ明確な改善方策を記述するなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

### **(業務等への取組により得られた成果・効果（アウトカム）を明らかにした評価)**

26 年度取組において、業務等への取組により得られた成果・効果（アウトカム）を明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

現状、これまでの当委員会の指摘等により、定量的なアウトプット目標を定める例は増加傾向にあるが、アウトカムに着目した目標を定めている例は未だ少ないものと認識している。

このような現状認識のもと、今回、上記の視点による取組を明らかにした上での評価がなされているか確認したところ、一部の法人において、①研究成果として得られたエビデンスや、当該エビデンスを国民に提供したことをもって成果としているが、政策目的の実現にどの程度の効果があったかという視点で評価がされていない、②単に「着実に実施されており、評価できる。」などの定性的な評価にとどまり、成果や効果に言及せず評価している事例がみられた。

来年度以降、主務大臣が定める独立行政法人の中期目標等においては、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定。以下「目標の指針」という。）に基づき、アウトプットに着目した目標を必ず定めるとともに、できる限りアウトカムに着目した定量的な目標を定め、その基準となる実績値等についても記載することが求められる。

今後の評価に当たっては、①法人の業務実績及び目標・計画の達成状況について自己評価書等により把握・分析し、②法人業務の政策・施策への適合性、法人の長のマネジメントの妥当性など、政策責任者としての視点を持ちながら評価を行うなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

### **(過去の指摘（勧告の方向性、年度評価意見、会計検査院指摘等）を踏まえた評価)**

26 年度取組において、過去の指摘（勧告の方向性、年度評価意見、会計検査院指摘等）を踏まえた取組について明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

一部の法人において、①過去の指摘に関する取組内容や評価に関して何ら言及していない、②過去の指摘及び当該指摘を踏まえた取組状況は明らかにしているものの、

それをどのように評価をしたかについて明らかにしていないなど、上記視点に基づく評価がなされていない、又は不十分である事例があった。

今後の評価に当たっては、法律、閣議決定及びその他政府の種々の改革方針において法人が取り組むべきとされた事項についての実施状況や、法人の業務等に係る国会審議、会計検査、予算執行調査等の指摘事項を踏まえた取組状況についての的確に評価を行うとともに、過去の関連する政策評価、行政評価・監視及び行政事業レビューの結果を活用するなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

#### **(電子化等による業務の効率化を明らかにした評価)**

26年度取組において、電子化等による業務の効率化に関する取組状況を明らかにした上で評価を行っているかについて留意すべきとしたところである。

一部の法人において、①業務の電子化等についての記載が全くない、②業務の電子化等の実績は記載されているものの、その評価までは行われていないなどの事例があった。

来年度以降、主務大臣が定める独立行政法人の中期目標等においては、目標の指針に基づき、行政の簡素化・効率化、国民・事業者の負担の軽減を目指した電子政府推進の取組の一環として、手続のオンライン利用の促進、行政情報の電子的提供・オープンデータの推進、業務・システムの最適化（電子決裁の促進等）、情報システムに係る調達の改善等について、具体的かつ明確に目標を定めることが求められる。

今後の評価に当たっては、「国の行政の業務改革に関する取組方針～行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」（平成26年7月25日総務大臣決定）において、独立行政法人についても国の行政機関の取組に準じて業務改革に取り組むよう要請されていることを念頭に置くなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

#### **(過去の指摘を踏まえた内部統制の充実・強化を明らかにした評価)**

26年度取組において、過去の指摘を踏まえた内部統制の充実・強化に係る取組（特にガバナンス機能の発揮、契約事務の適正化等）について明らかにした上で評価を行っているかについて留意すべきとしたところである。

今回、過去の指摘を踏まえた内部統制の充実・強化に係る取組については、全ての府省評価委員会において評価が行われていたが、法人の長のマネジメントの妥当性について言及している例は少ない状況である。

今後の評価に当たっては、①法人の長のマネジメントの妥当性など政策責任者としての視点を持ちながら評価を行う、②法人全体の信用を失墜させる不祥事が発生した場合には、当該評価項目だけではなく法人全体の評定に反映させるなど、評価の指針に示された考え方にも十分留意して評価を行うことが必要である。

#### **(保有資産の保有の妥当性について、政府方針、会計検査院の指摘等を踏まえた評価)**

26年度取組において、保有資産の保有の妥当性について、政府方針、会計検査院の指摘等を踏まえた評価を行っているか留意すべきとしたところである。

しかしながら、一部の法人において、研究機器等の設備の保有の妥当性について、耐用年数が過ぎており売却等対象資産ではないとして評価が行われていない事例がみられた。

今後の評価に当たっては、耐用年数を過ぎている・遊休となっている資産の保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性、有効活用の可能性等の観点から十分に検討した目標を策定した上で、業務の質の向上、業務の効率化、財務内容の改善等の視点から、法人に対して業務運営の改善等を促すような評価を行うことが必要である。

# 財務省独立行政法人評価委員会



(案)

政 委 第            号  
平成 27 年 1 月    日

財務省独立行政法人評価委員会

委員 長    三 島    良 直 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長            岡            素 之

平成 25 年度における財務省所管独立行政法人の業務の実績  
に関する評価の結果等についての意見について

当委員会は、平成 26 年 9 月 10 日付けをもって貴委員会から通知のあった「財務省所管独立行政法人の平成 25 事業年度に係る業務の実績に関する評価の結果について（通知）」等に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。

当委員会としては、平成 26 年 5 月 29 日に独立行政法人評価分科会において取りまとめた「独立行政法人評価分科会における平成 26 年度の取組について」に記載した年度評価の視点を中心に、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的な評価を行ったところ  
です。

貴委員会における評価は今年度が最後となりますが、貴委員会のこれまでの活動を総括し、別紙の意見に示された当委員会の考え方を、来年度以降評価を担う主務大臣に引き継がれることをお願いいたします。



## 平成25年度における財務省所管独立行政法人の業務の実績 に関する評価の結果等についての意見

平成25年度における財務省所管7法人（酒類総合研究所、造幣局、国立印刷局、日本万国博覧会記念機構、農林漁業信用基金、奄美群島振興開発基金、住宅金融支援機構）の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果等についての意見は以下のとおりである。

### 【各府省所管法人共通】

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）の改正により、平成27年度から、主務大臣が各事業年度に係る業務の実績等を実評価する仕組みとなることから、各府省独立行政法人評価委員会における評価は今年度が最後となる。

各府省独立行政法人評価委員会におかれては、これまでの当委員会における指摘事項等、以下に記載する各府省所管法人共通の指摘事項及び別添として取りまとめた「今後の評価において参考となると思われる一次評価結果の概要等」を踏まえて、今後の主務大臣における評価の質の向上、内容の充実等に活用することができるよう、府省独立行政法人評価委員会としてのこれまでの活動を総括し、その結果を主務大臣に引き継ぐことを期待する。

なお、改正後の独立行政法人通則法第12条の2第1項第6号に基づき、独立行政法人評価制度委員会は、主務大臣の評価の実施が著しく適正を欠くと認めるときは、主務大臣に意見を述べることとなっており、今後は、主務大臣が付した評定について見直しを求める意見を発することもあり得ることを申し添える。

### （業務等への取組状況と実績を明らかにした評価）

平成25年度における独立行政法人等の業務の実績に関する当委員会の二次評価については、「独立行政法人評価分科会における平成26年度の取組について」（平成26年5月29日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定。以下「26年度取組」という。）において、業務等への取組状況と実績を明らかにした上で評価を行っているかについて留意すべきとしたところである。

今回、一部の法人において、業務経費を手数料収入で賄うことを目標としているに

もかかわらず、当該収支が赤字である原因等について評価書等で明らかにしていない事例がみられた。

今後の評価に当たっては、法人による自己評価結果を踏まえ、中期計画の実施状況に留意しつつ、業務等への取組状況と実績を調査・分析し、その結果を考慮するなど、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定。以下「評価の指針」という。）に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

#### **（中期目標等に照らした業務等の達成状況や進捗状況を明らかにした評価）**

26 年度取組において、中期目標等に照らした業務等の達成状況や進捗状況を明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

今回、一部の法人において、①中期計画等において、一般管理費の節減の余地について自己評価を厳格に行うべきとされているところ、評価書等で明らかにしていない、②中期目標等において数値目標が設定されているにもかかわらず、評価書等においてその達成状況について明らかにしていない事例がみられた。

今後の評価に当たっては、目標・計画との実績の比較により、目標・計画の達成状況や業務運営上の課題を的確に把握し対応を促す観点から評価を行うなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

#### **（目標未達成の業務等について、その要因と改善方策等を明らかにした評価）**

26 年度取組において、目標未達成の業務等について、その要因と改善方法を明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

今回、一部の法人において、①複数の項目のうち一部未達成の項目があるにもかかわらず、当該未達成の理由等について評価書等において明らかにしていない、②中期目標等において設定された数値目標を達成していないにもかかわらず、同様の目的で実施される他業務の実績と併せて優れた実績と評価しており、当該業務が未達成となった要因や改善方策について評価書等で明らかにしていない事例がみられた。

今後の評価に当たっては、①なぜその実績に至ったかについて外部要因の影響やマネジメントの課題等を含む要因分析を行い、業務の改善につながるような実効性のある評価を実施する、②問題点が明らかになった段階においては、具体的かつ明確な改善方策を記述するなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うこと

が必要である。

#### **(業務等への取組により得られた成果・効果（アウトカム）を明らかにした評価）**

26 年度取組において、業務等への取組により得られた成果・効果（アウトカム）を明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

現状、これまでの当委員会の指摘等により、定量的なアウトプット目標を定める例は増加傾向にあるが、アウトカムに着目した目標を定めている例は未だ少ないものと認識している。

このような現状認識のもと、今回、上記の視点による取組を明らかにした上での評価がなされているか確認したところ、一部の法人において、①研究成果として得られたエビデンスや、当該エビデンスを国民に提供したことをもって成果としているが、政策目的の実現にどの程度の効果があったかという視点で評価がされていない、②単に「着実に実施されており、評価できる。」などの定性的な評価にとどまり、成果や効果に言及せず評価している事例がみられた。

来年度以降、主務大臣が定める独立行政法人の中期目標等においては、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定。以下「目標の指針」という。）に基づき、アウトプットに着目した目標を必ず定めるとともに、できる限りアウトカムに着目した定量的な目標を定め、その基準となる実績値等についても記載することが求められる。

今後の評価に当たっては、①法人の業務実績及び目標・計画の達成状況について自己評価書等により把握・分析し、②法人業務の政策・施策への適合性、法人の長のマネジメントの妥当性など、政策責任者としての視点を持ちながら評価を行うなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

#### **(過去の指摘（勧告の方向性、年度評価意見、会計検査院指摘等）を踏まえた評価）**

26 年度取組において、過去の指摘（勧告の方向性、年度評価意見、会計検査院指摘等）を踏まえた取組について明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

一部の法人において、①過去の指摘に関する取組内容や評価に関して何ら言及して

いない、②過去の指摘及び当該指摘を踏まえた取組状況は明らかにしているものの、それをどのように評価をしたかについて明らかにしていないなど、上記視点に基づく評価がなされていない、又は不十分である事例があった。

今後の評価に当たっては、法律、閣議決定及びその他政府の種々の改革方針において法人が取り組むべきとされた事項についての実施状況や、法人の業務等に係る国会審議、会計検査、予算執行調査等の指摘事項を踏まえた取組状況についての的確に評価を行うとともに、過去の関連する政策評価、行政評価・監視及び行政事業レビューの結果を活用するなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

#### **(電子化等による業務の効率化を明らかにした評価)**

26年度取組において、電子化等による業務の効率化に関する取組状況を明らかにした上で評価を行っているかについて留意すべきとしたところである。

一部の法人において、①業務の電子化等についての記載が全くない、②業務の電子化等の実績は記載されているものの、その評価までは行われていないなどの事例があった。

来年度以降、主務大臣が定める独立行政法人の中期目標等においては、目標の指針に基づき、行政の簡素化・効率化、国民・事業者の負担の軽減を目指した電子政府推進の取組の一環として、手続のオンライン利用の促進、行政情報の電子的提供・オープンデータの推進、業務・システムの最適化（電子決裁の促進等）、情報システムに係る調達の改善等について、具体的かつ明確に目標を定めることが求められる。

今後の評価に当たっては、「国の行政の業務改革に関する取組方針～行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」（平成26年7月25日総務大臣決定）において、独立行政法人についても国の行政機関の取組に準じて業務改革に取り組むよう要請されていることを念頭に置くなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

#### **(過去の指摘を踏まえた内部統制の充実・強化を明らかにした評価)**

26年度取組において、過去の指摘を踏まえた内部統制の充実・強化に係る取組（特にガバナンス機能の発揮、契約事務の適正化等）について明らかにした上で評価

を行っているかについて留意すべきとしたところである。

今回、過去の指摘を踏まえた内部統制の充実・強化に係る取組については、全ての府省評価委員会において評価が行われていたが、法人の長のマネジメントの妥当性について言及している例は少ない状況である。

今後の評価に当たっては、①法人の長のマネジメントの妥当性など政策責任者としての視点を持ちながら評価を行う、②法人全体の信用を失墜させる不祥事が発生した場合には、当該評価項目だけではなく法人全体の評定に反映させるなど、評価の指針に示された考え方にも十分留意して評価を行うことが必要である。

#### **(保有資産の保有の妥当性について、政府方針、会計検査院の指摘等を踏まえた評価)**

26年度取組において、保有資産の保有の妥当性について、政府方針、会計検査院の指摘等を踏まえた評価を行っているか留意すべきとしたところである。

しかしながら、一部の法人において、研究機器等の設備の保有の妥当性について、耐用年数が過ぎており売却等対象資産ではないとして評価が行われていない事例がみられた。

今後の評価に当たっては、耐用年数を過ぎている・遊休となっている資産の保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性、有効活用の可能性等の観点から十分に検討した目標を策定した上で、業務の質の向上、業務の効率化、財務内容の改善等の視点から、法人に対して業務運営の改善等を促すような評価を行うことが必要である。

## 中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果 についての意見

### 【日本万国博覧会記念機構】

今般、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 34 条第 3 項の規定に基づき提出のあった「財務省所管独立行政法人の中期目標に係る業務の実績に関する評価の結果について（通知）」（平成 26 年 9 月 10 日）に付された評価結果については、いずれも妥当であると認める。

### 【奄美群島振興開発基金】

本法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成 25 年 12 月 16 日付け政委第 37 号政策評価・独立行政法人評価委員会通知）を反映した新中期目標が策定されている。

今般、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 34 条第 3 項の規定に基づき提出のあった「財務省所管独立行政法人の中期目標に係る業務の実績に関する評価の結果について（通知）」（平成 26 年 9 月 10 日）に付された評価結果については、いずれも妥当であると認める。

文部科学省独立行政法人評価委員会





(案)

政 委 第            号  
平成 27 年 1 月    日

文部科学省独立行政法人評価委員会

委員 長    門 永    宗 之 助 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長            岡            素 之

平成 25 年度における文部科学省所管独立行政法人の業務  
の実績に関する評価の結果等についての意見について

当委員会は、平成 26 年 8 月 27 日付けをもって貴委員会から通知のあった「平成 25 年度に係る業務の実績に関する評価の結果について（通知）」等に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。

当委員会としては、平成 26 年 5 月 29 日に独立行政法人評価分科会において取りまとめた「独立行政法人評価分科会における平成 26 年度の取組について」に記載した年度評価の視点を中心に、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的な評価を行ったところです。

貴委員会における評価は今年度が最後となりますが、貴委員会のこれまでの活動を総括し、別紙の意見に示された当委員会の考え方を、来年度以降評価を担う主務大臣に引き継がれることをお願いいたします。

## 平成25年度における文部科学省所管独立行政法人の業務の実績 に関する評価の結果等についての意見

平成25年度における文部科学省所管24法人（国立特別支援教育総合研究所、大学入試センター、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、国立科学博物館、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、放射線医学総合研究所、国立美術館、国立文化財機構、教員研修センター、科学技術振興機構、日本学術振興会、理化学研究所、宇宙航空研究開発機構、日本スポーツ振興センター、日本芸術文化振興会、日本学生支援機構、海洋研究開発機構、国立高等専門学校機構、大学評価・学位授与機構、国立大学財務・経営センター、日本原子力研究開発機構、日本私立学校振興・共済事業団（助成業務））の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果等についての意見は以下のとおりである。

### 【各府省所管法人共通】

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）の改正により、平成27年度から、主務大臣が各事業年度に係る業務の実績等を評価する仕組みとなることから、各府省独立行政法人評価委員会における評価は今年度が最後となる。

各府省独立行政法人評価委員会におかれては、これまでの当委員会における指摘事項等、以下に記載する各府省所管法人共通の指摘事項及び別添として取りまとめた「今後の評価において参考となると思われる一次評価結果の概要等」を踏まえて、今後の主務大臣における評価の質の向上、内容の充実等に活用することができるよう、府省独立行政法人評価委員会としてのこれまでの活動を総括し、その結果を主務大臣に引き継ぐことを期待する。

なお、改正後の独立行政法人通則法第12条の2第1項第6号に基づき、独立行政法人評価制度委員会は、主務大臣の評価の実施が著しく適正を欠くと認めるときは、主務大臣に意見を述べることとなっており、今後は、主務大臣が付した評定について見直しを求める意見を発することもあり得ることを申し添える。

### （業務等への取組状況と実績を明らかにした評価）

平成25年度における独立行政法人等の業務の実績に関する当委員会の二次評価に

については、「独立行政法人評価分科会における平成 26 年度の取組について」（平成 26 年 5 月 29 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定。以下「26 年度取組」という。）において、業務等への取組状況と実績を明らかにした上で評価を行っているかについて留意すべきとしたところである。

今回、一部の法人において、業務経費を手数料収入で賄うことを目標としているにもかかわらず、当該収支が赤字である原因等について評価書等で明らかにしていない事例がみられた。

今後の評価に当たっては、法人による自己評価結果を踏まえ、中期計画の実施状況に留意しつつ、業務等への取組状況と実績を調査・分析し、その結果を考慮するなど、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定。以下「評価の指針」という。）に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

#### **（中期目標等に照らした業務等の達成状況や進捗状況を明らかにした評価）**

26 年度取組において、中期目標等に照らした業務等の達成状況や進捗状況を明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

今回、一部の法人において、①中期計画等において、一般管理費の節減の余地について自己評価を厳格に行うべきとされているところ、評価書等で明らかにしていない、②中期目標等において数値目標が設定されているにもかかわらず、評価書等においてその達成状況について明らかにしていない事例がみられた。

今後の評価に当たっては、目標・計画との実績の比較により、目標・計画の達成状況や業務運営上の課題を的確に把握し対応を促す観点から評価を行うなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

#### **（目標未達成の業務等について、その要因と改善方策等を明らかにした評価）**

26 年度取組において、目標未達成の業務等について、その要因と改善方法を明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

今回、一部の法人において、①複数の項目のうち一部未達成の項目があるにもかかわらず、当該未達成の理由等について評価書等において明らかにしていない、②中期目標等において設定された数値目標を達成していないにもかかわらず、同様の目的で実施される他業務の実績と併せて優れた実績と評価しており、当該業務が未達成とな

った要因や改善方策について評価書等で明らかにしていない事例がみられた。

今後の評価に当たっては、①なぜその実績に至ったかについて外部要因の影響やマネジメントの課題等を含む要因分析を行い、業務の改善につながるような実効性のある評価を実施する、②問題点が明らかになった段階においては、具体的かつ明確な改善方策を記述するなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

#### **(業務等への取組により得られた成果・効果（アウトカム）を明らかにした評価)**

26年度取組において、業務等への取組により得られた成果・効果（アウトカム）を明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

現状、これまでの当委員会の指摘等により、定量的なアウトプット目標を定める例は増加傾向にあるが、アウトカムに着目した目標を定めている例は未だ少ないものと認識している。

このような現状認識のもと、今回、上記の視点による取組を明らかにした上での評価がなされているか確認したところ、一部の法人において、①研究成果として得られたエビデンスや、当該エビデンスを国民に提供したことをもって成果としているが、政策目的の実現にどの程度の効果があったかという視点で評価がされていない、②単に「着実に実施されており、評価できる。」などの定性的な評価にとどまり、成果や効果に言及せず評価している事例がみられた。

来年度以降、主務大臣が定める独立行政法人の中期目標等においては、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定。以下「目標の指針」という。）に基づき、アウトプットに着目した目標を必ず定めるとともに、できる限りアウトカムに着目した定量的な目標を定め、その基準となる実績値等についても記載することが求められる。

今後の評価に当たっては、①法人の業務実績及び目標・計画の達成状況について自己評価書等により把握・分析し、②法人業務の政策・施策への適合性、法人の長のマネジメントの妥当性など、政策責任者としての視点を持ちながら評価を行うなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

### (過去の指摘（勧告の方向性、年度評価意見、会計検査院指摘等）を踏まえた評価）

26年度取組において、過去の指摘（勧告の方向性、年度評価意見、会計検査院指摘等）を踏まえた取組について明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

一部の法人において、①過去の指摘に関する取組内容や評価に関して何ら言及していない、②過去の指摘及び当該指摘を踏まえた取組状況は明らかにしているものの、それをどのように評価をしたかについて明らかにしていないなど、上記視点に基づく評価がなされていない、又は不十分である事例があった。

今後の評価に当たっては、法律、閣議決定及びその他政府の種々の改革方針において法人が取り組むべきとされた事項についての実施状況や、法人の業務等に係る国会審議、会計検査、予算執行調査等の指摘事項を踏まえた取組状況についての的確に評価を行うとともに、過去の関連する政策評価、行政評価・監視及び行政事業レビューの結果を活用するなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

### (電子化等による業務の効率化を明らかにした評価)

26年度取組において、電子化等による業務の効率化に関する取組状況を明らかにした上で評価を行っているかについて留意すべきとしたところである。

一部の法人において、①業務の電子化等についての記載が全くない、②業務の電子化等の実績は記載されているものの、その評価までは行われていないなどの事例があった。

来年度以降、主務大臣が定める独立行政法人の中期目標等においては、目標の指針に基づき、行政の簡素化・効率化、国民・事業者の負担の軽減を目指した電子政府推進の取組の一環として、手続のオンライン利用の促進、行政情報の電子的提供・オープンデータの推進、業務・システムの最適化（電子決裁の促進等）、情報システムに係る調達の改善等について、具体的かつ明確に目標を定めることが求められる。

今後の評価に当たっては、「国の行政の業務改革に関する取組方針～行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」（平成26年7月25日総務大臣決定）において、独立行政法人についても国の行政機関の取組に準じて業務改革に取り組むよう要請されていることを念頭に置くなど、評価の指針に示された考え方に十分留意

して評価を行うことが必要である。

**(過去の指摘を踏まえた内部統制の充実・強化を明らかにした評価)**

26 年度取組において、過去の指摘を踏まえた内部統制の充実・強化に係る取組（特にガバナンス機能の発揮、契約事務の適正化等）について明らかにした上で評価を行っているかについて留意すべきとしたところである。

今回、過去の指摘を踏まえた内部統制の充実・強化に係る取組については、全ての府省評価委員会において評価が行われていたが、法人の長のマネジメントの妥当性について言及している例は少ない状況である。

今後の評価に当たっては、①法人の長のマネジメントの妥当性など政策責任者としての視点を持ちながら評価を行う、②法人全体の信用を失墜させる不祥事が発生した場合には、当該評価項目だけではなく法人全体の評定に反映させるなど、評価の指針に示された考え方にも十分留意して評価を行うことが必要である。

**(保有資産の保有の妥当性について、政府方針、会計検査院の指摘等を踏まえた評価)**

26 年度取組において、保有資産の保有の妥当性について、政府方針、会計検査院の指摘等を踏まえた評価を行っているか留意すべきとしたところである。

しかしながら、一部の法人において、研究機器等の設備の保有の妥当性について、耐用年数が過ぎており売却等対象資産ではないとして評価が行われていない事例がみられた。

今後の評価に当たっては、耐用年数を過ぎている・遊休となっている資産の保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性、有効活用の可能性等の観点から十分に検討した目標を策定した上で、業務の質の向上、業務の効率化、財務内容の改善等の視点から、法人に対して業務運営の改善等を促すような評価を行うことが必要である。

上記の事項に加え、個別に指摘すべき意見のある法人及びその内容は、以下の通りである。

**【国立青少年教育振興機構】**

- ・ 子どもゆめ基金事業における平成 25 年度に新規に発生した貸倒れ懸念債権について、貴委員会は、その大部分が平成 24 年度以前に交付団体に助成し、平成 25 年度に交付決定の取り消し及び返還命令を行ったことにより発生した債権であることから、平成 25 年度の業務実績評価の対象外として整理している。

しかしながら、上記の整理とした場合、平成 24 年度以前に発生した助成金交付団体による不適切な経理処理に基づき、平成 25 年度に交付決定の取消しを行ったことによる多額の貸倒れ懸念債権の発生という事象を反映した評価が行われず、実際、貴委員会の評価結果において上記の整理としたことについて何ら明らかにしないまま A 評定（5 段階中上から 2 番目の評定）を付している。

今後の評価に当たっては、評価対象年度より前の事象を原因として発生した評価対象年度に計上する貸倒れ債権について、その経緯、事実関係等を踏まえ、当該事例をどのように評定に反映させたかを明らかにした評価を行うべきである。なお、上記評価については、この考え方にに基づき改めて評価を行うべきである。

#### 【日本スポーツ振興センター】

- ・ 契約事務手続については、①契約に関する規程が国の基準に準拠して適切に整備されている、②契約事務手続に係る執行体制が適切に整備されている、③監事による監査を受けていると評価され、A 評定（5 段階中上から 2 番目の評定）が付されている。

しかしながら、本法人は、平成 26 年度に契約した国立霞ヶ丘陸上競技場等の取り壊し工事において、入札書及びその工事費内訳書の提出期限前に工事費内訳書を開封するとともに、当該工事費内訳書の開封と並行して予定価格の決定に係る政府調達機関内部の手続きを行うという不適切な対応を行い、内閣府政府調達苦情検討委員会から契約の破棄及び新たな調達手続の実施について提案を受ける事態に至っていることを踏まえれば、過年度の本法人における職員に対する適正な調達事務遂行のための取組が必ずしも十分ではなかったと考えられ、その検証等を加えず A 評定とすることには疑問がある。

今後の評価に当たっては、上記のように、法人の信用を失墜させる恐れのある事象にも言及し、可能な限り当該事象に対する具体的かつ明確な改善方策を記述するなど、評価の指針の考え方を踏まえた評価を行うべきである。なお、上記評価については、A 評定とした根拠を改めて整理し、当該根拠について明確に説明できない場合は評定の見直しを行うべきである。

## 【国立大学財務・経営センター】

- ・ 業務運営の効率化については、本法人の中期計画等では「一般管理費（退職手当を除く）に関し、計画的な削減に努め、中期目標の期間中、毎事業年度につき3%以上の削減目標を達成するほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を図る」とされている。

貴委員会の評価結果をみると、「対前年度比において、一般管理費については19.4%削減されている。また、事業費については10.9%と大幅な削減を達成した」としてS評定（特に優れた実績を上げている）としている。

しかしながら、①一般管理費の19.4%削減及び事業費の10.9%削減は、いずれも平成25年度予算額に対する執行実績額の比率であり、中期計画等で示された対前年度比ではないこと、②平成25年度と平成24年度の実績額を比較すると、平成25年度において一般管理費が1.6%、事業費が11.1%それぞれ増加していることから、最上級のS評定とすることは困難であり、上記の事実に基づき評定を見直す必要がある。

今後の評価に当たっては、数値目標の基準値に沿って正確かつ厳格に評価を行うとともに、特に最上級の評定を付す場合は、実績が最上級の評定にふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について具体的かつ明確に記述するなど、評価の指針の考え方を踏まえた評価を行うべきである。

- ・ 常勤役職員に係る人件費の削減については、中期計画等では「平成22年度の常勤役職員に係る人件費を平成17年度（254百万円）に比べて5.0%以上削減する。」とされている。

貴委員会の評価結果をみると、「業務縮小による影響が大きいものの、平成17年度の決算額に対して48.0%の削減を図り、総人件費改革の目標を大幅に上回る実績を上げている」としてS評定（特に優れた実績を上げている）としている。

しかしながら、①業務縮小以外の要因による削減内容が明らかとなっておらず、削減のための具体的な取組内容が不明確なまま人件費の比較のみをもって評価を行っており、また、②平成25年度の常勤役職員に係る人件費が平成24年度と比較して6.0%増加している原因が、施設費貸付事業における審査基準の見直しや適切な運用のため不可欠な人員増であったという事実についてなんら言及することなく最上級のS評定とすること



には疑義がある。

今後の評価に当たっては、人件費の増減の要因となった取組状況や経緯・理由等を明らかにし、それらの妥当性を厳格に評価するとともに、特に最上級の評定を付す場合は、実績が最上級の評定にふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について具体的かつ明確に記述するなど、評価の指針の考え方を踏まえた評価を行うべきである。なお、上記評価については、S評定とした根拠を改めて整理し、当該根拠について明確に説明できない場合は評定の見直しを行うべきである。

中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果  
についての意見

**【日本学生支援機構、海洋研究開発機構、国立高等専門学校機構、大学評価・学位授与機構及び国立大学財務・経営センター】**

上記5法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成25年12月16日付け政委第37号政策評価・独立行政法人評価委員会通知）を反映した新中期目標が策定されている。

今般、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第34条第3項の規定に基づき提出のあった「中期目標期間に係る業務の実績に関する評価の結果について（通知）」（平成26年8月27日）に付された評価結果については、国立大学財務・経営センターを除き、いずれも妥当であると認める。

国立大学財務・経営センターについて、指摘すべき内容は以下の通りである。

- ・ 業務運営の効率化については、本法人の中期計画等では「一般管理費（退職手当を除く）に関し、計画的な削減に努め、中期目標の期間中、每事業年度につき3%以上の削減目標を達成するほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、每事業年度につき1%以上の業務の効率化を図る」とされている。

貴委員会の評価結果をみると、「中期計画に基づき策定した年度計画の予算には、毎年、一般管理費は3%、その他の事業費は1%の効率化がすでに盛り込まれているところだが、年度計画に掲げる予算について適正に執行したことにより、年度計画以上の効率化を達成している」とされ、中期目標期間中のすべての年度（平成21年度から25年度まで）について、一般管理費、事業費ともに大幅な効率化が図られているとしてS評定（特に優れた実績を上げている）とし、これを踏まえ中期目標期間評価としてもS評定としている。

しかしながら、すべての年度において、①一般管理費及び事業費の大幅な削減は、いずれも当該年度予算額に対する執行実績額の比率であり、中期計画等で示された対前年度比ではないこと、②当該年度と前年度の実績額を比較すると、例えば、平成22年度

において一般管理費が4.6%、事業費が3.5%それぞれ増加しており、平成25年度において一般管理費が1.6%、事業費が11.1%それぞれ増加していることから、最上級のS評定とすることは困難であり、上記の事実に基づき評定を見直す必要がある。

今後の評価に当たっては、数値目標の基準値に沿って正確かつ厳格に評価を行うとともに、特に最上級の評定を付す場合は、実績が最上級の評定にふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について具体的かつ明確に記述するなど、評価の指針の考え方を踏まえた評価を行うべきである。

- ・ 常勤役職員に係る人件費の削減については、中期計画等では「平成22年度の常勤役職員に係る人件費を平成17年度(254百万円)に比べて5.0%以上削減する。」とされている。

貴委員会の評価結果をみると、中期目標期間のうち、平成23年度から平成25年度までについて、総人件費改革の目標を大幅に上回る実績を上げているとしてS評定(特に優れた実績を上げている)とし、これを踏まえ中期目標期間評価としてもS評定としている。

しかしながら、平成24年度及び平成25年度について「業務縮小による影響が大きい」としているが、業務縮小以外の要因による削減内容が明らかとなっておらず、削減のための具体的な取組内容が不明確なまま人件費の比較のみをもって評価を行っていることから、最上級のS評定とすることには疑義がある。

今後の評価に当たっては、人件費の増減の要因となった取組状況や経緯・理由等を明らかにし、それらの妥当性を厳格に評価するとともに、特に最上級の評定を付す場合は、実績が最上級の評定にふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について具体的かつ明確に記述するなど、評価の指針の考え方を踏まえた評価を行うべきであり、上記評価については、S評定とした根拠を改めて整理し、当該根拠について明確に説明できない場合は評定の見直しを行うべきである。

厚生労働省独立行政法人評価委員会



(案)

政 委 第            号  
平成 27 年 1 月    日

厚生労働省独立行政法人評価委員会  
委員 長    山 口    修 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会  
委員 長            岡            素 之

平成 25 年度における厚生労働省所管独立行政法人の業務  
の実績に関する評価の結果等についての意見について

当委員会は、平成 26 年 8 月 26 日付けをもって貴委員会から通知のあった「厚生労働省所管独立行政法人の平成 25 年度における業務の実績に関する評価、中期目標の期間における業務の実績に関する評価並びに中期目標期間の最終年度を除く当該中期目標期間における業務の実績に関する評価結果等の通知について」に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。

当委員会としては、平成 26 年 5 月 29 日に独立行政法人評価分科会において取りまとめた「独立行政法人評価分科会における平成 26 年度の取組について」に記載した年度評価の視点を中心に、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的な評価を行ったところ  
です。

貴委員会における評価は今年度が最後となりますが、貴委員会のこれまでの活動を総括し、別紙の意見に示された当委員会の考え方を、来年度以降評価を担う主務大臣に引き継がれることをお願いいたします。

平成25年度における厚生労働省所管独立行政法人の業務の実績  
に関する評価の結果等についての意見

平成25年度における厚生労働省所管19法人（国立健康・栄養研究所、労働安全衛生総合研究所、勤労者退職金共済機構、高齢・障害・求職者雇用支援機構、福祉医療機構、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、労働政策研究・研修機構、労働者健康福祉機構、国立病院機構、医薬品医療機器総合機構、医薬基盤研究所、年金・健康保険福祉施設整理機構、年金積立金管理運用独立行政法人、国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター、国立長寿医療研究センター）の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果等についての意見は以下のとおりである。

**【各府省所管法人共通】**

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）の改正により、平成27年度から、主務大臣が各事業年度に係る業務の実績等を評価する仕組みとなることから、各府省独立行政法人評価委員会における評価は今年度が最後となる。

各府省独立行政法人評価委員会におかれては、これまでの当委員会における指摘事項等、以下に記載する各府省所管法人共通の指摘事項及び別添として取りまとめた「今後の評価において参考となると思われる一次評価結果の概要等」を踏まえて、今後の主務大臣における評価の質の向上、内容の充実等に活用することができるよう、府省独立行政法人評価委員会としてのこれまでの活動を総括し、その結果を主務大臣に引き継ぐことを期待する。

なお、改正後の独立行政法人通則法第12条の2第1項第6号に基づき、独立行政法人評価制度委員会は、主務大臣の評価の実施が著しく適正を欠くと認めるときは、主務大臣に意見を述べることとなっており、今後は、主務大臣が付した評定について見直しを求める意見を発することもあり得ることを申し添える。

**（業務等への取組状況と実績を明らかにした評価）**

平成25年度における独立行政法人等の業務の実績に関する当委員会の二次評価に

については、「独立行政法人評価分科会における平成 26 年度の取組について」（平成 26 年 5 月 29 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定。以下「26 年度取組」という。）において、業務等への取組状況と実績を明らかにした上で評価を行っているかについて留意すべきとしたところである。

今回、一部の法人において、業務経費を手数料収入で賄うことを目標としているにもかかわらず、当該収支が赤字である原因等について評価書等で明らかにしていない事例がみられた。

今後の評価に当たっては、法人による自己評価結果を踏まえ、中期計画の実施状況に留意しつつ、業務等への取組状況と実績を調査・分析し、その結果を考慮するなど、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定。以下「評価の指針」という。）に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

#### **（中期目標等に照らした業務等の達成状況や進捗状況を明らかにした評価）**

26 年度取組において、中期目標等に照らした業務等の達成状況や進捗状況を明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

今回、一部の法人において、①中期計画等において、一般管理費の節減の余地について自己評価を厳格に行うべきとされているところ、評価書等で明らかにしていない、②中期目標等において数値目標が設定されているにもかかわらず、評価書等においてその達成状況について明らかにしていない事例がみられた。

今後の評価に当たっては、目標・計画との実績の比較により、目標・計画の達成状況や業務運営上の課題を的確に把握し対応を促す観点から評価を行うなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

#### **（目標未達成の業務等について、その要因と改善方策等を明らかにした評価）**

26 年度取組において、目標未達成の業務等について、その要因と改善方法を明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

今回、一部の法人において、①複数の項目のうち一部未達成の項目があるにもかかわらず、当該未達成の理由等について評価書等において明らかにしていない、②中期目標等において設定された数値目標を達成していないにもかかわらず、同様の目的で実施される他業務の実績と併せて優れた実績と評価しており、当該業務が未達成とな



った要因や改善方策について評価書等で明らかにしていない事例がみられた。

今後の評価に当たっては、①なぜその実績に至ったかについて外部要因の影響やマネジメントの課題等を含む要因分析を行い、業務の改善につながるような実効性のある評価を実施する、②問題点が明らかになった段階においては、具体的かつ明確な改善方策を記述するなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

#### **(業務等への取組により得られた成果・効果（アウトカム）を明らかにした評価)**

26年度取組において、業務等への取組により得られた成果・効果（アウトカム）を明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

現状、これまでの当委員会の指摘等により、定量的なアウトプット目標を定める例は増加傾向にあるが、アウトカムに着目した目標を定めている例は未だ少ないものと認識している。

このような現状認識のもと、今回、上記の視点による取組を明らかにした上での評価がなされているか確認したところ、一部の法人において、①研究成果として得られたエビデンスや、当該エビデンスを国民に提供したことをもって成果としているが、政策目的の実現にどの程度の効果があったかという視点で評価がされていない、②単に「着実に実施されており、評価できる。」などの定性的な評価にとどまり、成果や効果に言及せず評価している事例がみられた。

来年度以降、主務大臣が定める独立行政法人の中期目標等においては、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定。以下「目標の指針」という。）に基づき、アウトプットに着目した目標を必ず定めるとともに、できる限りアウトカムに着目した定量的な目標を定め、その基準となる実績値等についても記載することが求められる。

今後の評価に当たっては、①法人の業務実績及び目標・計画の達成状況について自己評価書等により把握・分析し、②法人業務の政策・施策への適合性、法人の長のマネジメントの妥当性など、政策責任者としての視点を持ちながら評価を行うなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

### (過去の指摘（勧告の方向性、年度評価意見、会計検査院指摘等）を踏まえた評価）

26年度取組において、過去の指摘（勧告の方向性、年度評価意見、会計検査院指摘等）を踏まえた取組について明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

一部の法人において、①過去の指摘に関する取組内容や評価に関して何ら言及していない、②過去の指摘及び当該指摘を踏まえた取組状況は明らかにしているものの、それをどのように評価をしたかについて明らかにしていないなど、上記視点に基づく評価がなされていない、又は不十分である事例があった。

今後の評価に当たっては、法律、閣議決定及びその他政府の種々の改革方針において法人が取り組むべきとされた事項についての実施状況や、法人の業務等に係る国会審議、会計検査、予算執行調査等の指摘事項を踏まえた取組状況についての的確に評価を行うとともに、過去の関連する政策評価、行政評価・監視及び行政事業レビューの結果を活用するなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

### (電子化等による業務の効率化を明らかにした評価)

26年度取組において、電子化等による業務の効率化に関する取組状況を明らかにした上で評価を行っているかについて留意すべきとしたところである。

一部の法人において、①業務の電子化等についての記載が全くない、②業務の電子化等の実績は記載されているものの、その評価までは行われていないなどの事例があった。

来年度以降、主務大臣が定める独立行政法人の中期目標等においては、目標の指針に基づき、行政の簡素化・効率化、国民・事業者の負担の軽減を目指した電子政府推進の取組の一環として、手続のオンライン利用の促進、行政情報の電子的提供・オープンデータの推進、業務・システムの最適化（電子決裁の促進等）、情報システムに係る調達の改善等について、具体的かつ明確に目標を定めることが求められる。

今後の評価に当たっては、「国の行政の業務改革に関する取組方針～行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」（平成26年7月25日総務大臣決定）において、独立行政法人についても国の行政機関の取組に準じて業務改革に取り組むよう要請されていることを念頭に置くなど、評価の指針に示された考え方に十分留意

して評価を行うことが必要である。

**(過去の指摘を踏まえた内部統制の充実・強化を明らかにした評価)**

26 年度取組において、過去の指摘を踏まえた内部統制の充実・強化に係る取組（特にガバナンス機能の発揮、契約事務の適正化等）について明らかにした上で評価を行っているかについて留意すべきとしたところである。

今回、過去の指摘を踏まえた内部統制の充実・強化に係る取組については、全ての府省評価委員会において評価が行われていたが、法人の長のマネジメントの妥当性について言及している例は少ない状況である。

今後の評価に当たっては、①法人の長のマネジメントの妥当性など政策責任者としての視点を持ちながら評価を行う、②法人全体の信用を失墜させる不祥事が発生した場合には、当該評価項目だけではなく法人全体の評定に反映させるなど、評価の指針に示された考え方にも十分留意して評価を行うことが必要である。

**(保有資産の保有の妥当性について、政府方針、会計検査院の指摘等を踏まえた評価)**

26 年度取組において、保有資産の保有の妥当性について、政府方針、会計検査院の指摘等を踏まえた評価を行っているか留意すべきとしたところである。

しかしながら、一部の法人において、研究機器等の設備の保有の妥当性について、耐用年数が過ぎており売却等対象資産ではないとして評価が行われていない事例がみられた。

今後の評価に当たっては、耐用年数を過ぎている・遊休となっている資産の保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性、有効活用の可能性等の観点から十分に検討した目標を策定した上で、業務の質の向上、業務の効率化、財務内容の改善等の視点から、法人に対して業務運営の改善等を促すような評価を行うことが必要である。

上記の事項に加え、個別に指摘すべき意見のある法人及びその内容は、以下のとおりである。

**【国立健康・栄養研究所】**

- ・ 国民健康・栄養調査の集計業務については、年度計画において、調査票の受理後7ヶ月以内に集計を完了し、厚生労働省へ提出することが数値目標となっているが、調査客対数が前年度の4倍に増えた拡大調査であったことから、調査原票の整理修正等に時間を要し、実績は10ヶ月となっている。

このように、目標を下回る実績であるにもかかわらず、①本集計業務について、正確な集計を行ったこと、②精度向上及び標準化を目的として、地方自治体の管理栄養士等を対象とする技術研修セミナーを全国で開催したこと、③「食事しらべ（2013年版）」を作成したことなどを総合的に勘案し、健康増進法に基づく業務全体としては中期計画を上回っているとして、A評定（5段階中上から2番目の評定）を付している。

しかしながら、集計を完了し厚生労働省へ提出した実績（10ヶ月）は数値目標（7ヶ月）を下回っていることは明らかであり、その他の関連する業務の実績が計画を上回っていることと併せて業務全体をA評定とした根拠について明確な記述がない。

今後の評価に当たっては、なぜその評定に至ったのかの根拠を合理的にかつ明確に記述するなど、評価の指針の考え方を踏まえた評価を行うべきである。なお、上記評価については、A評定とした根拠を改めて整理し、当該根拠について明確に説明できない場合は評定の見直しを行うべきである。

#### 【福祉医療機構】

- ・ 業務管理（リスク管理）の充実については、中期計画において、「ガバナンスの更なる高度化」や「機構が被るリスクの抑制に努める」という目標が設定されている。

貴委員会の評価結果をみると、①金融検査マニュアルに基づく新たなガバナンス態勢の整備を推進したこと、②本法人の被るリスクの抑制に努めるなど、中期計画に定められた事項について、閣議決定を踏まえより具体的かつ様々な取り組みを実施したこと、などを踏まえ最上級のS評定が付されている。

しかしながら、当該業務実績が具体的にどの程度「中期計画を大幅に上回っている」かについての根拠が明確に記載されておらず、最上級のS評定とするには疑義がある。

今後の評価に当たっては、なぜその評定に至ったのかの根拠を合理的かつ明確に記述するとともに、特に最上級の評定を付す場合は、実績が最上級の評定にふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について具体的かつ明確に記述するなど、評価の指針の考え方を踏まえた評価を行うべきである。なお、上記評価については、S評定と

した根拠を改めて整理し、当該根拠について明確に説明できない場合は評定の見直しを行うべきである。

#### 【医薬品医療機器総合機構】

- ・ 新医薬品の審査に係る数値目標は、①優先品目については、総審査期間9ヶ月、行政側期間6ヶ月、申請者側期間3ヶ月、②通常品目については、総審査期間12ヶ月、行政側期間9ヶ月、申請者側期間3ヶ月とされている。

このうち、行政側期間については、優先品目で目標6ヶ月に対して平成25年度の実績は3.6ヶ月、通常品目で目標9ヶ月に対して25年度の実績は6.7ヶ月となっている一方で、申請者側期間については、優先品目で目標3ヶ月に対して25年度の実績は3.8ヶ月、通常品目で目標3ヶ月に対して25年度の実績は4.6ヶ月となっており、申請者側期間はいずれも目標を下回っている。

また、総審査期間について、優先品目は目標9ヶ月に対して平成25年度の実績は7.2ヶ月となっているが、通常品目は目標12ヶ月に対して同年度の実績は11.3ヶ月となっており、目標を大幅に上回っているとは言えない。

このような状況であるにもかかわらず、全体として最上級のS評定とされている。

また、その理由として「新医薬品の最多承認件数を実現した」ことが挙げられているが、優先品目の承認件数は平成24年度が53件だったのに対し平成25年度が42件と、平成24年度の実績を下回っており、承認件数全体の増加も4件（平成24年度は134件、平成25年度は138件）となっていることから、最上級のS評定とすることには疑義がある。

今後の評価に当たっては、なぜその評定に至ったのかの根拠を合理的かつ明確に記述するとともに、特に最上級の評定を付す場合は、実績が最上級の評定にふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について具体的かつ明確に記述するなど、評価の指針の考え方を踏まえた評価を行うべきである。なお、上記評価については、S評定とした根拠を改めて整理し、当該根拠について明確に説明できない場合は評定の見直しを行うべきである。

#### 【年金・健康保険福祉施設整理機構】

- ・ 国庫納付金の納付については、本法人が平成26年4月に独立行政法人地域医療機能推進機構に改組されたため、本法人としての業務実績評価は平成25年度が最後となること

から、改組後の平成26年度に実施予定の国庫納付について、平成25年度に前倒しして評価を行っている。

平成26年度に実施予定の国庫納付は、従来の病院施設譲渡に伴う収入に加え、改組に伴う病院経営3団体との委託契約終了に伴う清算剰余金を含めて行う必要があり、清算作業を委託先3団体との間で行うなど、例年にない特別な業務を円滑に進めたものであり、国庫納付額もこれまでで最大規模のものとなることと合わせて最上級のS評定が付されている。

しかし、改組については平成23年度に決定していることであり、改組にあたり、平成25年度に委託先3団体との清算作業が発生することは予想され、発生する清算剰余金が多額になることも事前に把握できたものと考えられ、評価において「例年にない清算作業」を実施したこと及び「国庫納付額もこれまでで最大規模」となったことは、計画通りに業務が実施された結果であり、最上級のS評定とすることは困難であり、評定を見直す必要がある。さらに、未だ実施していない国庫納付についての評価は、改組後に実施すべきであり、この点についても不適切な評価であると考えられる。

今後の評価に当たっては、なぜその評定に至ったのかの根拠を合理的かつ明確に記述するとともに、特に最上級の評定を付す場合は、実績が最上級の評定にふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について具体的かつ明確に記述するなど、評価の指針の考え方を踏まえた評価を行うべきである。

#### 【国立がん研究センター】

- ・ 「病院における研究・開発の推進」の評価項目については、「生物統計部門を設置し、臨床試験／臨床研究に対するコンサルテーション体制を継続的に実施するとともに、臨床試験に関する基礎およびアドバンスドコースの教育プログラムを継続的に実施し、生物統計に関しても教育コースを開始したこと」等を総合的に評価して、平成24年度のA評定（5段階中上から2番目の評定）から、平成25年度は最上級のS評定に上げている。

しかしながら、上記業務実績は年度計画の範囲内で行われたものにすぎず、中期計画を大幅に上回ったとする根拠が明確にされていないことから、S評定とした根拠が不明確である。

また、S評定とした各委員の評定理由には、治験実施件数や国際共同治験実施数が中期計画等を上回っていることを挙げているものがあるが、これらは「病院における研

「研究・開発の推進」とは別の評価項目である「臨床を志向した研究・開発の推進」の数値目標であり、このように別の評価項目の数値目標を用いて評価を行うことは適切ではない。

今後の評価に当たっては、該当する評価項目の数値目標を用いて評価を行うとともに、特に最上級の評定を付す場合は、実績が最上級の評定にふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について具体的かつ明確に記述するなど、評価の指針の考え方を踏まえた評価を行うべきである。なお、上記評価については、S評定とした根拠を改めて整理し、当該根拠について明確に説明できない場合は評定の見直しを行うべきである。

#### **【国立精神・神経医療研究センター】**

- ・ 「病院における研究・開発の推進」の評価項目については、各委員の評定理由に、治験実施数が増えていることを高く評価しているものが存在するが、治験実施数は「病院における研究・開発の推進」とは別の評価項目である「臨床を志向した研究・開発の推進」の数値目標であり、このように別の評価項目の数値目標を用いて最上級のS評定とすることは適切ではない。

今後の評価に当たっては、該当する評価項目の数値目標を用いて評価を行うとともに、特に最上級の評定を付す場合は、実績が最上級の評定にふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について具体的かつ明確に記述するなど、評価の指針の考え方を踏まえた評価を行うべきである。なお、上記評価については、S評定とした根拠を改めて整理し、当該根拠について明確に説明できない場合は評定の見直しを行うべきである。

## 中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果 についての意見

### 【労働者健康福祉機構、国立病院機構、医薬品医療機器総合機構及び年金・健康保険福祉 施設整理機構】

上記4法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成25年12月16日付け政委第37号政策評価・独立行政法人評価委員会通知）を反映した新中期目標が策定されている。

今般、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第34条第3項の規定に基づき提出のあった「厚生労働省所管独立行政法人の平成25年度における業務の実績に関する評価、中期目標の期間における業務の実績に関する評価並びに中期目標期間の最終年度を除く当該中期目標期間における業務の実績に関する評価結果等の通知について」

（平成26年8月26日付け独評発第0826047号）に付された評価結果については、いずれも妥当であると認める。



農林水産省独立行政法人評価委員会



(案)

政 委 第            号  
平成 27 年 1 月    日

農林水産省独立行政法人評価委員会  
委員 長    野 村    哲 郎    殿

政策評価・独立行政法人評価委員会  
委員 長            岡            素 之

平成 25 年度における農林水産省所管独立行政法人の業務  
の実績に関する評価の結果についての意見について

当委員会は、平成 26 年 8 月 29 日付けをもって貴委員会から通知の  
あった「独立行政法人の平成 25 事業年度における業務実績の評価結果  
について」に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、通  
知します。

当委員会としては、平成 26 年 5 月 29 日に独立行政法人評価分科会に  
おいて取りまとめた「独立行政法人評価分科会における平成 26 年度の  
取組について」に記載した年度評価の視点を中心に、政府全体の評価  
の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的な評価を行ったところ  
です。

貴委員会における評価は今年度が最後となりますが、貴委員会のこ  
れまでの活動を総括し、別紙の意見に示された当委員会の考え方を、  
来年度以降評価を担う主務大臣に引き継がれることをお願いいたしま  
す。

## 平成25年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績 に関する評価の結果についての意見

平成25年度における農林水産省所管13法人（農林水産消費安全技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、水産大学校、農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター、森林総合研究所、水産総合研究センター、農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金）の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果についての意見は以下のとおりである。

### 【各府省所管法人共通】

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）の改正により、平成27年度から、主務大臣が各事業年度に係る業務の実績等を実評価する仕組みとなることから、各府省独立行政法人評価委員会における評価は今年度が最後となる。

各府省独立行政法人評価委員会におかれては、これまでの当委員会における指摘事項等、以下に記載する各府省所管法人共通の指摘事項及び別添として取りまとめた「今後の評価において参考となると思われる一次評価結果の概要等」を踏まえて、今後の主務大臣における評価の質の向上、内容の充実等に活用することができるよう、府省独立行政法人評価委員会としてのこれまでの活動を総括し、その結果を主務大臣に引き継ぐことを期待する。

なお、改正後の独立行政法人通則法第12条の2第1項第6号に基づき、独立行政法人評価制度委員会は、主務大臣の評価の実施が著しく適正を欠くと認めるときは、主務大臣に意見を述べることとなっており、今後は、主務大臣が付した評定について見直しを求める意見を発することもあり得ることを申し添える。

### （業務等への取組状況と実績を明らかにした評価）

平成25年度における独立行政法人等の業務の実績に関する当委員会の二次評価については、「独立行政法人評価分科会における平成26年度の取組について」（平成26年5月29日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定。以下「26年度取組」という。）において、業務等への取組状況と実績を明らかにした

上で評価を行っているかについて留意すべきとしたところである。

今回、一部の法人において、業務経費を手数料収入で賄うことを目標としているにもかかわらず、当該収支が赤字である原因等について評価書等で明らかにしていない事例がみられた。

今後の評価に当たっては、法人による自己評価結果を踏まえ、中期計画の実施状況に留意しつつ、業務等への取組状況と実績を調査・分析し、その結果を考慮するなど、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定。以下「評価の指針」という。）に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

#### **（中期目標等に照らした業務等の達成状況や進捗状況を明らかにした評価）**

26 年度取組において、中期目標等に照らした業務等の達成状況や進捗状況を明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

今回、一部の法人において、①中期計画等において、一般管理費の節減の余地について自己評価を厳格に行うべきとされているところ、評価書等で明らかにしていない、②中期目標等において数値目標が設定されているにもかかわらず、評価書等においてその達成状況について明らかにしていない事例がみられた。

今後の評価に当たっては、目標・計画との実績の比較により、目標・計画の達成状況や業務運営上の課題を的確に把握し対応を促す観点から評価を行うなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

#### **（目標未達成の業務等について、その要因と改善方策等を明らかにした評価）**

26 年度取組において、目標未達成の業務等について、その要因と改善方法を明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

今回、一部の法人において、①複数の項目のうち一部未達成の項目があるにもかかわらず、当該未達成の理由等について評価書等において明らかにしていない、②中期目標等において設定された数値目標を達成していないにもかかわらず、同様の目的で実施される他業務の実績と併せて優れた実績と評価しており、当該業務が未達成となった要因や改善方策について評価書等で明らかにしていない事例がみられた。

今後の評価に当たっては、①なぜその実績に至ったかについて外部要因の影響やマネジメントの課題等を含む要因分析を行い、業務の改善につながるような実効性のあ

る評価を実施する、②問題点が明らかになった段階においては、具体的かつ明確な改善方を記述するなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

#### **(業務等への取組により得られた成果・効果（アウトカム）を明らかにした評価)**

26 年度取組において、業務等への取組により得られた成果・効果（アウトカム）を明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

現状、これまでの当委員会の指摘等により、定量的なアウトプット目標を定める例は増加傾向にあるが、アウトカムに着目した目標を定めている例は未だ少ないものと認識している。

このような現状認識のもと、今回、上記の視点による取組を明らかにした上での評価がなされているか確認したところ、一部の法人において、①研究成果として得られたエビデンスや、当該エビデンスを国民に提供したことをもって成果としているが、政策目的の実現にどの程度の効果があったかという視点で評価がされていない、②単に「着実に実施されており、評価できる。」などの定性的な評価にとどまり、成果や効果に言及せず評価している事例がみられた。

来年度以降、主務大臣が定める独立行政法人の中期目標等においては、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定。以下「目標の指針」という。）に基づき、アウトプットに着目した目標を必ず定めるとともに、できる限りアウトカムに着目した定量的な目標を定め、その基準となる実績値等についても記載することが求められる。

今後の評価に当たっては、①法人の業務実績及び目標・計画の達成状況について自己評価書等により把握・分析し、②法人業務の政策・施策への適合性、法人の長のマネジメントの妥当性など、政策責任者としての視点を持ちながら評価を行うなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

#### **(過去の指摘（勧告の方向性、年度評価意見、会計検査院指摘等）を踏まえた評価)**

26 年度取組において、過去の指摘（勧告の方向性、年度評価意見、会計検査院指摘等）を踏まえた取組について明らかにした上での評価が実施されているかについて

留意すべきとしたところである。

一部の法人において、①過去の指摘に関する取組内容や評価に関して何ら言及していない、②過去の指摘及び当該指摘を踏まえた取組状況は明らかにしているものの、それをどのように評価をしたかについて明らかにしていないなど、上記視点に基づく評価がなされていない、又は不十分である事例があった。

今後の評価に当たっては、法律、閣議決定及びその他政府の種々の改革方針において法人が取り組むべきとされた事項についての実施状況や、法人の業務等に係る国会審議、会計検査、予算執行調査等の指摘事項を踏まえた取組状況についての的確に評価を行うとともに、過去の関連する政策評価、行政評価・監視及び行政事業レビューの結果を活用するなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

#### (電子化等による業務の効率化を明らかにした評価)

26年度取組において、電子化等による業務の効率化に関する取組状況を明らかにした上で評価を行っているかについて留意すべきとしたところである。

一部の法人において、①業務の電子化等についての記載が全くない、②業務の電子化等の実績は記載されているものの、その評価までは行われていないなどの事例があった。

来年度以降、主務大臣が定める独立行政法人の中期目標等においては、目標の指針に基づき、行政の簡素化・効率化、国民・事業者の負担の軽減を目指した電子政府推進の取組の一環として、手続のオンライン利用の促進、行政情報の電子的提供・オープンデータの推進、業務・システムの最適化（電子決裁の促進等）、情報システムに係る調達の改善等について、具体的かつ明確に目標を定めることが求められる。

今後の評価に当たっては、「国の行政の業務改革に関する取組方針～行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」(平成26年7月25日総務大臣決定)において、独立行政法人についても国の行政機関の取組に準じて業務改革に取り組むよう要請されていることを念頭に置くなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

#### (過去の指摘を踏まえた内部統制の充実・強化を明らかにした評価)

26年度取組において、過去の指摘を踏まえた内部統制の充実・強化に係る取組（特にガバナンス機能の発揮、契約事務の適正化等）について明らかにした上で評価を行っているかについて留意すべきとしたところである。

今回、過去の指摘を踏まえた内部統制の充実・強化に係る取組については、全ての府省評価委員会において評価が行われていたが、法人の長のマネジメントの妥当性について言及している例は少ない状況である。

今後の評価に当たっては、①法人の長のマネジメントの妥当性など政策責任者としての視点を持ちながら評価を行う、②法人全体の信用を失墜させる不祥事が発生した場合には、当該評価項目だけではなく法人全体の評定に反映させるなど、評価の指針に示された考え方にも十分留意して評価を行うことが必要である。

#### **（保有資産の保有の妥当性について、政府方針、会計検査院の指摘等を踏まえた評価）**

26年度取組において、保有資産の保有の妥当性について、政府方針、会計検査院の指摘等を踏まえた評価を行っているか留意すべきとしたところである。

しかしながら、一部の法人において、研究機器等の設備の保有の妥当性について、耐用年数が過ぎており売却等対象資産ではないとして評価が行われていない事例がみられた。

今後の評価に当たっては、耐用年数を過ぎている・遊休となっている資産の保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性、有効活用の可能性等の観点から十分に検討した目標を策定した上で、業務の質の向上、業務の効率化、財務内容の改善等の視点から、法人に対して業務運営の改善等を促すような評価を行うことが必要である。



經濟産業省独立行政法人評価委員会



(案)

政 委 第            号  
平成 27 年 1 月    日

経済産業省独立行政法人評価委員会

委員 長    室 伏    き み 子 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長            岡            素 之

平成 25 年度における経済産業省所管独立行政法人の業務  
の実績に関する評価の結果等についての意見について

当委員会は、平成 26 年 8 月 20 日付けをもって貴委員会から通知のあった「経済産業省所管独立行政法人の平成 25 年度及び中期目標の期間における業務の実績に関する評価の結果について」に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。

当委員会としては、平成 26 年 5 月 29 日に独立行政法人評価分科会において取りまとめた「独立行政法人評価分科会における平成 26 年度の取組について」に記載した年度評価の視点を中心に、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的な評価を行ったところ  
です。

貴委員会における評価は今年度が最後となりますが、貴委員会のこれまでの活動を総括し、別紙の意見に示された当委員会の考え方を、来年度以降評価を担う主務大臣に引き継がれることをお願いいたします。

## 平成25年度における経済産業省所管独立行政法人の業務の実績 に関する評価の結果等についての意見

平成25年度における経済産業省所管10法人（経済産業研究所、工業所有権情報・研修館、日本貿易保険、産業技術総合研究所、製品評価技術基盤機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構、日本貿易振興機構、情報処理推進機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、中小企業基盤整備機構）の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果等についての意見は以下のとおりである。

### 【各府省所管法人共通】

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）の改正により、平成27年度から、主務大臣が各事業年度に係る業務の実績等を実評価する仕組みとなることから、各府省独立行政法人評価委員会における評価は今年度が最後となる。

各府省独立行政法人評価委員会におかれては、これまでの当委員会における指摘事項等、以下に記載する各府省所管法人共通の指摘事項及び別添として取りまとめた「今後の評価において参考となると思われる一次評価結果の概要等」を踏まえて、今後の主務大臣における評価の質の向上、内容の充実等に活用することができるよう、府省独立行政法人評価委員会としてのこれまでの活動を総括し、その結果を主務大臣に引き継ぐことを期待する。

なお、改正後の独立行政法人通則法第12条の2第1項第6号に基づき、独立行政法人評価制度委員会は、主務大臣の評価の実施が著しく適正を欠くと認めるときは、主務大臣に意見を述べることとなっており、今後は、主務大臣が付した評定について見直しを求める意見を発することもあり得ることを申し添える。

### （業務等への取組状況と実績を明らかにした評価）

平成25年度における独立行政法人等の業務の実績に関する当委員会の二次評価については、「独立行政法人評価分科会における平成26年度の取組について」（平成26年5月29日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定。以下「26年度取組」という。）において、業務等への取組状況と実績を明らかにした

上で評価を行っているかについて留意すべきとしたところである。

今回、一部の法人において、業務経費を手数料収入で賄うことを目標としているにもかかわらず、当該収支が赤字である原因等について評価書等で明らかにしていない事例がみられた。

今後の評価に当たっては、法人による自己評価結果を踏まえ、中期計画の実施状況に留意しつつ、業務等への取組状況と実績を調査・分析し、その結果を考慮するなど、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定。以下「評価の指針」という。）に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

#### **（中期目標等に照らした業務等の達成状況や進捗状況を明らかにした評価）**

26 年度取組において、中期目標等に照らした業務等の達成状況や進捗状況を明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

今回、一部の法人において、①中期計画等において、一般管理費の節減の余地について自己評価を厳格に行うべきとされているところ、評価書等で明らかにしていない、②中期目標等において数値目標が設定されているにもかかわらず、評価書等においてその達成状況について明らかにしていない事例がみられた。

今後の評価に当たっては、目標・計画との実績の比較により、目標・計画の達成状況や業務運営上の課題を的確に把握し対応を促す観点から評価を行うなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

#### **（目標未達成の業務等について、その要因と改善方策等を明らかにした評価）**

26 年度取組において、目標未達成の業務等について、その要因と改善方法を明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

今回、一部の法人において、①複数の項目のうち一部未達成の項目があるにもかかわらず、当該未達成の理由等について評価書等において明らかにしていない、②中期目標等において設定された数値目標を達成していないにもかかわらず、同様の目的で実施される他業務の実績と併せて優れた実績と評価しており、当該業務が未達成となった要因や改善方策について評価書等で明らかにしていない事例がみられた。

今後の評価に当たっては、①なぜその実績に至ったかについて外部要因の影響やマネジメントの課題等を含む要因分析を行い、業務の改善につながるような実効性のあ

る評価を実施する、②問題点が明らかになった段階においては、具体的かつ明確な改善方を記述するなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

#### **(業務等への取組により得られた成果・効果（アウトカム）を明らかにした評価)**

26 年度取組において、業務等への取組により得られた成果・効果（アウトカム）を明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

現状、これまでの当委員会の指摘等により、定量的なアウトプット目標を定める例は増加傾向にあるが、アウトカムに着目した目標を定めている例は未だ少ないものと認識している。

このような現状認識のもと、今回、上記の視点による取組を明らかにした上での評価がなされているか確認したところ、一部の法人において、①研究成果として得られたエビデンスや、当該エビデンスを国民に提供したことをもって成果としているが、政策目的の実現にどの程度の効果があったかという視点で評価がされていない、②単に「着実に実施されており、評価できる。」などの定性的な評価にとどまり、成果や効果に言及せず評価している事例がみられた。

来年度以降、主務大臣が定める独立行政法人の中期目標等においては、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定。以下「目標の指針」という。）に基づき、アウトプットに着目した目標を必ず定めるとともに、できる限りアウトカムに着目した定量的な目標を定め、その基準となる実績値等についても記載することが求められる。

今後の評価に当たっては、①法人の業務実績及び目標・計画の達成状況について自己評価書等により把握・分析し、②法人業務の政策・施策への適合性、法人の長のマネジメントの妥当性など、政策責任者としての視点を持ちながら評価を行うなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

#### **(過去の指摘（勧告の方向性、年度評価意見、会計検査院指摘等）を踏まえた評価)**

26 年度取組において、過去の指摘（勧告の方向性、年度評価意見、会計検査院指摘等）を踏まえた取組について明らかにした上での評価が実施されているかについて

留意すべきとしたところである。

一部の法人において、①過去の指摘に関する取組内容や評価に関して何ら言及していない、②過去の指摘及び当該指摘を踏まえた取組状況は明らかにしているものの、それをどのように評価をしたかについて明らかにしていないなど、上記視点に基づく評価がなされていない、又は不十分である事例があった。

今後の評価に当たっては、法律、閣議決定及びその他政府の種々の改革方針において法人が取り組むべきとされた事項についての実施状況や、法人の業務等に係る国会審議、会計検査、予算執行調査等の指摘事項を踏まえた取組状況についての的確に評価を行うとともに、過去の関連する政策評価、行政評価・監視及び行政事業レビューの結果を活用するなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

#### (電子化等による業務の効率化を明らかにした評価)

26年度取組において、電子化等による業務の効率化に関する取組状況を明らかにした上で評価を行っているかについて留意すべきとしたところである。

一部の法人において、①業務の電子化等についての記載が全くない、②業務の電子化等の実績は記載されているものの、その評価までは行われていないなどの事例があった。

来年度以降、主務大臣が定める独立行政法人の中期目標等においては、目標の指針に基づき、行政の簡素化・効率化、国民・事業者の負担の軽減を目指した電子政府推進の取組の一環として、手続のオンライン利用の促進、行政情報の電子的提供・オープンデータの推進、業務・システムの最適化（電子決裁の促進等）、情報システムに係る調達の改善等について、具体的かつ明確に目標を定めることが求められる。

今後の評価に当たっては、「国の行政の業務改革に関する取組方針～行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」(平成26年7月25日総務大臣決定)において、独立行政法人についても国の行政機関の取組に準じて業務改革に取り組むよう要請されていることを念頭に置くなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

#### (過去の指摘を踏まえた内部統制の充実・強化を明らかにした評価)

26年度取組において、過去の指摘を踏まえた内部統制の充実・強化に係る取組（特にガバナンス機能の発揮、契約事務の適正化等）について明らかにした上で評価を行っているかについて留意すべきとしたところである。

今回、過去の指摘を踏まえた内部統制の充実・強化に係る取組については、全ての府省評価委員会において評価が行われていたが、法人の長のマネジメントの妥当性について言及している例は少ない状況である。

今後の評価に当たっては、①法人の長のマネジメントの妥当性など政策責任者としての視点を持ちながら評価を行う、②法人全体の信用を失墜させる不祥事が発生した場合には、当該評価項目だけではなく法人全体の評定に反映させるなど、評価の指針に示された考え方にも十分留意して評価を行うことが必要である。

#### **（保有資産の保有の妥当性について、政府方針、会計検査院の指摘等を踏まえた評価）**

26年度取組において、保有資産の保有の妥当性について、政府方針、会計検査院の指摘等を踏まえた評価を行っているか留意すべきとしたところである。

しかしながら、一部の法人において、研究機器等の設備の保有の妥当性について、耐用年数が過ぎており売却等対象資産ではないとして評価が行われていない事例がみられた。

今後の評価に当たっては、耐用年数を過ぎている・遊休となっている資産の保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性、有効活用の可能性等の観点から十分に検討した目標を策定した上で、業務の質の向上、業務の効率化、財務内容の改善等の視点から、法人に対して業務運営の改善等を促すような評価を行うことが必要である。

上記の事項に加え、個別に指摘すべき意見のある法人及びその内容は、以下のとおりである。



## 【情報処理推進機構】

- ・ 「情報セキュリティ対策の強化」については、重要インフラのサイバー攻撃情報共有体制において、情報共有先産業分野を中期計画の数値目標を上回るペースで拡大したことなどから、「法人の実績について、質・量の両面において中期計画を超えた極めて優れたパフォーマンスを実現」として、最上級のAA評定としている。

しかし、満足度の向上を図るアンケートについては、「提供・共有する情報の改善、Webサイトで利用ガイダンスを提示するなどのフィードバックを行うことにより満足度の向上を図る。」とした目標に対して、量の面においては、年間200者とされている中期計画を大幅に上回ったアンケート回収数（1,040者）について評価しているが、「満足度」という質の面については評価がなされておらず、最上級のAA評定を付すことには疑問がある。

今後の評価に当たっては、最上級の評定を付す場合は、法人の実績が当該評定にふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について具体的かつ明確に記述するなど、評価の指針の考え方を踏まえた評価を行うべきである。なお、上記評価については、AA評定とした根拠を改めて整理し、当該根拠について明確に説明できない場合は評定の見直しを行うべきである。

中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果  
についての意見

**【中小企業基盤整備機構】**

本法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成25年12月16日付け政委第37号政策評価・独立行政法人評価委員会通知）を反映した新中期目標が策定されている。

今般、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第34条第3項の規定に基づき提出のあった「経済産業省所管独立行政法人の平成25年度及び中期目標の期間における業務の実績に関する評価の結果について」（平成26年8月20日）に付された評価結果については、いずれも妥当であると認める。

国土交通省独立行政法人評価委員会



(案)

政 委 第            号  
平成 27 年 1 月    日

国土交通省独立行政法人評価委員会  
委員 長    家 田    仁 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会  
委員 長            岡            素 之

平成 25 年度における国土交通省所管独立行政法人の業務  
の実績に関する評価の結果等についての意見について

当委員会は、平成 26 年 9 月 12 日付けをもって貴委員会から通知の  
あった「国土交通省所管独立行政法人の平成 25 事業年度業務実績評価  
について」等に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、  
通知します。

当委員会としては、平成26年 5 月29日に独立行政法人評価分科会に  
おいて取りまとめた「独立行政法人評価分科会における平成26年度の  
取組について」に記載した年度評価の視点を中心に、政府全体の評価  
の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的な評価を行ったところ  
です。

貴委員会における評価は今年度が最後となりますが、貴委員会のこ  
れまでの活動を総括し、別紙の意見に示された当委員会の考え方を、  
来年度以降評価を担う主務大臣に引き継がれることをお願いいたしま  
す。

平成25年度における国土交通省所管独立行政法人の業務の実績  
に関する評価の結果等についての意見

平成25年度における国土交通省所管20法人（土木研究所、建築研究所、交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所、航海訓練所、海技教育機構、航空大学校、自動車検査独立行政法人、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、国際観光振興機構、水資源機構、自動車事故対策機構、空港周辺整備機構、海上災害防止センター、都市再生機構、奄美群島振興開発基金、日本高速道路保有・債務返済機構、住宅金融支援機構）の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果等についての意見は以下のとおりである。

**【各府省所管法人共通】**

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）の改正により、平成27年度から、主務大臣が各事業年度に係る業務の実績等を実評価する仕組みとなることから、各府省独立行政法人評価委員会における評価は今年度が最後となる。

各府省独立行政法人評価委員会におかれては、これまでの当委員会における指摘事項等、以下に記載する各府省所管法人共通の指摘事項及び別添として取りまとめた「今後の評価において参考となると思われる一次評価結果の概要等」を踏まえて、今後の主務大臣における評価の質の向上、内容の充実等に活用することができるよう、府省独立行政法人評価委員会としてのこれまでの活動を総括し、その結果を主務大臣に引き継ぐことを期待する。

なお、改正後の独立行政法人通則法第12条の2第1項第6号に基づき、独立行政法人評価制度委員会は、主務大臣の評価の実施が著しく適正を欠くと認めるときは、主務大臣に意見を述べることとなっており、今後は、主務大臣が付した評定について見直しを求める意見を発することもあり得ることを申し添える。

**（業務等への取組状況と実績を明らかにした評価）**

平成25年度における独立行政法人等の業務の実績に関する当委員会の二次評価については、「独立行政法人評価分科会における平成26年度取組について」（平成

26年5月29日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定。以下「26年度取組」という。)において、業務等への取組状況と実績を明らかにした上で評価を行っているかについて留意すべきとしたところである。

今回、一部の法人において、業務経費を手数料収入で賄うことを目標としているにもかかわらず、当該収支が赤字である原因等について評価書等で明らかにしていない事例がみられた。

今後の評価に当たっては、法人による自己評価結果を踏まえ、中期計画の実施状況に留意しつつ、業務等への取組状況と実績を調査・分析し、その結果を考慮するなど、「独立行政法人の評価に関する指針」(平成26年9月2日総務大臣決定。以下「評価の指針」という。)に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

#### (中期目標等に照らした業務等の達成状況や進捗状況を明らかにした評価)

26年度取組において、中期目標等に照らした業務等の達成状況や進捗状況を明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

今回、一部の法人において、①中期計画等において、一般管理費の節減の余地について自己評価を厳格に行うべきとされているところ、評価書等で明らかにしていない、②中期目標等において数値目標が設定されているにもかかわらず、評価書等においてその達成状況について明らかにしていない事例がみられた。

今後の評価に当たっては、目標・計画との実績の比較により、目標・計画の達成状況や業務運営上の課題を的確に把握し対応を促す観点から評価を行うなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

#### (目標未達成の業務等について、その要因と改善方策等を明らかにした評価)

26年度取組において、目標未達成の業務等について、その要因と改善方法を明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

今回、一部の法人において、①複数の項目のうち一部未達成の項目があるにもかかわらず、当該未達成の理由等について評価書等において明らかにしていない、②中期目標等において設定された数値目標を達成していないにもかかわらず、同様の目的で実施される他業務の実績と併せて優れた実績と評価しており、当該業務が未達成となった要因や改善方策について評価書等で明らかにしていない事例がみられた。

今後の評価に当たっては、①なぜその実績に至ったかについて外部要因の影響やマネジメントの課題等を含む要因分析を行い、業務の改善につながるような実効性のある評価を実施する、②問題点が明らかになった段階においては、具体的かつ明確な改善方策を記述するなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

#### (業務等への取組により得られた成果・効果（アウトカム）を明らかにした評価)

26年度取組において、業務等への取組により得られた成果・効果（アウトカム）を明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

現状、これまでの当委員会の指摘等により、定量的なアウトプット目標を定める例は増加傾向にあるが、アウトカムに着目した目標を定めている例は未だ少ないものと認識している。

このような現状認識のもと、今回、上記の視点による取組を明らかにした上での評価がなされているか確認したところ、一部の法人において、①研究成果として得られたエビデンスや、当該エビデンスを国民に提供したことをもって成果としているが、政策目的の実現にどの程度の効果があったかという視点で評価がされていない、②単に「着実に実施されており、評価できる。」などの定性的な評価にとどまり、成果や効果に言及せず評価している事例がみられた。

来年度以降、主務大臣が定める独立行政法人の中期目標等においては、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定。以下「目標の指針」という。）に基づき、アウトプットに着目した目標を必ず定めるとともに、できる限りアウトカムに着目した定量的な目標を定め、その基準となる実績値等についても記載することが求められる。

今後の評価に当たっては、①法人の業務実績及び目標・計画の達成状況について自己評価書等により把握・分析し、②法人業務の政策・施策への適合性、法人の長のマネジメントの妥当性など、政策責任者としての視点を持ちながら評価を行うなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

#### (過去の指摘（勧告の方向性、年度評価意見、会計検査院指摘等）を踏まえた評価)



26年度取組において、過去の指摘（勧告の方向性、年度評価意見、会計検査院指摘等）を踏まえた取組について明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

一部の法人において、①過去の指摘に関する取組内容や評価に関して何ら言及していない、②過去の指摘及び当該指摘を踏まえた取組状況は明らかにしているものの、それをどのように評価をしたかについて明らかにしていないなど、上記視点に基づく評価がなされていない、又は不十分である事例があった。

今後の評価に当たっては、法律、閣議決定及びその他政府の種々の改革方針において法人が取り組むべきとされた事項についての実施状況や、法人の業務等に係る国会審議、会計検査、予算執行調査等の指摘事項を踏まえた取組状況についての的確に評価を行うとともに、過去の関連する政策評価、行政評価・監視及び行政事業レビューの結果を活用するなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

#### **（電子化等による業務の効率化を明らかにした評価）**

26年度取組において、電子化等による業務の効率化に関する取組状況を明らかにした上で評価を行っているかについて留意すべきとしたところである。

一部の法人において、①業務の電子化等についての記載が全くない、②業務の電子化等の実績は記載されているものの、その評価までは行われていないなどの事例があった。

来年度以降、主務大臣が定める独立行政法人の中期目標等においては、目標の指針に基づき、行政の簡素化・効率化、国民・事業者の負担の軽減を目指した電子政府推進の取組の一環として、手続のオンライン利用の促進、行政情報の電子的提供・オープンデータの推進、業務・システムの最適化（電子決裁の促進等）、情報システムに係る調達の改善等について、具体的かつ明確に目標を定めることが求められる。

今後の評価に当たっては、「国の行政の業務改革に関する取組方針～行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」（平成26年7月25日総務大臣決定）において、独立行政法人についても国の行政機関の取組に準じて業務改革に取り組むよう要請されていることを念頭に置くなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

#### (過去の指摘を踏まえた内部統制の充実・強化を明らかにした評価)

26 年度取組において、過去の指摘を踏まえた内部統制の充実・強化に係る取組（特にガバナンス機能の発揮、契約事務の適正化等）について明らかにした上で評価を行っているかについて留意すべきとしたところである。

今回、過去の指摘を踏まえた内部統制の充実・強化に係る取組については、全ての府省評価委員会において評価が行われていたが、法人の長のマネジメントの妥当性について言及している例は少ない状況である。

今後の評価に当たっては、①法人の長のマネジメントの妥当性など政策責任者としての視点を持ちながら評価を行う、②法人全体の信用を失墜させる不祥事が発生した場合には、当該評価項目だけではなく法人全体の評定に反映させるなど、評価の指針に示された考え方にも十分留意して評価を行うことが必要である。

#### (保有資産の保有の妥当性について、政府方針、会計検査院の指摘等を踏まえた評価)

26 年度取組において、保有資産の保有の妥当性について、政府方針、会計検査院の指摘等を踏まえた評価を行っているか留意すべきとしたところである。

しかしながら、一部の法人において、研究機器等の設備の保有の妥当性について、耐用年数が過ぎており売却等対象資産ではないとして評価が行われていない事例がみられた。

今後の評価に当たっては、耐用年数を過ぎている・遊休となっている資産の保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性、有効活用の可能性等の観点から十分に検討した目標を策定した上で、業務の質の向上、業務の効率化、財務内容の改善等の視点から、法人に対して業務運営の改善等を促すような評価を行うことが必要である。

上記の事項に加え、個別に指摘すべき意見のある法人及びその内容は、以下のとおりである。

#### 【交通安全環境研究所】

- ・ 外部連携の強化については、「I T S 世界会議2013東京」において、通信利用型安

全運転支援システムの公道デモを実施し、ASV技術の理解促進に多大な貢献をしたことや、ドイツ連邦道路交通研究所と研究協力に関する覚書を新規に締結し、新技術及びグローバル化を踏まえた国際調和に適切に対応する体制を構築したこと等を理由に、平成24年度のA評定（5段階中上から3番目の評定）から、平成25年度はS評定（5段階中上から2番目の評定）に上げている。

しかしながら、外部連携の強化の指標として設定された数値目標である共同研究の件数は、平成24年度の19件から平成25年度は16件に減少しており、年度計画目標の18件を下回っているほか、国際学会における研究発表の件数や学会におけるオーガナイザ、座長、編集委員を務めた件数も平成24年度より減少している状況であり、これらの事実についてなんら言及することなくS評定を付すことには疑義がある。

今後の評価に当たっては、数値目標の達成状況に言及した上で、厳格な評価を行うべきであり、上記評価については、S評定とした根拠を改めて整理し、当該根拠について明確に説明できない場合は評定の見直しを行うべきである。

#### 【電子航法研究所】

- 研究開発成果の普及及び活用促進については、査読付論文の採択件数が中期目標を上回る水準で年々増加傾向であることや、日本航空宇宙学会、ヒューマンインターフェース学会等から7件の表彰を受けたこと、本法人が主催した国際会議へ投稿された優秀論文をシュプリンガー社より出版したこと等を踏まえ、S評定（5段階中上から2番目の評定）としている。査読付論文の採択件数が、中期目標期間中における数値目標（5年間合計で80件、各年16件）を大幅に上回る実績（平成23年度は44件、24年度は50件、25年度は60件）で推移しているという事実を踏まえればS評定は妥当であると考えられる。

しかしながら、前中期目標期間の実績（平成18～22年度の合計で166件、各年それぞれ24件、22件、36件、37件、47件）に鑑みると、そもそも現行中期目標期間における査読付論文の採択件数に係る数値目標を前中期目標と同じく5年間合計で80件（各年16件）と設定した目標水準の妥当性に疑義がある。

今後の評価に当たっては、数値目標が設定されている事項について、中期目標期間におけるこれまでの実績を精査し、当該数値目標の妥当性を検証するとともに、必要な場合には、目標設定の見直しを促す評価を行うべきである。

## 【都市再生機構】

- ・ ニュータウン整備事業については、中期目標等において、中期目標期間中に2,600ha以上のニュータウン用地を供給・処分することとなっているが、平成24年度までの供給・処分実績は1,170haであることから、上記目標を達成するためには、最終年度である平成25年度に1,430ha以上の供給・処分が必要であった。

平成25年度計画における数値目標について、本法人は、「数字合わせで残面積1,430haを設定することは非現実的な目標であり妥当ではなく、中期目標の1年あたりの供給処分面積（520ha）や、足元の市場環境も踏まえた上で」、平成24年度計画の数値目標（650ha程度）より低い「400ha程度」と設定した。

このため、中期目標等と年度計画の整合性がとれていない状況となったが、貴委員会は、平成25年度の供給・処分実績は464haであり、年度計画の数値目標を達成したこと等を理由に、「中期目標の達成に向けた実施状況としては、低位ではあるものの、着実な実施状況と評価される範囲にはあるものと認められる」として、平成24年度のB評定（5段階中上から4番目の評定）から、平成25年度はA評定（5段階中上から3番目の評定）に上げている。

しかしながら、中期目標期間中の供給・処分実績は1,634haであり、中期目標で達成すべき2,600haの約6割にとどまることに加え、中期目標等に定められていたニュータウンの整備工事を完了することもできなかったことから、A評定とすることには疑義がある。

今後の評価に当たっては、中期目標等と年度計画の整合性がとれていない場合には、その改善を促すとともに、中期目標の達成状況を踏まえた厳格な評価を行うべきである。

## 【住宅金融支援機構】

- ・ S評定（5段階中上から2番目の評定）としている4項目について、A評定（5段階中上から3番目の評定）としている他項目と同様に、業務実績評価調書の評定理由には業務実績報告書に記載されている「業務実績（概要）」の内容がそのまま記載されており、「中期目標の達成に向けて優れた実施状況にある」とした具体的な根拠が明確にされていないことから、S評定とすることには疑義がある。

今後の評価に当たっては、S評価とする具体的な根拠等を評価書で明らかにした上で、厳格な評価を行うべきであり、上記評価については、S評価とした根拠を改めて整理し、当該根拠について明確に説明できない場合は評価の見直しを行うべきである。

## 中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果 についての意見

### 【海上災害防止センター】

今般、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 34 条第 3 項の規定に基づき提出のあった「国土交通省所管独立行政法人の中期目標期間に係る業務の実績に関する評価について」（平成 26 年 3 月 13 日付け国独評委第 97 号）に付された評価結果については、いずれも妥当であると認める。

### 【都市再生機構】

本法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成 25 年 12 月 16 日付け政委第 37 号政策評価・独立行政法人評価委員会通知）を反映した新中期目標が策定されている。

今般、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 34 条第 3 項の規定に基づき提出のあった「国土交通省所管独立行政法人の中期目標期間に係る業務の実績に関する評価について」（平成 26 年 9 月 12 日付け国独評委第 46 号）に付された評価結果については、いずれも妥当であると認める。

### 【奄美群島振興開発基金】

本法人については、「独立行政法人奄美群島振興開発基金の主要な事務及び事業の改廃に関する意見について」（平成 25 年 12 月 16 日付け政委第 37 号政策評価・独立行政法人評価委員会通知）を反映した新中期目標が策定されている。

今般、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 34 条第 3 項の規定に基づき提出のあった「国土交通省所管独立行政法人の中期目標期間に係る業務の実績に関する評価について」（平成 26 年 9 月 12 日付け国独評委第 46 号）に付された評価結果については、いずれも妥当であると認める。

# 環境省独立行政法人評価委員会





(案)

政 委 第            号  
平成 27 年 1 月    日

環境省独立行政法人評価委員会

委員 長    西 間    三 馨 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長            岡            素 之

平成 25 年度における環境省所管独立行政法人の業務の実績  
に関する評価の結果等についての意見について

当委員会は、平成 26 年 8 月 29 日付けをもって貴委員会から通知のあった「独立行政法人環境再生保全機構における平成 25 年度業務実績の評価結果について（通知）」等に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。

当委員会としては、平成 26 年 5 月 29 日に独立行政法人評価分科会において取りまとめた「独立行政法人評価分科会における平成 26 年度の取組について」に記載した年度評価の視点を中心に、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的な評価を行ったところです。

貴委員会における評価は今年度が最後となりますが、貴委員会のこれまでの活動を総括し、別紙の意見に示された当委員会の考え方を、来年度以降評価を担う主務大臣に引き継がれることをお願いいたします。

## 平成25年度における環境省所管独立行政法人の業務の実績 に関する評価の結果等についての意見

平成25年度における環境省所管2法人（国立環境研究所、環境再生保全機構）の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果等についての意見は以下のとおりである。

### 【各府省所管法人共通】

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）の改正により、平成27年度から、主務大臣が各事業年度に係る業務の実績等を実評価する仕組みとなることから、各府省独立行政法人評価委員会における評価は今年度が最後となる。

各府省独立行政法人評価委員会におかれては、これまでの当委員会における指摘事項等、以下に記載する各府省所管法人共通の指摘事項及び別添として取りまとめた「今後の評価において参考となると思われる一次評価結果の概要等」を踏まえて、今後の主務大臣における評価の質の向上、内容の充実等に活用することができるよう、府省独立行政法人評価委員会としてのこれまでの活動を総括し、その結果を主務大臣に引き継ぐことを期待する。

なお、改正後の独立行政法人通則法第12条の2第1項第6号に基づき、独立行政法人評価制度委員会は、主務大臣の評価の実施が著しく適正を欠くと認めるときは、主務大臣に意見を述べることとなっており、今後は、主務大臣が付した評定について見直しを求める意見を発することもあり得ることを申し添える。

### （業務等への取組状況と実績を明らかにした評価）

平成25年度における独立行政法人等の業務の実績に関する当委員会の二次評価については、「独立行政法人評価分科会における平成26年度の取組について」（平成26年5月29日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定。以下「26年度取組」という。）において、業務等への取組状況と実績を明らかにした上で評価を行っているかについて留意すべきとしたところである。

今回、一部の法人において、業務経費を手数料収入で賄うことを目標としているにもかかわらず、当該収支が赤字である原因等について評価書等で明らかにしていない

事例がみられた。

今後の評価に当たっては、法人による自己評価結果を踏まえ、中期計画の実施状況に留意しつつ、業務等への取組状況と実績を調査・分析し、その結果を考慮するなど、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定。以下「評価の指針」という。）に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

#### **（中期目標等に照らした業務等の達成状況や進捗状況を明らかにした評価）**

26 年度取組において、中期目標等に照らした業務等の達成状況や進捗状況を明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

今回、一部の法人において、①中期計画等において、一般管理費の節減の余地について自己評価を厳格に行うべきとされているところ、評価書等で明らかにしていない、②中期目標等において数値目標が設定されているにもかかわらず、評価書等においてその達成状況について明らかにしていない事例がみられた。

今後の評価に当たっては、目標・計画との実績の比較により、目標・計画の達成状況や業務運営上の課題を的確に把握し対応を促す観点から評価を行うなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

#### **（目標未達成の業務等について、その要因と改善方策等を明らかにした評価）**

26 年度取組において、目標未達成の業務等について、その要因と改善方法を明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

今回、一部の法人において、①複数の項目のうち一部未達成の項目があるにもかかわらず、当該未達成の理由等について評価書等において明らかにしていない、②中期目標等において設定された数値目標を達成していないにもかかわらず、同様の目的で実施される他業務の実績と併せて優れた実績と評価しており、当該業務が未達成となった要因や改善方策について評価書等で明らかにしていない事例がみられた。

今後の評価に当たっては、①なぜその実績に至ったかについて外部要因の影響やマネジメントの課題等を含む要因分析を行い、業務の改善につながるような実効性のある評価を実施する、②問題点が明らかになった段階においては、具体的かつ明確な改善方策を記述するなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

### **(業務等への取組により得られた成果・効果（アウトカム）を明らかにした評価）**

26 年度取組において、業務等への取組により得られた成果・効果（アウトカム）を明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

現状、これまでの当委員会の指摘等により、定量的なアウトプット目標を定める例は増加傾向にあるが、アウトカムに着目した目標を定めている例は未だ少ないものと認識している。

このような現状認識のもと、今回、上記の視点による取組を明らかにした上での評価がなされているか確認したところ、一部の法人において、①研究成果として得られたエビデンスや、当該エビデンスを国民に提供したことをもって成果としているが、政策目的の実現にどの程度の効果があったかという視点で評価がされていない、②単に「着実に実施されており、評価できる。」などの定性的な評価にとどまり、成果や効果に言及せず評価している事例がみられた。

来年度以降、主務大臣が定める独立行政法人の中期目標等においては、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定。以下「目標の指針」という。）に基づき、アウトプットに着目した目標を必ず定めるとともに、できる限りアウトカムに着目した定量的な目標を定め、その基準となる実績値等についても記載することが求められる。

今後の評価に当たっては、①法人の業務実績及び目標・計画の達成状況について自己評価書等により把握・分析し、②法人業務の政策・施策への適合性、法人の長のマネジメントの妥当性など、政策責任者としての視点を持ちながら評価を行うなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

### **(過去の指摘（勧告の方向性、年度評価意見、会計検査院指摘等）を踏まえた評価）**

26 年度取組において、過去の指摘（勧告の方向性、年度評価意見、会計検査院指摘等）を踏まえた取組について明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

一部の法人において、①過去の指摘に関する取組内容や評価に関して何ら言及していない、②過去の指摘及び当該指摘を踏まえた取組状況は明らかにしているものの、

それをどのように評価をしたかについて明らかにしていないなど、上記視点に基づく評価がなされていない、又は不十分である事例があった。

今後の評価に当たっては、法律、閣議決定及びその他政府の種々の改革方針において法人が取り組むべきとされた事項についての実施状況や、法人の業務等に係る国会審議、会計検査、予算執行調査等の指摘事項を踏まえた取組状況についての的確に評価を行うとともに、過去の関連する政策評価、行政評価・監視及び行政事業レビューの結果を活用するなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

#### **(電子化等による業務の効率化を明らかにした評価)**

26年度取組において、電子化等による業務の効率化に関する取組状況を明らかにした上で評価を行っているかについて留意すべきとしたところである。

一部の法人において、①業務の電子化等についての記載が全くない、②業務の電子化等の実績は記載されているものの、その評価までは行われていないなどの事例があった。

来年度以降、主務大臣が定める独立行政法人の中期目標等においては、目標の指針に基づき、行政の簡素化・効率化、国民・事業者の負担の軽減を目指した電子政府推進の取組の一環として、手続のオンライン利用の促進、行政情報の電子的提供・オープンデータの推進、業務・システムの最適化（電子決裁の促進等）、情報システムに係る調達の改善等について、具体的かつ明確に目標を定めることが求められる。

今後の評価に当たっては、「国の行政の業務改革に関する取組方針～行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」（平成26年7月25日総務大臣決定）において、独立行政法人についても国の行政機関の取組に準じて業務改革に取り組むよう要請されていることを念頭に置くなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

#### **(過去の指摘を踏まえた内部統制の充実・強化を明らかにした評価)**

26年度取組において、過去の指摘を踏まえた内部統制の充実・強化に係る取組（特にガバナンス機能の発揮、契約事務の適正化等）について明らかにした上で評価を行っているかについて留意すべきとしたところである。

今回、過去の指摘を踏まえた内部統制の充実・強化に係る取組については、全ての府省評価委員会において評価が行われていたが、法人の長のマネジメントの妥当性について言及している例は少ない状況である。

今後の評価に当たっては、①法人の長のマネジメントの妥当性など政策責任者としての視点を持ちながら評価を行う、②法人全体の信用を失墜させる不祥事が発生した場合には、当該評価項目だけではなく法人全体の評定に反映させるなど、評価の指針に示された考え方にも十分留意して評価を行うことが必要である。

#### **(保有資産の保有の妥当性について、政府方針、会計検査院の指摘等を踏まえた評価)**

26年度取組において、保有資産の保有の妥当性について、政府方針、会計検査院の指摘等を踏まえた評価を行っているか留意すべきとしたところである。

しかしながら、一部の法人において、研究機器等の設備の保有の妥当性について、耐用年数が過ぎており売却等対象資産ではないとして評価が行われていない事例がみられた。

今後の評価に当たっては、耐用年数を過ぎている・遊休となっている資産の保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性、有効活用の可能性等の観点から十分に検討した目標を策定した上で、業務の質の向上、業務の効率化、財務内容の改善等の視点から、法人に対して業務運営の改善等を促すような評価を行うことが必要である。

## 中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果 についての意見

### 【環境再生保全機構】

本法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成25年12月16日付け政委第37号政策評価・独立行政法人評価委員会通知）を反映した新中期目標が策定されている。

今般、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第34条第3項の規定に基づき提出のあった「独立行政法人環境再生保全機構の第二期中期目標期間における業務実績の評価結果について（通知）」（平成26年8月29日付け環独評第8号）に付された評価結果については、いずれも妥当であると認める。

原子力規制委員会独立行政法人評価委員会





(案)

政 委 第 号  
平成 27 年 1 月 日

旧独立行政法人原子力安全基盤機構評価委員会  
委員 長 遠 藤 怜 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会  
委員 長 岡 素 之

平成 25 年度における原子力規制委員会所管独立行政法人の  
業務の実績に関する評価の結果についての意見について

当委員会は、平成 26 年 8 月 29 日付けをもって貴委員会から通知の  
あった「旧独立行政法人原子力安全基盤機構における平成 25 年度業務  
実績の評価結果について（通知）」に関して、別紙のとおり意見を取り  
まとめましたので、通知します。

当委員会としては、平成 26 年 5 月 29 日に独立行政法人評価分科会に  
おいて取りまとめた「独立行政法人評価分科会における平成 26 年度の  
取組について」に記載した年度評価の視点を中心に、政府全体の評価  
の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的な評価を行ったところ  
です。

貴委員会における評価は今年度が最後となりますが、貴委員会のこ  
れまでの活動を総括し、別紙の意見に示された当委員会の考え方を、  
来年度以降評価を担う主務大臣に引き継がれることをお願いいたしま  
す。

## 平成25年度における原子力規制委員会所管独立行政法人の業務の実績 に関する評価の結果についての意見

平成25年度における原子力規制委員会所管 1 法人（原子力安全基盤機構）の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果についての意見は以下のとおりである。

### 【各府省所管法人共通】

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）の改正により、平成27年度から、主務大臣が各事業年度に係る業務の実績等を評価する仕組みとなることから、各府省独立行政法人評価委員会における評価は今年度が最後となる。

各府省独立行政法人評価委員会におかれては、これまでの当委員会における指摘事項等、以下に記載する各府省所管法人共通の指摘事項及び別添として取りまとめた「今後の評価において参考となると思われる一次評価結果の概要等」を踏まえて、今後の主務大臣における評価の質の向上、内容の充実等に活用することができるよう、府省独立行政法人評価委員会としてのこれまでの活動を総括し、その結果を主務大臣に引き継ぐことを期待する。

なお、改正後の独立行政法人通則法第12条の2第1項第6号に基づき、独立行政法人評価制度委員会は、主務大臣の評価の実施が著しく適正を欠くと認めるときは、主務大臣に意見を述べることとなっており、今後は、主務大臣が付した評定について見直しを求める意見を発することもあり得ることを申し沿える。

### （業務等への取組状況と実績を明らかにした評価）

平成 25 年度における独立行政法人等の業務の実績に関する当委員会の二次評価については、「独立行政法人評価分科会における平成 26 年度の取組について」（平成 26 年 5 月 29 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定。以下「26 年度取組」という。）において、業務等への取組状況と実績を明らかにした上で評価を行っているかについて留意すべきとしたところである。

今回、一部の法人において、業務経費を手数料収入で賄うことを目標としているにもかかわらず、当該収支が赤字である原因等について評価書等で明らかにしていない

事例がみられた。

今後の評価に当たっては、法人による自己評価結果を踏まえ、中期計画の実施状況に留意しつつ、業務等への取組状況と実績を調査・分析し、その結果を考慮するなど、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定。以下「評価の指針」という。）に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

#### **（中期目標等に照らした業務等の達成状況や進捗状況を明らかにした評価）**

26 年度取組において、中期目標等に照らした業務等の達成状況や進捗状況を明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

今回、一部の法人において、①中期計画等において、一般管理費の節減の余地について自己評価を厳格に行うべきとされているところ、評価書等で明らかにしていない、②中期目標等において数値目標が設定されているにもかかわらず、評価書等においてその達成状況について明らかにしていない事例がみられた。

今後の評価に当たっては、目標・計画との実績の比較により、目標・計画の達成状況や業務運営上の課題を的確に把握し対応を促す観点から評価を行うなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

#### **（目標未達成の業務等について、その要因と改善方策等を明らかにした評価）**

26 年度取組において、目標未達成の業務等について、その要因と改善方法を明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

今回、一部の法人において、①複数の項目のうち一部未達成の項目があるにもかかわらず、当該未達成の理由等について評価書等において明らかにしていない、②中期目標等において設定された数値目標を達成していないにもかかわらず、同様の目的で実施される他業務の実績と併せて優れた実績と評価しており、当該業務が未達成となった要因や改善方策について評価書等で明らかにしていない事例がみられた。

今後の評価に当たっては、①なぜその実績に至ったかについて外部要因の影響やマネジメントの課題等を含む要因分析を行い、業務の改善につながるような実効性のある評価を実施する、②問題点が明らかになった段階においては、具体的かつ明確な改善方策を記述するなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

### **(業務等への取組により得られた成果・効果（アウトカム）を明らかにした評価）**

26 年度取組において、業務等への取組により得られた成果・効果（アウトカム）を明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

現状、これまでの当委員会の指摘等により、定量的なアウトプット目標を定める例は増加傾向にあるが、アウトカムに着目した目標を定めている例は未だ少ないものと認識している。

このような現状認識のもと、今回、上記の視点による取組を明らかにした上での評価がなされているか確認したところ、一部の法人において、①研究成果として得られたエビデンスや、当該エビデンスを国民に提供したことをもって成果としているが、政策目的の実現にどの程度の効果があったかという視点で評価がされていない、②単に「着実に実施されており、評価できる。」などの定性的な評価にとどまり、成果や効果に言及せず評価している事例がみられた。

来年度以降、主務大臣が定める独立行政法人の中期目標等においては、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定。以下「目標の指針」という。）に基づき、アウトプットに着目した目標を必ず定めるとともに、できる限りアウトカムに着目した定量的な目標を定め、その基準となる実績値等についても記載することが求められる。

今後の評価に当たっては、①法人の業務実績及び目標・計画の達成状況について自己評価書等により把握・分析し、②法人業務の政策・施策への適合性、法人の長のマネジメントの妥当性など、政策責任者としての視点を持ちながら評価を行うなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

### **(過去の指摘（勧告の方向性、年度評価意見、会計検査院指摘等）を踏まえた評価）**

26 年度取組において、過去の指摘（勧告の方向性、年度評価意見、会計検査院指摘等）を踏まえた取組について明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

一部の法人において、①過去の指摘に関する取組内容や評価に関して何ら言及していない、②過去の指摘及び当該指摘を踏まえた取組状況は明らかにしているものの、

それをどのように評価をしたかについて明らかにしていないなど、上記視点に基づく評価がなされていない、又は不十分である事例があった。

今後の評価に当たっては、法律、閣議決定及びその他政府の種々の改革方針において法人が取り組むべきとされた事項についての実施状況や、法人の業務等に係る国会審議、会計検査、予算執行調査等の指摘事項を踏まえた取組状況についての的確に評価を行うとともに、過去の関連する政策評価、行政評価・監視及び行政事業レビューの結果を活用するなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

#### **(電子化等による業務の効率化を明らかにした評価)**

26年度取組において、電子化等による業務の効率化に関する取組状況を明らかにした上で評価を行っているかについて留意すべきとしたところである。

一部の法人において、①業務の電子化等についての記載が全くない、②業務の電子化等の実績は記載されているものの、その評価までは行われていないなどの事例があった。

来年度以降、主務大臣が定める独立行政法人の中期目標等においては、目標の指針に基づき、行政の簡素化・効率化、国民・事業者の負担の軽減を目指した電子政府推進の取組の一環として、手続のオンライン利用の促進、行政情報の電子的提供・オープンデータの推進、業務・システムの最適化（電子決裁の促進等）、情報システムに係る調達の改善等について、具体的かつ明確に目標を定めることが求められる。

今後の評価に当たっては、「国の行政の業務改革に関する取組方針～行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」（平成26年7月25日総務大臣決定）において、独立行政法人についても国の行政機関の取組に準じて業務改革に取り組むよう要請されていることを念頭に置くなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

#### **(過去の指摘を踏まえた内部統制の充実・強化を明らかにした評価)**

26年度取組において、過去の指摘を踏まえた内部統制の充実・強化に係る取組（特にガバナンス機能の発揮、契約事務の適正化等）について明らかにした上で評価を行っているかについて留意すべきとしたところである。

今回、過去の指摘を踏まえた内部統制の充実・強化に係る取組については、全ての府省評価委員会において評価が行われていたが、法人の長のマネジメントの妥当性について言及している例は少ない状況である。

今後の評価に当たっては、①法人の長のマネジメントの妥当性など政策責任者としての視点を持ちながら評価を行う、②法人全体の信用を失墜させる不祥事が発生した場合には、当該評価項目だけではなく法人全体の評定に反映させるなど、評価の指針に示された考え方にも十分留意して評価を行うことが必要である。

#### **(保有資産の保有の妥当性について、政府方針、会計検査院の指摘等を踏まえた評価)**

26年度取組において、保有資産の保有の妥当性について、政府方針、会計検査院の指摘等を踏まえた評価を行っているか留意すべきとしたところである。

しかしながら、一部の法人において、研究機器等の設備の保有の妥当性について、耐用年数が過ぎており売却等対象資産ではないとして評価が行われていない事例がみられた。

今後の評価に当たっては、耐用年数を過ぎている・遊休となっている資産の保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性、有効活用の可能性等の観点から十分に検討した目標を策定した上で、業務の質の向上、業務の効率化、財務内容の改善等の視点から、法人に対して業務運営の改善等を促すような評価を行うことが必要である。

# 防衛省独立行政法人評価委員会





(案)

政 委 第            号  
平成 27 年 1 月    日

防衛省独立行政法人評価委員会  
委員 長    中 村    義 人    殿

政策評価・独立行政法人評価委員会  
委員 長            岡            素 之

平成 25 年度における防衛省所管独立行政法人の業務の実績  
に関する評価の結果についての意見について

当委員会は、平成 26 年 8 月 19 日付けをもって貴委員会から通知のあった「独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の平成 25 事業年度における業務の実績に関する評価結果について（通知）」に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。

当委員会としては、平成26年5月29日に独立行政法人評価分科会において取りまとめた「独立行政法人評価分科会における平成26年度の取組について」に記載した年度評価の視点を中心に、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的な評価を行ったところ  
です。

貴委員会における評価は今年度が最後となりますが、貴委員会のこれまでの活動を総括し、別紙の意見に示された当委員会の考え方を、来年度以降評価を担う主務大臣に引き継がれることをお願いいたします。

## 平成25年度における防衛省所管独立行政法人の業務の実績 に関する評価の結果についての意見

平成25年度における防衛省所管1法人（駐留軍等労働者労務管理機構）の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果についての意見は以下のとおりである。

### 【各府省所管法人共通】

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）の改正により、平成27年度から、主務大臣が各事業年度に係る業務の実績等を評価する仕組みとなることから、各府省独立行政法人評価委員会における評価は今年度が最後となる。

各府省独立行政法人評価委員会におかれては、これまでの当委員会における指摘事項等、以下に記載する各府省所管法人共通の指摘事項及び別添として取りまとめた「今後の評価において参考となると思われる一次評価結果の概要等」を踏まえて、今後の主務大臣における評価の質の向上、内容の充実等に活用することができるよう、府省独立行政法人評価委員会としてのこれまでの活動を総括し、その結果を主務大臣に引き継ぐことを期待する。

なお、改正後の独立行政法人通則法第12条の2第1項第6号に基づき、独立行政法人評価制度委員会は、主務大臣の評価の実施が著しく適正を欠くと認めるときは、主務大臣に意見を述べることとなっており、今後は、主務大臣が付した評定について見直しを求める意見を発することもあり得ることを申し添える。

### （業務等への取組状況と実績を明らかにした評価）

平成25年度における独立行政法人等の業務の実績に関する当委員会の二次評価については、「独立行政法人評価分科会における平成26年度の取組について」（平成26年5月29日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定。以下「26年度取組」という。）において、業務等への取組状況と実績を明らかにした上で評価を行っているかについて留意すべきとしたところである。

今回、一部の法人において、業務経費を手数料収入で賄うことを目標としているにもかかわらず、当該収支が赤字である原因等について評価書等で明らかにしていない

事例がみられた。

今後の評価に当たっては、法人による自己評価結果を踏まえ、中期計画の実施状況に留意しつつ、業務等への取組状況と実績を調査・分析し、その結果を考慮するなど、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定。以下「評価の指針」という。）に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

#### **（中期目標等に照らした業務等の達成状況や進捗状況を明らかにした評価）**

26 年度取組において、中期目標等に照らした業務等の達成状況や進捗状況を明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

今回、一部の法人において、①中期計画等において、一般管理費の節減の余地について自己評価を厳格に行うべきとされているところ、評価書等で明らかにしていない、②中期目標等において数値目標が設定されているにもかかわらず、評価書等においてその達成状況について明らかにしていない事例がみられた。

今後の評価に当たっては、目標・計画との実績の比較により、目標・計画の達成状況や業務運営上の課題を的確に把握し対応を促す観点から評価を行うなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

#### **（目標未達成の業務等について、その要因と改善方策等を明らかにした評価）**

26 年度取組において、目標未達成の業務等について、その要因と改善方法を明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

今回、一部の法人において、①複数の項目のうち一部未達成の項目があるにもかかわらず、当該未達成の理由等について評価書等において明らかにしていない、②中期目標等において設定された数値目標を達成していないにもかかわらず、同様の目的で実施される他業務の実績と併せて優れた実績と評価しており、当該業務が未達成となった要因や改善方策について評価書等で明らかにしていない事例がみられた。

今後の評価に当たっては、①なぜその実績に至ったかについて外部要因の影響やマネジメントの課題等を含む要因分析を行い、業務の改善につながるような実効性のある評価を実施する、②問題点が明らかになった段階においては、具体的かつ明確な改善方策を記述するなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

### **(業務等への取組により得られた成果・効果（アウトカム）を明らかにした評価)**

26 年度取組において、業務等への取組により得られた成果・効果（アウトカム）を明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

現状、これまでの当委員会の指摘等により、定量的なアウトプット目標を定める例は増加傾向にあるが、アウトカムに着目した目標を定めている例は未だ少ないものと認識している。

このような現状認識のもと、今回、上記の視点による取組を明らかにした上での評価がなされているか確認したところ、一部の法人において、①研究成果として得られたエビデンスや、当該エビデンスを国民に提供したことをもって成果としているが、政策目的の実現にどの程度の効果があったかという視点で評価がされていない、②単に「着実に実施されており、評価できる。」などの定性的な評価にとどまり、成果や効果に言及せず評価している事例がみられた。

来年度以降、主務大臣が定める独立行政法人の中期目標等においては、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定。以下「目標の指針」という。）に基づき、アウトプットに着目した目標を必ず定めるとともに、できる限りアウトカムに着目した定量的な目標を定め、その基準となる実績値等についても記載することが求められる。

今後の評価に当たっては、①法人の業務実績及び目標・計画の達成状況について自己評価書等により把握・分析し、②法人業務の政策・施策への適合性、法人の長のマネジメントの妥当性など、政策責任者としての視点を持ちながら評価を行うなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

### **(過去の指摘（勧告の方向性、年度評価意見、会計検査院指摘等）を踏まえた評価)**

26 年度取組において、過去の指摘（勧告の方向性、年度評価意見、会計検査院指摘等）を踏まえた取組について明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

一部の法人において、①過去の指摘に関する取組内容や評価に関して何ら言及していない、②過去の指摘及び当該指摘を踏まえた取組状況は明らかにしているものの、

それをどのように評価をしたかについて明らかにしていないなど、上記視点に基づく評価がなされていない、又は不十分である事例があった。

今後の評価に当たっては、法律、閣議決定及びその他政府の種々の改革方針において法人が取り組むべきとされた事項についての実施状況や、法人の業務等に係る国会審議、会計検査、予算執行調査等の指摘事項を踏まえた取組状況についての的確に評価を行うとともに、過去の関連する政策評価、行政評価・監視及び行政事業レビューの結果を活用するなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

#### **(電子化等による業務の効率化を明らかにした評価)**

26年度取組において、電子化等による業務の効率化に関する取組状況を明らかにした上で評価を行っているかについて留意すべきとしたところである。

一部の法人において、①業務の電子化等についての記載が全くない、②業務の電子化等の実績は記載されているものの、その評価までは行われていないなどの事例があった。

来年度以降、主務大臣が定める独立行政法人の中期目標等においては、目標の指針に基づき、行政の簡素化・効率化、国民・事業者の負担の軽減を目指した電子政府推進の取組の一環として、手続のオンライン利用の促進、行政情報の電子的提供・オープンデータの推進、業務・システムの最適化（電子決裁の促進等）、情報システムに係る調達の改善等について、具体的かつ明確に目標を定めることが求められる。

今後の評価に当たっては、「国の行政の業務改革に関する取組方針～行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」（平成26年7月25日総務大臣決定）において、独立行政法人についても国の行政機関の取組に準じて業務改革に取り組むよう要請されていることを念頭に置くなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

#### **(過去の指摘を踏まえた内部統制の充実・強化を明らかにした評価)**

26年度取組において、過去の指摘を踏まえた内部統制の充実・強化に係る取組（特にガバナンス機能の発揮、契約事務の適正化等）について明らかにした上で評価を行っているかについて留意すべきとしたところである。

今回、過去の指摘を踏まえた内部統制の充実・強化に係る取組については、全ての府省評価委員会において評価が行われていたが、法人の長のマネジメントの妥当性について言及している例は少ない状況である。

今後の評価に当たっては、①法人の長のマネジメントの妥当性など政策責任者としての視点を持ちながら評価を行う、②法人全体の信用を失墜させる不祥事が発生した場合には、当該評価項目だけではなく法人全体の評定に反映させるなど、評価の指針に示された考え方にも十分留意して評価を行うことが必要である。

#### **(保有資産の保有の妥当性について、政府方針、会計検査院の指摘等を踏まえた評価)**

26年度取組において、保有資産の保有の妥当性について、政府方針、会計検査院の指摘等を踏まえた評価を行っているか留意すべきとしたところである。

しかしながら、一部の法人において、研究機器等の設備の保有の妥当性について、耐用年数が過ぎており売却等対象資産ではないとして評価が行われていない事例がみられた。

今後の評価に当たっては、耐用年数を過ぎている・遊休となっている資産の保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性、有効活用の可能性等の観点から十分に検討した目標を策定した上で、業務の質の向上、業務の効率化、財務内容の改善等の視点から、法人に対して業務運営の改善等を促すような評価を行うことが必要である。

日本司法支援センター一評価委員会





(案)

政 委 第            号  
平成27 年 1 月    日

日本司法支援センター評価委員会  
委 員 長    伊 藤    眞 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会  
委 員 長            岡            素 之

平成 25 年度における日本司法支援センターの業務の実績  
に関する評価の結果等についての意見について

当委員会は、平成 26 年 8 月 28 日付けをもって貴委員会から通知のあった「日本司法支援センターにおける平成 25 年度及び第 2 期中期目標期間の業務実績の評価結果について」に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。

当委員会としては、平成26年 5 月29日に独立行政法人評価分科会において取りまとめた「独立行政法人評価分科会における平成26年度の取組について」に記載した年度評価の視点を中心に、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的な評価を行ったところ  
です。

平成25年度における日本司法支援センターの業務の実績  
に関する評価の結果等についての意見

平成25年度における日本司法支援センターの業務の実績に関する貴委員会の評価の結果等についての意見は以下のとおりである。

**【各府省所管法人共通】**

日本司法支援センター評価委員会におかれては、以下に記載する各府省所管法人共通の指摘事項に加え、別添として取りまとめた「今後の評価において参考となると思われる一次評価結果の概要等」も参考としながら、今後の評価における質の向上、内容の充実等に努められたい。

**(業務等への取組状況と実績を明らかにした評価)**

平成 25 年度における独立行政法人等の業務の実績に関する当委員会の二次評価については、「独立行政法人評価分科会における平成 26 年度の取組について」（平成 26 年 5 月 29 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定。以下「26 年度取組」という。）において、業務等への取組状況と実績を明らかにした上で評価を行っているかについて留意すべきとしたところである。

今回、一部の法人において、業務経費を手数料収入で賄うことを目標としているにもかかわらず、当該収支が赤字である原因等について評価書等で明らかにしていない事例がみられた。

今後の評価に当たっては、法人による自己評価結果を踏まえ、中期計画の実施状況に留意しつつ、業務等への取組状況と実績を調査・分析し、その結果を考慮するなど、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定。以下「評価の指針」という。）に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

**(中期目標等に照らした業務等の達成状況や進捗状況を明らかにした評価)**

26 年度取組において、中期目標等に照らした業務等の達成状況や進捗状況を明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

今回、一部の法人において、①中期計画等において、一般管理費の節減の余地について自己評価を厳格に行うべきとされているところ、評価書等で明らかにしていない、②中期目標等において数値目標が設定されているにもかかわらず、評価書等においてその達成状況について明らかにしていない事例がみられた。

今後の評価に当たっては、目標・計画との実績の比較により、目標・計画の達成状況や業務運営上の課題を的確に把握し対応を促す観点から評価を行うなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

#### **(目標未達成の業務等について、その要因と改善方策等を明らかにした評価)**

26年度取組において、目標未達成の業務等について、その要因と改善方法を明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

今回、一部の法人において、①複数の項目のうち一部未達成の項目があるにもかかわらず、当該未達成の理由等について評価書等において明らかにしていない、②中期目標等において設定された数値目標を達成していないにもかかわらず、同様の目的で実施される他業務の実績と併せて優れた実績と評価しており、当該業務が未達成となった要因や改善方策について評価書等で明らかにしていない事例がみられた。

今後の評価に当たっては、①なぜその実績に至ったかについて外部要因の影響やマネジメントの課題等を含む要因分析を行い、業務の改善につながるような実効性のある評価を実施する、②問題点が明らかになった段階においては、具体的かつ明確な改善方策を記述するなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

#### **(業務等への取組により得られた成果・効果（アウトカム）を明らかにした評価)**

26年度取組において、業務等への取組により得られた成果・効果（アウトカム）を明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

現状、これまでの当委員会の指摘等により、定量的なアウトプット目標を定める例は増加傾向にあるが、アウトカムに着目した目標を定めている例は未だ少ないものと認識している。

このような現状認識のもと、今回、上記の視点による取組を明らかにした上での評

価がなされているか確認したところ、一部の法人において、①研究成果として得られたエビデンスや、当該エビデンスを国民に提供したことをもって成果としているが、政策目的の実現にどの程度の効果があったかという視点で評価がされていない、②単に「着実に実施されており、評価できる。」などの定性的な評価にとどまり、成果や効果に言及せず評価している事例がみられた。

来年度以降、主務大臣が定める独立行政法人の中期目標等においては、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定。以下「目標の指針」という。）に基づき、アウトプットに着目した目標を必ず定めるとともに、できる限りアウトカムに着目した定量的な目標を定め、その基準となる実績値等についても記載することが求められる。

今後の評価に当たっては、①法人の業務実績及び目標・計画の達成状況について自己評価書等により把握・分析し、②法人業務の政策・施策への適合性、法人の長のマネジメントの妥当性など、政策責任者としての視点を持ちながら評価を行うなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

#### **（過去の指摘（勧告の方向性、年度評価意見、会計検査院指摘等）を踏まえた評価）**

26 年度取組において、過去の指摘（勧告の方向性、年度評価意見、会計検査院指摘等）を踏まえた取組について明らかにした上での評価が実施されているかについて留意すべきとしたところである。

一部の法人において、①過去の指摘に関する取組内容や評価に関して何ら言及していない、②過去の指摘及び当該指摘を踏まえた取組状況は明らかにしているものの、それをどのように評価をしたかについて明らかにしていないなど、上記視点に基づく評価がなされていない、又は不十分である事例があった。

今後の評価に当たっては、法律、閣議決定及びその他政府の種々の改革方針において法人が取り組むべきとされた事項についての実施状況や、法人の業務等に係る国会審議、会計検査、予算執行調査等の指摘事項を踏まえた取組状況についての的確に評価を行うとともに、過去の関連する政策評価、行政評価・監視及び行政事業レビューの結果を活用するなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

### (電子化等による業務の効率化を明らかにした評価)

26年度取組において、電子化等による業務の効率化に関する取組状況を明らかにした上で評価を行っているかについて留意すべきとしたところである。

一部の法人において、①業務の電子化等についての記載が全くない、②業務の電子化等の実績は記載されているものの、その評価までは行われていないなどの事例があった。

来年度以降、主務大臣が定める独立行政法人の中期目標等においては、目標の指針に基づき、行政の簡素化・効率化、国民・事業者の負担の軽減を目指した電子政府推進の取組の一環として、手続のオンライン利用の促進、行政情報の電子的提供・オープンデータの推進、業務・システムの最適化（電子決裁の促進等）、情報システムに係る調達の改善等について、具体的かつ明確に目標を定めることが求められる。

今後の評価に当たっては、「国の行政の業務改革に関する取組方針～行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」（平成26年7月25日総務大臣決定）において、独立行政法人についても国の行政機関の取組に準じて業務改革に取り組むよう要請されていることを念頭に置くなど、評価の指針に示された考え方に十分留意して評価を行うことが必要である。

### (過去の指摘を踏まえた内部統制の充実・強化を明らかにした評価)

26年度取組において、過去の指摘を踏まえた内部統制の充実・強化に係る取組（特にガバナンス機能の発揮、契約事務の適正化等）について明らかにした上で評価を行っているかについて留意すべきとしたところである。

今回、過去の指摘を踏まえた内部統制の充実・強化に係る取組については、全ての府省評価委員会において評価が行われていたが、法人の長のマネジメントの妥当性について言及している例は少ない状況である。

今後の評価に当たっては、①法人の長のマネジメントの妥当性など政策責任者としての視点を持ちながら評価を行う、②法人全体の信用を失墜させる不祥事が発生した場合には、当該評価項目だけではなく法人全体の評定に反映させるなど、評価の指針に示された考え方にも十分留意して評価を行うことが必要である。

### (保有資産の保有の妥当性について、政府方針、会計検査院の指摘等を踏まえた評価)

26 年度取組において、保有資産の保有の妥当性について、政府方針、会計検査院の指摘等を踏まえた評価を行っているか留意すべきとしたところである。

しかしながら、一部の法人において、研究機器等の設備の保有の妥当性について、耐用年数が過ぎており売却等対象資産ではないとして評価が行われていない事例がみられた。

今後の評価に当たっては、耐用年数を過ぎている・遊休となっている資産の保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性、有効活用の可能性等の観点から十分に検討した目標を策定した上で、業務の質の向上、業務の効率化、財務内容の改善等の視点から、法人に対して業務運営の改善等を促すような評価を行うことが必要である。

## 中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果 についての意見

### 【日本司法支援センター】

本法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成25年12月16日付け政委第37号政策評価・独立行政法人評価委員会通知）を反映した新中期目標が策定されている。

今般、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第34条第3項の規定に基づき提出のあった「日本司法支援センターにおける平成25年度及び第2期中期目標期間の業務実績の評価結果について」（平成26年8月28日）に付された評価結果については、いずれも妥当であると認める。



各府省評価委員会等に共通して  
送付する資料

(別 添)

## 今後の評価において参考となると思われる一次評価結果の概要等

(なぜその評価に至ったのかの根拠を合理的かつ明確に記述している例)

評価委員会名	評価結果の概要等
総務省独立行政法人評価委員会	<p><b>【情報通信研究機構】</b> (評定AA)</p> <p>&lt;評価結果&gt;</p> <p>○年度計画を大幅に上回って達成しているだけでなく、<u>世界初の研究成果が多数出ているのでAA評価とした。</u></p> <p><u>「電磁波センシング基盤技術」では、電磁波センシング・可視化、時空標準、電磁環境の分野に分かれて研究開発を行い、世界初の成果が多数得られている。</u></p> <p>平成 24 年度に開発したテラヘルツコム的高度化を実施し、0.3THz における相対的な周波数計測制度が目標を大きく上回る <math>10^{-17}</math> 台を達成。サブ THz の光源開発に成功。<u>世界初の THz 周波数分周期を開発し、速報論文誌に掲載された</u> (Opt. Lett 誌 (平成 25 年度))。</p> <p>分子イオン THz 周波数標準において <math>10^{-16}</math> 以上の確度を達成するための無摂動状態の精密分光の提案が J. Phys. B 誌の 2012 年ハイライト論文として選出された。</p> <p>Sr 光格子時計 1 号機を周波数標準として活用し、ドイツ PTB と NICT の Sr 光格子時計において同時に長期連続運転を実施した。<u>大陸間の直接周波数比較は世界初の試みである。</u> 両拠点の Sr 光格子時計について、不確かさ <math>1.6 \times 10^{-15}</math> での周波数一致を確認した (PTB との国際共著論文として投稿中)。</p> <p>世界最長基線(約 10,000 km)の NICT-PTB の衛星双方向通信にて実証実験を行い、短基線と変わらない測定精度 (<math>0.2\text{ps}@1</math> 秒)を確認しており、位相情報を利用しない従来技術による精度を 2 桁以上上回る<u>世界最高の精度を得るなど、優れた成果を上げている。</u></p>
文部科学省独立行政法人評価委員会	<p><b>【科学技術振興機構】</b> (評定S)</p> <p>&lt;評価結果&gt;</p> <p>平成 25 年度における中期計画の実施状況については、中</p>

評価委員会名	評価結果の概要等
	<p>期計画通り、または中期計画を上回って履行している。加えて、<u>世界最軽量、世界最薄の柔らかい有機LEDの開発、人工ロジウムの開発、縦型トランジスタのプロセス開発、世界初の iPS 細胞を用いた臨床研究の開始など、新たな価値の創造に資する独創性・革新性の高い顕著な研究成果が創出されている。</u></p> <p>また、平成 24 年度に引き続きイノベーション指向のマネジメント体制強化等に向けた取組、機構の専門性を活かした研究成果の最大化に資する研究支援体制の充実など、特に優れた実績を挙げていることから評定を S とする。</p> <p>&lt;実績&gt;</p> <p>○<u>新技術シーズ創出研究 (CREST、さきがけ、ERATO、ACCEL)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 25 年度中に以下のような顕著な研究成果が得られ、プレス発表を行っている。これらに代表される本事業の研究成果の創出は、研究総括の目利きを尊重した課題採択をはじめ、サイトビジット・研究進捗報告会・領域会議の場等を通じた研究進捗把握と研究への助言、これらを踏まえた柔軟な予算配分・研究計画調整、研究を加速させるための予算追加配賦、などの研究総括と機構職員が連携して実施する本事業の研究マネジメントの仕組みが大きく寄与しているものと考えている。</li> <li>・ 「動く手のひらや物体に映像と触覚刺激を提示できるシステム」の開発に成功       <p>高速画像処理の技術を用いることで、動いている手のひらなどに映像を映し出すとともに、触れた感覚を与えるシステムを開発した。この技術を小型化し、装置を天井や壁に設置することで、手のひらや紙などをスマートフォンやパソコンのディスプレイとして利用可能になることが期待される。</p> </li> <li>・ 世界最軽量、世界最薄の柔らかい有機 LED(発光ダイオード)の開発に成功 (Nature Photonics, 2013)       <p>世界最軽量 (3g/m<sup>2</sup>) で最薄 (2 マイクロメートル : マイクロは 100 万分の 1) の折り曲げても動作する新しい光源として “超薄膜有機 LED (発光ダイオード)” の開発に成功した。この LED を用いることによ</p> </li> </ul>

評価委員会名	評価結果の概要等
	<p>り、あらゆる曲面に貼り付けられる照明、ディスプレイの光源としての応用が期待される。</p> <p>○<u>研究マネジメントが特に奏功した例</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ CREST「次世代エレクトロニクスデバイスの創出に資する革新材料・プロセス研究」領域では、材料・プロセスの特性・機構解明に留まらず、革新的デバイスの実用技術に十分発展し得る研究成果の創出を目指している。そのため、産業界出身の研究総括が研究者に対して、領域会議やサイトビジット等の機会のたびに産業界からの視点も踏まえて助言する、領域全体に積極的な特許出願を促すなど、研究者に対し産学連携に資する成果創出を常に意識させるように取り組んできている。</li> <li>・ 加えて、上記の「縦型トランジスタのプロセス開発、プロトデバイス試作に成功」した東北大学の遠藤氏に対しては、東日本大震災により被害を受けた東北大学（遠藤氏の研究実施場所）の研究設備をいち早く復旧させ、研究の遅延を防ぐために増額支援を行うなど、状況に応じた柔軟なマネジメントを行ってきた。</li> <li>・ <u>これらのマネジメントが、プロトデバイスの試作に成功という成果創出に貢献したと考えられる。</u></li> </ul>
	<p><b>【海洋研究開発機構】</b></p> <p>&lt;評価結果&gt;</p> <p>○科学掘削の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ IODP Exp. 348 の現場は南海トラフで付加体が生成されつつある場所であり、通常とは異なり、地層が大きく変形・褶曲した状況にある。そのような尋常ではない地層と、高速の黒潮が流れる海域での掘削という二重の困難に対し、事故なく、海底下 3,058.5m までの掘削に成功し、<u>世界最深の掘削深度記録を更新すると共に試料採取や地層の物性データ取得に成功している。</u>これらの取組によって IODP の科学目標達成に貢献したことは、きわめて高く評価できる。</li> <li>・ IODP Exp. 343 の東北地方太平洋沖地震調査掘削では、巨大地震発生時の摩擦熱による残留温度変化の計測を</li> </ul>

評価委員会名	評価結果の概要等
	<p>可能にするという、世界的な偉業を挙げたことも特筆にあたいする。</p> <p>○普及広報活動では、プレスリリース等による着実な成果発信を行うと共に、<u>世界初となる「しんかい 6500」による水深 5000m からの生中継や、科学博物館との共催による特別展「深海」の開催など、海洋への国民の興味・関心を引きつけることに大きく貢献しており、非常に高く評価できる。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;実績&gt;</p> <p>○科学掘削の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ IODP Exp. 348「南海トラフ地震発生帯掘削計画」を計画、実施した。平成 24 年度の Exp. 338 に引き続き、海底下 860m から掘削を開始し、南海トラフ地震発生帯の付加体内部において地層サンプルを採取するとともに、<u>掘削同時検層により科学掘削としては世界最深の掘削深度記録となる海底下 3,058.5m まで掘削を進め、地層の物性データを取得することに成功した。</u></li> <li>・ 当初計画では海底下 3,600m までの掘削を予定していたが、激しく変形、変動した地層状況により、極めて不安定な孔内状況に遭遇し、その対応を状況に応じて行ったが、平成 25 年度は海底下 3,058.5m で作業を終了することとなった。しかしながら、<u>今回の掘削により、孔内状況の把握、特に地層状況、孔内圧力、地層破壊圧力などの追加的なデータを得る事ができ、今後の掘削計画立案に対して極めて重要なデータを得た。</u>得られた科学データは、全てデータベースに保管、管理されている。データ公開のモラトリアム期間終了後、全て公開する。</li> </ul> </div>
<p>経済産業省独立行政法人評価委員会</p>	<p><b>【石油天然ガス・金属鉱物資源機構】</b>（AA 評定）</p> <p>○過去のリスクマネー供給案件であるイラク・ガルフ油田において商業生産開始</p> <p>&lt;実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ リスクマネー供給事業 2 案件で生産を開始し、そのうちイラク・ガルフ油田は商業生産に移行</li> <li>・ 新たな LNG 供給源として期待されるカナダ・シェール</li> </ul>

評価委員会名	評価結果の概要等
	<p>ガス案件に出資するなど、リスクマネー供給事業として新規5件を採択。エネルギーの安定供給と安価な資源の確保という我が国の政策課題に寄与</p> <p>&lt;評価結果&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ リスクマネー供給において、モザンビーク、カナダなど調達先の分散化・多様化に資する新規案件を採択したほか、<u>フロンティア地域であるグリーンランドにおいて長年の地道な取組により鉱区を落札したことは高く評価できる</u>。既存案件についても、ガラフ・カシャガン油田、パプアニューギニアLNGでの生産開始など具体的な成果をあげている。</li> </ul> <p>○ JOGMECが地質構造調査を行ってきたグリーンランドにおいて、日本企業（グリーンランド石油開発）が探鉱鉱区を落札</p> <p>&lt;実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地質構造調査を行ってきたグリーンランドにおいて、日本企業が探鉱2鉱区を落札</li> <li>・ カンボジア、ベトナムで地質構造調査を完遂し、日本企業が優先交渉権を獲得。鉱区権益獲得に向け交渉中（初年度実績2件、中期計画目標は5年で6件以上）</li> </ul> <p>&lt;評価結果&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 二次元地震探査を完遂したカンボジアとベトナムで優先交渉を実施しており、中期計画目標を上回るペースとなっている他、セーシェルなど新規案件の立ち上げも着実に進んでいる。</li> <li>・ グリーンランドでの鉱区獲得等、成果が十分上がっており、また、リスクマネー供給も効果的に運用された。海洋資源の探査や開発に向けての活動も十分評価できる。技術シーズの情報提供、共同研究の実施・検討を十分行っており、また、資源国等の技術者を育成するための研修プログラムを提供し、資源国等との人的ネットワークを構築できていると思う。<u>技術シーズの情報提供、共同研究の実施・検討を十分行っており、また、当初の数値目標も質・量ともに超えている</u>。</li> </ul> <p>○ JOGMECが技術協力、人材協力を行ってきたアブダビにおいて、上部ザクム油田の権益が延長</p>

評価委員会名	評価結果の概要等
	<p>&lt;実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ JOGMECが技術協力、人材協力を行ってきたアブダビにおいて、上部ザクム油田の15年間の権益が延長</li> </ul> <p>&lt;評価結果&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 継続的な支援の結果としてイラク・ガラフ油田、カザフ・カシャガン油田の生産開始、パプアニューギニアのLNG生産開始は効果的リスクマネー供給と評価される。また、<u>アブダビ、ベトナムへの技術協力がそれぞれの権益延長に資する一助となったことは特筆すべき成果である。</u></li> <li>・ <u>増進回収法に関する技術協力がアブダビ、ベトナムの権益延長を生み、シェールガス開発に係る機構の技術がカナダで高い評価、海洋開発技術は、グリーンランドの鉞区落札を貢献するなど大きな成果をあげている。</u></li> </ul>

＜上級の評定を付すもので、法人の自主的な取組による創意工夫、目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与について具体的かつ明確に説明している例＞

評価委員会名	評価結果の概要等
財務省独立行政法人評価委員会	<p><b>【酒類総合研究所】</b>（評定A+）</p> <p>＜評価結果＞</p> <p>安定同位体比分析による原材料判別について、清酒を対象とした新たな手法を開発したほか、ワインでも同手法が適用可能であることを示した。</p> <p>また、黒糖しょうちゅうに特異的な成分を見出し、他の単式蒸留しょうちゅうとの判別を可能にしたことは興味ある知見であり、<u>原材料等の判別のための手法開発という中期計画に合致するだけでなく、地域貢献の観点からも高く評価できる。</u></p> <p>＜実績＞</p> <p><b>【目的・意義】</b></p> <p><u>黒糖しょうちゅうは、「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達」において、使用する原料及び製造できる地域が制限されている。</u>そこで、黒糖しょうちゅうに特徴的な成分を明らかとするとともに、それ以外の焼酎との成分判別の可能性について検討を行った。</p> <p><b>【取組の状況】</b></p> <p>前年度まで、泡盛及び黒糖しょうちゅうの香気成分の分析データを蓄積し、各種判別への利用を検討してきた。</p> <p>今年度は、黒糖以外の焼酎(179点)について、香気成分合計84成分の分析を行った。<u>その結果、黒糖しょうちゅうとそれ以外の焼酎で有意に差のある21成分を抽出できた。</u>これらの成分のうち、2種類のピラジン類が、黒糖しょうちゅう特異的に検出されること、並びに原料の黒糖に由来することが明らかとなった。黒糖しょうちゅうと黒糖以外の焼酎の成分値を判別分析に供したところ、これらはアルコール類、エステル類などの6成分により判別された。テスト試料による判別分析の検証を行った結果、誤判定率は5%以下であった。</p> <p>また、ある種のフルフラール類は他の焼酎に比べ多くの黒糖しょうちゅうに認められることから、1920年代から研究されていない本格焼酎のフルフラール類について検討した。その結果、現状の傾向としては、過去の報告</p>



評価委員会名	評価結果の概要等
	<p>にある傾向と異なることが明らかとなった。</p> <p>ラム酒 52 点について、香気成分合計 84 成分の分析を行った。<u>その結果、黒糖しょうちゅうとラム酒で有意に差のある 37 成分を抽出できた。</u>今後、当該成分による黒糖しょうちゅうとラム酒の判別分析を検討する。</p>
<p>文部科学省独立行政法人評価委員会</p>	<p><b>【理化学研究所】（S 評定）</b></p> <p>&lt;評価結果&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 研究プロジェクトに関しては、順調に年度計画を遂行していることに加えて、年度当初においては想定されていなかった数多くの科学的に優れた研究成果を実現している。</li> <li>○ 組織マネジメントに関しては、個別化医療・予防医療の実現に向けた取組を加速させるという目的から、免疫系の基本原理の解明やヒト化マウス等の基盤技術の開発に成果を上げていた「免疫・アレルギー科学総合研究センター」とヒト疾患関連遺伝子の網羅的同定やオーダーメイド医療実現化プロジェクトの推進に実績のある「ゲノム医科学研究センター」を統合・発展させ、新しい分野である統合生命医科学研究を進める拠点として、統合生命医科学研究センターを発足させ、順調にセンター運営がなされている。</li> <li>○ 以上のことから、特筆すべき業績を上げているものと評価できる。</li> <li>○ 生命の統合的理解を要素に還元しつつ研究が進められており、また、創薬など出口研究も活発であり、想定外の成果も上がっていると評価できる。</li> <li>○ <u>免疫とゲノム解析のキャッチボールによる迅速な研究の推進が可能となり、優れた成果が挙げられている。特に間接リウマチに対するゲノム創薬手法の開発などビッグデータ解析による成果は今後の展開が期待される。国際薬理遺伝学研究連合や国際がんゲノムプロジェクトへの参画など、国際貢献も活発である。</u></li> </ul> <p>(今後へのコメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ マウスでの研究で得られた知見をヒトでの研究に展開するための戦術を確立して頂きたい。</li> </ul>

評価委員会名	評価結果の概要等
	<p>○ センターの目標の共有に向けて、研究者レベルでの理解を深める工夫を更に進めてほしい。</p> <p>○ 分野横断的な研究拠点の良さを十分発揮するべく、センター内部の情報交換、人材流通、リサーチミーティングなど、効果的に進めることを期待したい。同時に、<u>統合生命医学のコンセプトを社会に向けて分かりやすく発信することも、人材の開発など、次の成果の手がかりになると思われる。</u></p> <p>&lt;実績&gt;  (当初計画で予期し得なかった特に優れた実績)</p> <p>○ 統合計測・モデリング研究</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>ビッグデータから新たな科学的発見をもたらす統計手法を開発</u></li> </ul> <p>超高速アルゴリズムの技法を用いて、従来に比べて格段に高い精度で誤発見の確率を示す検定値（P値）を計算するアルゴリズム（手順）を開発した。従来の統計検定手法では、観測できる対象が増えれば増えるほど、発見の基準を厳しくしなくてはならないため、観測対象が増えたのに、科学的発見が減るという奇妙な現象「ビッグデータのパラドックス」が起きていた。開発した手法を、乳がん細胞株の増殖・分化に関与している転写因子の研究に利用したところ、<u>既存の遺伝子発現データから新たな組み合わせ因子を発見することに成功した。</u>アルゴリズムを用いて、生命科学データに適用したのは世界初である。（『Proceedings of the National Academy of Sciences of the United States of America (PNAS)』オンライン速報版（平成25年7月）に公開。産業技術総合研究所、東京工業大学大学院情報理工学研究所との共同研究） 等</p>
厚生労働省独立行政法人評価委員会	<p><b>【労働安全衛生総合研究所】</b>（評定A）</p> <p>&lt;評価結果&gt;</p> <p>労働現場のニーズ及び行政ニーズに基づき、プロジェクト研究12課題を設定し、研究費・人員を重点的に投入するとともに、内部・外部の研究評価を通じ、的確な目標設定や次年度の研究計画への反映を行うことにより、高い研究成果を上げている。</p>

評価委員会名	評価結果の概要等
	<p>さらに、労働災害を防止するために必要な基盤技術の高度化に資するものとして、長期的視点から実施する必要がある基盤的研究についても、労働災害の発生動向や現場ニーズを十分に踏まえるとともに、プロジェクト研究への発展を視野に入れて課題数を厳選して実施するとともに、その成果を着実にプロジェクト研究へと繋げている。</p> <p>中でも、プロジェクト研究として実施した「建設機械の転倒及び接触災害の防止に関する研究」や「介護職場における総合的な労働安全衛生研究」については、<u>東日本大震災の復旧・復興工事に伴う労働災害の増加や産業構造の変化に伴う労働災害発生状況の変化に的確に対応し、制度改正やガイドラインの見直しに直結する成果を上げている</u>ことは高く評価できる。</p> <p>今後は、基盤的研究については労働災害の発生動向や現場ニーズを十分に踏まえ、競争的研究資金を戦略的に活用し、厳選して実施することにより、研究所が有するリソースの更なる集中化を図り、「介護職場における総合的な労働安全衛生研究」に見られるような、<u>産業安全分野、労働衛生分野の統合効果を意図したプロジェクト研究の更なる推進を図ることが望まれる。</u></p>
	<p><b>【年金積立金管理運用独立行政法人】</b>（評定S）</p> <p>&lt;評価結果&gt;</p> <p>② 業務運営の効率化に伴う経費節減</p> <p>業務運営の効率化に伴う経費節減については、中期計画の数値目標を上回っている。また、管理運用委託手数料については、時価の上昇を要因として全体では約31億円の増加となる中で、平成24年度に実施した国内債券のマネジャー・ストラクチャーの見直しに伴う手数料率の引き下げ等により約11億円の手数料が節減されたことや、<u>オランダの株式配当金に係る過去の源泉税について、オランダ租税当局に対し、EU法等を根拠に租税条約上、明文では認められていなかった返還を求めて請求を行うとともに交渉を重ね、平成25年8月に約48億円の返還金を受領することができたこと等は高く評価する。</u></p> <p>また、人件費節減の取組についても、国家公務員の給与</p>

評価委員会名	評価結果の概要等
	<p>の改定及び臨時特例に関する法律の成立を踏まえて、平成24年度に引き続き国家公務員に準じた給与減額支給措置等を実施したことは評価する。</p>
<p>農林水産省独立行政法人評価委員会</p>	<p><b>【水産総合研究センター】</b>（評定S）</p> <p>&lt;評価結果&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国外研究機関や国際機関との連携の中で重要な役割を果たしてきたことは特筆すべきことであり、評価に値する。特に、<u>インド洋まぐろ類委員会、北太平洋まぐろ類国際科学委員会（ISC）、北太平洋公海漁業条約準備会合で科学委員会議長を、国際捕鯨委員会の日本政府代表を水研センター職員が務め、これら国際機関の運営に大きく貢献したことは高く評価できる。</u>今後も国際機関等との連携の促進や強化に努め、継続的に国際貢献することが期待される。</li> <li>・ 計画して実行された国際会議やシンポジウムが予定通りに開催され、成功裏に終わったことのみで満足するのではなく、それらの成功によって、社会や国民生活、さらには国際社会に大きなインパクトを与えることを重要視していただきたい。</li> <li>・ 国際漁業のための地域漁業管理機関等の科学委員会やワークショップ等に多数の研究者を派遣し、世界各地の魚類等資源について適正な漁業管理・資源管理がなされるよう科学的な情報を提供して議論し重要な役割を果たしている。</li> <li>・ 国際共同研究および国際ワークショップ等の件数も年度計画を大きく上回っている。</li> <li>・ 韓国、中国、台湾等近隣諸国のほか、タイ、イラン、ペルー、米国、フランス等多くの国々の研究機関との交流が図られ、また、共同研究、シンポジウム、ワークショップ等々国際機関との連携が促進・強化されている。</li> <li>・ <u>世界各地の魚類等資源について、適正な漁業管理・資源管理がなされるよう科学的データを提供して議論の場で重要な役割を果たしている。</u></li> <li>・ 今後ますます資源管理の重要性が国内外において増してくることから、今以上の役割を担っていくことを望む。 以上よりS評価とする。</li> </ul>

評価委員会名	評価結果の概要等
	<p>&lt;自己評価&gt;</p> <p>外国研究機関（中国、韓国、台湾、ペルー等）及び国際機関等（SEAFDEC、PICES、UJNR）との連携について、意見交換会、シンポジウム等参加、研究者派遣や研究者受入により積極的に国際研究交流を進展させた。特に、<u>日中韓機関長会議ではホスト国として伊勢市での会議を成功裏に運営したほか、北里大学との共催でノーベル賞受賞科学者による講演を含めた国際水圏メタゲノムシンポジウムを企画し、新規研究分野の開拓につながる会議を開催した。</u>また、職員が、PICES で科学諮問委員会副議長に就任し、イランからの要請により研究者を派遣する等、予定に無い国際的な研究交流にも積極的に対応した。国際共同研究及び国際ワークショップ等の件数は、年度計画（共同研究 10 件以上・ワークショップ等 5 件以上）を大きく上回った（22 件・12 件）。これらの連携実績が計画を大きく上回って活発に交流していることから、S 評価とした。</p>
<p>経済産業省独立行政法人評価委員会</p>	<p><b>【石油天然ガス・金属鉱物資源機構】（評定AA）</b></p> <p>○ JOGMEC が JV 契約を締結している南アフリカ・ウォーターバーグ地域における白金族プロジェクトについて、昨年の探鉱調査により資源量が大幅に拡大</p> <p>&lt;実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 南アフリカ・ウォーターバーグ地域 JV プロジェクト（白金族）において、更なる調査により資源量が大幅に拡大</li> <li>・ 南アフリカ・ウォーターバーグ地域におけるジョイントベンチャー（JV）プロジェクトでは、平成 24 年度に引き続き、更なる調査を継続した結果、白金族鉱床の鉱量が 315 トンから 545 トンへ大幅に拡大し、これを踏まえ予備的経済性評価を終了</li> </ul> <p>&lt;評価結果&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有望なプロジェクトを有する外国企業との JV 調査を実施し、多くの新規プロジェクトを形成するとともに、ベースメタル、レアメタルなどについて多数のプロジェクトを推進した。特に南アのウォーターバーグの貴金属資源量を大幅に拡大させたことは、特筆に値する。</li> </ul>

評価委員会名	評価結果の概要等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>海外企業等とのJV調査は民間のリスクを低減しつつ長期的に資源を確保していく方策として評価できる。特に、南ア・ウォーターバーグプロジェクトで貴金属量の拡大を確認したことは大きな成果。今後、同プロジェクトを含め、中期目標に掲げた民間への引継ぎを達成できるよう、取り組んでいただきたい。</u></li> </ul> <p>○相次ぐ大規模鉱山の閉山で需給逼迫の懸念がある亜鉛について、アラスカの新規探鉱出資案件を採択</p> <p>&lt;評価結果&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>米国パルマー・プロジェクトへの出資は、亜鉛の長期安定供給先として期待され、高く評価できる。また、マウンドウェルド鉱山など既存案件が順調に進捗しており、受け取り配当も前年度から大きく伸びるなど、前年度に引き続きリスクマネーの供給、開発・生産、投資回収といった好循環が現れていると認められる。</u></li> </ul> <p>○世界初のコバルトリッチクラストの探査鉱区契約を国際海底機構と締結</p> <p>&lt;実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>世界初のコバルトリッチクラストの探査鉱区契約を世界に先駆け国際海底機構と締結し排他的権益を確保</u></li> <li>・ <u>南鳥島南東の公海域におけるコバルトリッチクラスト探査鉱区 (3,000k m<sup>2</sup>) について、世界初となる国際海底機構との 15 年間の探査契約を締結し、排他的探査鉱区を取得</u></li> </ul> <p>&lt;評価結果&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>着実に計画を推進している。南鳥島公海域のコバルトリッチクラストの排他的権益確保は評価大である。</u></li> <li>・ <u>コバルトリッチクラストの探査鉱区について、国際海底機構との探査契約を世界に先駆けて締結し、15 年間における排他的権益を確保した。さらに、マンガン団塊、レアアース泥のポテンシャル評価を推進したことなど評価に値することが多大であった。</u></li> <li>・ <u>コバルトリッチクラストについて国際海底機構と 15 年間の探査契約を締結、世界に先駆ける排他的権益の確保は大きな成果である。</u></li> </ul> <p>○資源保有国・政府関係機関等との協力枠組み (MOU)</p>

評価委員会名	評価結果の概要等
	<p>について、中期計画目標 20 件のところ、初年度に 11 件の協力枠組みを構築</p> <p>&lt;評価結果&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前年度を大きく上回る 27 か国と 44 件の会談を精力的に実施し、前年度を大幅に上回る 11 件の協力枠組みを構築できたことも大きな成果である。</li> </ul>
<p>国土交通省独立行政法人評価委員会</p>	<p><b>【電子航法研究所】</b>（評定 S）</p> <p>&lt;評価理由&gt;</p> <p>年度計画では、シミュレーションを実施し CDO（連続下降方式）継続のための課題抽出を目標としていたが、研究を進めることによって、<u>CDO の実施可能な時間を見える化し、CDO 実施時間の拡大可能性までを明らかにした。さらに、研究成果により、ASPIRE（Asia and Pacific Initiative to Reduce Emissions）Daily Route に日本で初めて認証された。</u>以上のことから、中期目標の達成状況として優れた実績をあげているものと認められる。</p> <p>&lt;意見&gt;</p> <p>現在の航空容量や利用者の増大、ニーズの多様化に対して、交通の安全性を確保しつつ、効率性や利便性の向上を実現するためには、多岐にわたる、精度の高い研究が必要と考える。また、研究成果を実用化する必要があることから、一層の研究・開発推進と実用化の促進を期待する。</p> <p>Dairy Route については、北米経路のみならず、日本発着の全経路への展開までも目指して欲しい。</p> <div data-bbox="550 1467 1361 1747" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;実績&gt;</p> <p>本研究は、洋上経路の最適化の例として、ICAO の 2013 年（平成 25 年）の Global Air Navigation Report にも記載されるなど、我が国の環境政策への積極的参加を示すことができ、目標以上の優れた成果を得ることができた。</p> </div> <p><b>【自動車検査独立行政法人】</b>（評定 S）</p> <p>&lt;評価理由&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路運送車両の保安基準に関する細部規程の改正等に対応して審査事務規程を改正（17 項目）するとともに、</li> </ul>

評価委員会名	評価結果の概要等
	<p>新基準の導入に対応し職員に対する研修・教育の充実を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特に、<u>燃料電池自動車等に使用される圧縮水素ガスの燃料装置について、継続検査での審査方法を世界に先駆けて策定し、燃料電池自動車の本格普及に向けた基盤を整備している。</u></li> <li>・ 的確な審査を実施するため、改造自動車及び並行輸入自動車の審査におけるダブルチェック体制の周知徹底を図るとともに、新規検査時に取得した画像を表示する画像表示端末を全事務所に設置している。</li> <li>・ 複雑化する基準に対応するため、検査時に車両に適用される基準を容易に検索・閲覧できるソフトウェアを格納したタブレット PC について、型式又は原動機型式から車台番号打刻位置、原動機型式打刻位置及び近接排気騒音測定回転数を検索できるアプリを作成し追加する改修を行っている。</li> <li>・ 自動車の使用過程時における安全・環境を確保するため、全国の指定整備工場の自動車検査員が的確に審査できるように、国土交通省等が行う自動車検査員研修等において、検査法人職員が講師を務める回数を増加し、審査事務規程の改正内容についてより一層周知を図っている。(年間約 1,100 回)</li> </ul> <p>以上のとおり、特に<u>燃料電池自動車等に使用される圧縮水素ガスの燃料装置について、継続検査での審査方法を世界に先駆けて策定し、燃料電池自動車の本格普及に向けた基盤を整備し、</u>また、全国の指定整備工場に対して、国等が行う自動車検査員研修等において、検査法人がこれまで以上に積極的に参画し、検査法人職員が講師を務める回数が増加したこと等から、優れた実施状況にあると認められる。</p>



(下級の評定を付すもので、改善に取り組むべき方針や具体的かつ明確な改善方を記述している例)

評価委員会名	評価結果の概要等
文部科学省独立行政法人評価委員会	<p><b>【理化学研究所】</b> (評定C)</p> <p>&lt;全体評価結果&gt;</p> <p>○STAP現象に関する論文に係る研究不正問題への対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ STAP現象に関する論文に係る研究不正問題が生じた背景には、研究成果に係る研究者間・研究室間における批判的なチェック体制の不備、研究データの記録・管理の在り方の不備、研究倫理に関する教育・研修の不徹底、若手研究者を育成・支援する体制の不備等の問題</li> <li>・ また、研究不正疑義発生後における後手に回った対応等により、状況の一層の混乱及び国民の不信感が増大</li> <li>・ 理化学研究所は、自らの役割を改めて問い直し、理事長の強いリーダーシップの下で種々の課題を克服し、研究不正再発防止のための適切なマネジメント体制を速やかに構築することで、<u>我が国唯一かつ最高水準の自然科学における研究機関としての社会の付託に応えうる高い規範を再生することが必要</u></li> </ul> <p>[改善を要する事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員への研究倫理に関する徹底した教育・研修の実施の在り方</li> <li>・ 若手の育成のための仕組み、若手研究者の活動の支援の在り方</li> <li>・ 研究データの管理、研究データ・分析内容の妥当性、解釈等について研究成果の発表前に十分に吟味する体制</li> <li>・ 不祥事や問題が発生した際のリスクマネジメント体制の在り方</li> <li>・ 社会からの求めに対応した広報戦略の在り方</li> <li>・ 臨床研究の在り方の見直しなども含め、STAP問題を踏まえたCDB (Center of Development Biology: 発生・再生科学総合研究センター) 体制の抜本的見直し</li> </ul> <p>&lt;評価結果&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本研究事業の一部として実施されたSTAP現象に係る論文について、2件の研究不正が認定されるとともに、社会的にも大きな問題となったこと、科学社会全体に対す</li> </ul>

評価委員会名	評価結果の概要等
	<p>る信頼を損ねる事態に至ったことは極めて残念である。本件の背景には、発生・再生科学総合研究センターにおける研究者の採用システムの問題、若手研究者の支援体制（メンタリングや研修等）の問題、研究成果発表前における研究内容に関する十分な吟味の不足等の問題が挙げられる。こうした問題を引き起こしたセンターのマネジメント体制については抜本的な見直しが必要である。多くの研究者が日夜努力を重ね、顕著な実績を上げてきており、それ自体は高い評価に相当するものであるが、この問題を引き起こした研究マネジメントの在り方はこれらの成果を相殺してしまうほど重大であり、このような評定とならざるを得ない。</p>
	<p><b>【日本原子力研究開発機構】（評定C）</b></p> <p>&lt;全体評価結果&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「もんじゅ」については、保守管理の不備について、理事長を中心に抜本的な改革が進められていることは評価できるものの、引き続き保守管理体制及び品質保証体制並びに保全計画の改善に取り組む必要がある。</li> <li>・ 安全確保及び核物質等の適切な管理の徹底については、もんじゅの保守管理上の不備への対応として、機構改革に掲げる安全統括機能の強化を進めたことは評価できるものの、<u>未だ措置命令解除にいたっておらず、さらなる努力を期待する。</u></li> </ul> <p>&lt;今後への期待等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ もんじゅプラントの長期間の停止に伴い、関係技術者・研究者のモチベーションが低下しないよう配慮していただきたい。時にはトップダウンのマネジメントも有効に作用するだろうが、<u>早い時期にボトムアップ的に自由な意見交換ができ風通しの良い組織になるよう柔軟なマネジメントを期待する。</u>人事異動による保守点検要員の補強により、新たなチーム編成での新たな視点による効率的な業務遂行を期待する。</li> <li>・ 保全計画及び保守業務については JANSI（注：一般社団法人原子力安全推進協会）の定期的レビューを受けるようにされたい。</li> </ul>

評価委員会名	評価結果の概要等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>部課長クラスも電力発電所に出向し、電力発電所の部課長の仕事の内容・方法を吸収すべきと考える。</u></li> <li>・ <u>技術・設備を支える技術者・技能者の維持について、マネジメントは十分に配慮していただきたい。また、彼らの意見が保守計画に反映されるような仕組みを構築・維持していただきたい。</u></li> </ul>
厚生労働省独立行政法人評価委員会	<p><b>【国立重度知的障害者総合施設のぞみの園】</b>（評定C）</p> <p>&lt;評価結果&gt;</p> <p>内部統制・ガバナンス強化への取組については、理事長の指示の下に、平成20年度に取りまとめた報告書に基づき、リスク対応に重点を置いた取組、内部監査の実施、継続的なモニタリングによる内部進行管理の実施、施設利用者に係る感染症の蔓延防止対策、事故防止対策及び防災対策等リスク回避・軽減への取組及び業務内容の情報公開等を行うなど、適切な統制環境確保に向けて取り組んでいると認められる。</p> <p>しかしながら、平成25年11月に関東信越厚生局群馬事務所と群馬県の社会保険医療担当者による保険医療機関に対する個別指導をうけ、その結果通知に基づき、今後約1,000万円の診療報酬の自主返還をしなければならない事態となったことは誠に遺憾である。二度とこのようなことが起こらないように、再発防止に向けた取組に万全を期されたい。</p> <p>施設利用者の事故防止対策において、平成25年5月26日未明に男性入所利用者が紙オムツを喉に詰まらせて死亡する事故が発生した。入所施設においては、重大事故発生防止に最大限努力すべきであり、今後における再発防止の徹底を強く要望する。</p> <p>平成25年8月に「障害者虐待防止法」にいう虐待が疑われる事案が発生したが、虐待防止の体制整備がなされておらず通報に遅れが生じ、平成26年3月31日に高崎市に通報し、4月9日高崎市による立ち入り検査が実施され、6月13日付けで、高崎市から「虐待を疑われる事例を発見したときは、障害者虐待防止法に基づき速やかに通報して下さい。」との勧告及び「職員への調査において虐待が疑われる</p>

評価委員会名	評価結果の概要等
	<p>内容がありました。適切な利用者処遇を講じてください。」といった文書指摘事項を受けている。勧告及び文書指摘事項に対する改善策として、①全職員へ通報義務と通報手順の周知徹底、②第三者委員会を設置し、事案の整理、原因分析及び問題点の洗い出しを行い再発防止策を着実に実行する旨、平成26年7月14日付けで高崎市に回答した。</p> <p><u>のぞみの園は、勧告を真摯に受け止めるとともに、第三者委員会の提言を受け、今後は利用者の人権擁護と虐待防止等に対する取り組みを適切に実施し、再発防止の徹底を図ることを強く求める。</u></p> <p>&lt;委員の評価理由&gt;</p> <p>虐待が疑われる事案に関し、虐待防止法施行後も、体制整備がされていなかったこと、発生から通報に7か月もの時間を要していることは、全国の範となるべき独立行政法人国立のぞみの園として、あってはならないことである。しかも、発生から1年近くが経過した現在においても、事実認識について施設としての統一した見解を見出すに至っていないことは、信じがたいことである。<u>この事案そのものについての分析と今後に向けた対策を講じることはもちろん、この事案の対応に関し、迅速に進まなかった背景を、厳重に分析、原因究明をし、対策を講じなければならないと考える。</u></p> <p><b>【労働者健康福祉機構】（評定C）</b></p> <p>医療の質と安全の確保の観点から、医師、看護師、医療職を増員し、上位施設基準の取得、外来化学療法や高度な手術の件数が増加したことにより診療単価は増となったものの、長期入院患者の退院の促進、クリニカルパスの見直し等により患者数が減となったため、経常収益は平成24年度と比較し微増に止まり、給与費（健康保険料率の改定増を含む。）や材料費等の経常費用の増加を賄うには至らなかった。この結果、労災病院事業に係る経常損益が約25億円の損失（平成24年度比34億円の減）、当期損益が約40億円の損失（平成24年度比約43億円の減）となり、平成21年度以来となる経常損失を生じるとともに、繰越欠損金が増加したことは遺憾である。</p>

評価委員会名	評価結果の概要等
	<p><u>医療材料費や燃料費、光熱水費の増など、医療サービス市場を取り巻く環境は厳しくなっているものの、機構が果たすべきミッションを考慮しつつ、徹底した経営改善により損益の改善を図るとともに、厚生年金基金の見直しによる退職給付費用の削減等、損益の改善及び繰越欠損金の解消に向けた今後の取組を強く期待する。</u></p>
<p>国土交通省独立行政法人評価委員会</p>	<p><b>【海技教育機構】</b>（評定B）</p> <p>&lt;評価理由&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内部評価委員会を2回開催するとともに、次の取組により内部統制の充実・強化を図っている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各学校長と役員及び本部管理職を構成員とする「内部統制に関する検討会」を設置し、内部統制について理解を深めるとともに、法人のリスクの識別、評価及び対応について見直しを図っている。</li> <li>○ 監事監査ではスクールレビューにおける指摘事項を検証し、スクールレビューでは監事監査での指摘事項について検証を行うなど相互の連携を図り、モニタリング機能を強化している。</li> </ul> </li> <li>・ 平成24年度の体罰事案発生により設置した体罰防止対策検討会の提言を踏まえ、体罰に頼らない指導について研修を行い、教員の指導力の向上に努めている。</li> <li>・ 平成25年12月に海技大学校職員が酒気帯び運転を行い、街路樹に衝突するという事故が発生している。法人として、この事案を重く受け止め、直ちに全職員に対して年末年始の綱紀粛正とともに、コンプライアンスの徹底を図り同時に、事故を起こした職員に対し出勤停止6日の懲戒処分を行っている。また、<u>海技大学校への倫理委員会の設置をはじめ、機構職員全体の倫理観を高めるべく、法令順守の徹底やモラルにかかる研修を実施することとしている。</u></li> </ul> <p>&lt;意見&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>内部統制の充実・強化について、体罰に頼らない指導については、諸々の取組みにより着実な実施状況にあるが、酒気帯び運転については、コンプライアンスの不徹底であり、一層の努力が求められる。</u></li> <li>・ 昨年度の教員による体罰事件に続いて、教員の不祥事が</li> </ul>

評価委員会名	評価結果の概要等
	<p>発生したことは誠に遺憾であり、<u>改めて理事長以下、組織を挙げて綱紀粛正とコンプライアンスの徹底を行う必要がある。</u></p>
	<p><b>【自動車検査独立行政法人】（評定B）</b></p> <p>&lt;評価理由&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成24年10月に策定した「人身事故非常事態宣言発令のまとめ」によるソフト面及びハード面からの事故防止対策を現場サークル活動等により職員に浸透させる取組を実施している。</li> <li>・ 「安全衛生実施計画」の策定・徹底、マルチテスタ等の事故防止に有効な機器の導入、各事務所等における事故原因の分析、再発防止策の検討、情報の共有等の取組を実施している。また、5S運動の取組状況を各事務所等への調査・指導の立ち入りにより確認しムダの排除を徹底している。</li> <li>・ 理事長巡視、検査部管内所長会議やWEB会議などあらゆる機会において、現場サークル活動による改善内容について意見交換を行うとともに、他事務所での事故事例を紹介し職員に対して一層の事故防止対策を促進している。</li> <li>・ 個々の事故に対する再発防止策を検討し対策を施すとともに、当該内容について情報共有を図り、全国各事務所における事故防止対策を促進している。</li> <li>・ 各事務所で行われた安全対策の良い事例を研修所内に貼付し、研修受講職員への周知を行っている。</li> <li>・ 上記の取組により平成25年度の人身事故件数は前年度に比べ8件減少し13件となっており着実に減少しているものの、平成25年度の目標値12件をわずかに達成することができなかった。しかしながら、平成25年度の全事故件数についても、前年度に比べ31件減少し112件となっており着実に減少している。</li> <li>・ 検査職員の安全衛生管理、ひいては検査場における事故防止の観点から、各事務所等へのスポーツドリンクの配布及び熱中症予防の啓発など熱中症対策を実施してい</li> </ul>

評価委員会名	評価結果の概要等
	<p>る。</p> <p>以上のとおり、平成 25 年度人身事故件数は、目標値の 12 件以下に対し、13 件となっている。しかしながら、上記のとおり、<u>事故防止対策に対しては組織をあげて取り組んでおり、その結果、人身事故件数が前年度に比べ 8 件、全事故件数も前年度に比べ 31 件減少するなど着実に成果をあげており、今後、これまでの事故防止対策を継続することにより、人身事故件数が減少することが見込まれることから、概ね着実な実施状況にあると認められる。</u></p>





## 參考資料



独立行政法人等の評価結果一覧（平成25年度業務実績に対する評価）

参考資料

	総合評価	業務運営の効率化	国民に対して提供するサービスのその他の業務の質の向上	予算、収支計画及び資金計画（財務内容の改善）	短期借入金の限度額	不要財産の処分	重要な資産の処分等	剰余金の使途	その他業務運営に関する事項	
内閣府	国立公文書館	記述式のため省略	A×5	A×54, B×1	A	-	-	-	A×3	
	北方領土問題対策協会	記述式のため省略	A×6	A×34	A	A	-	A	A×2, B×1	
	国民生活センター	記述式のため省略	A×11	A×66	A	-	A	-	A×7	
総務省	情報通信研究機構	記述式のため省略	A	AA×6, A×12	A				A	
	統計センター	記述式のため省略	A×4	AA×6, A×16, B×4	A×2	-	A	-	A×2	
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	記述式のため省略	A×3	A×7	A	-	-	-	A×7	
外務省	国際協力機構	イ×1, ハ×2	イ×1, ハ×2	イ×1, ハ×2	ハ	ハ	ハ	-	ハ×2	
	国際交流基金	記述式のため省略	□×1, ハ×5	□×5, ハ×2	ハ	-	ハ	-	ハ×2	
財務省	酒類総合研究所	記述式のため省略	A	A	A	O	-	O	A	
	造幣局	記述式のため省略	A	A	A	O	-	-	A×3, B×1	
	国立印刷局	記述式のため省略	A	A	A	O	-	-	A×4	
	日本万国博覧会記念機構	記述式のため省略	A	S	B	-	-	-	A	
	農林漁業信用基金	記述式のため省略	A	A	A×1, B×1	-	A	-	A×1, B×1	
	奄美群島振興開発基金	記述式のため省略	A	A	C	-	-	-	A	
	住宅金融支援機構	B	A	A	A	-	O	-	B	
	国立特別支援教育総合研究所	記述式のため省略	A	A	A	-	-	A	A	
	大学入試センター	記述式のため省略	A	A	A	-	-	-	A	
	国立青少年教育振興機構	記述式のため省略	A	A	A	-	A	-	A	
国立女性教育会館	記述式のため省略	A	A	A	-	-	-	A		
国立科学博物館	記述式のため省略	A	A	A	-	-	-	A		
物質・材料研究機構	記述式のため省略	A	A	A	-	A	-	A×4		
防災科学技術研究所	記述式のため省略	A	A	A	-	-	-	A		
放射線医学総合研究所	記述式のため省略	A	A	A	-	-	-	A		
国立美術館	記述式のため省略	A	A	A	-	-	-	-		
国立文化財機構	記述式のため省略	A	A	A	-	-	-	-		
教員研修センター	記述式のため省略	A	A	A	-	-	-	A		
科学技術振興機構	記述式のため省略	A	A	A	-	A	-	A		
日本学術振興会	記述式のため省略	A	A	A	-	-	A	-	A×1	
理化学研究所	記述式のため省略	A	B	A	-	A	C	-	A	
宇宙航空研究開発機構	記述式のため省略	A	A	A	-	A	A	-	A×3	
日本スポーツ振興センター	記述式のため省略	A	A	A	-	-	-	A	A	
日本芸術文化振興会	記述式のため省略	A	A	A	-	-	-	-	A	
日本学生支援機構	記述式のため省略	A	A	A	A	A	A	-	A	
海洋研究開発機構	記述式のため省略	A	A	A	-	-	-	-	A	
国立高等専門学校機構	記述式のため省略	A	A	A	A	-	A	-	A×2	
大学評価・学位授与機構	記述式のため省略	A	A	A	-	-	-	A	A	
国立大学財務・経営センター	記述式のため省略	A	A	A	-	-	-	A	A×2	
日本原子力研究開発機構	記述式のため省略	B	B	A	-	-	A	-	A×2, C×1	
日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)	記述式のため省略	A	A	A	-	-	-	-	A	
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	記述式のため省略	S×1, A×4, B×1	S×1, A×10, B×1	A×2				A	
	労働安全衛生総合研究所	記述式のため省略	A×2	S×4, A×7, B×1	A×1, B×1				A×2, B×1	
	労働者退職金共済機構	記述式のため省略	A×4, B×1	A×2, B×5	A×4				A×1, B×1	
	高齢・障害・求職者雇用支援機構	記述式のため省略	A	S×1, A×14, B×2	B				A	
	福祉医療機構	記述式のため省略	S×2, A×2	S×4, A×6	A				A	
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	記述式のため省略	A×3, B×1, C×1	S×1, A×8, B×2	A				B	
	労働政策研究・研修機構	記述式のため省略	A×2	S×1, A×7	A				A×2	
	労働者健康福祉機構	記述式のため省略	B	S×4, A×7	C				B	
	国立病院機構	記述式のため省略	A×4	S×4, A×3	S				A	
	医薬品医療機器総合機構	記述式のため省略	S×1, A×4	S×1, A×10	A				A	
	医薬基礎研究所	記述式のため省略	A×2	S×6, A×8	A				A	
	年金・健康保険福祉施設整備機構	記述式のため省略	S×2, A×1	S×1, A×5	A				S×1, A×3	
	年金積立金管理運用独立行政法人	記述式のため省略	S×1, A×1	A×2	B				A×7	
	国立がん研究センター	記述式のため省略	A×3	S×5, A×4	A				A	
	国立循環器病研究センター	記述式のため省略	A×3	S×6, A×3	S				S	
	国立精神・神経医療研究センター	記述式のため省略	A×2, B×1	S×4, A×5	A				A	
	国立国際医療研究センター	記述式のため省略	A×3	S×6, A×5	A				A	
	国立成育医療研究センター	記述式のため省略	A×2, B×1	S×3, A×6	A				A	
	国立長寿医療研究センター	記述式のため省略	S×1, A×2	S×2, A×7	A				A	
	農林水産省	農林水産消費安全技術センター	A	A	A	-	-	-	-	A
種苗管理センター		A	A	A	-	A	-	-	A	
家畜改良センター		A	A	A	A	-	A	-	A	
水産大学校		A	A	A	A	-	-	-	A	
農業・食品産業技術総合研究機構		A	A	A	A	-	A	-	A	
農業生物資源研究所		A	A	A	A	-	-	-	A	
農業環境技術研究所		A	A	A	A	-	-	-	A	
国際農林水産業研究センター		A	A	A	A	-	-	-	A	
森林総合研究所		A	A	A	A	A	A	A	-	
水産総合研究センター		A	A	A	A	-	A	-	A	
農畜産業振興機構		A	A	A	A	A	A	-	A	
農業者年金基金		A	A	A	A	-	-	-	A	
農林漁業信用基金		A	A	A	A	A	A	-	A	
経済産業省		経済産業研究所	A	A	A×2	-	-	-	-	-
		工業所有権情報・研修館	A	B	A×3	B	-	-	-	-
		日本貿易保険	A	A	A×3, B×2	A	-	-	-	-
		産業技術総合研究所	A	A	AA×1, A×3	B	-	-	-	-
	製品評価技術基盤機構	A	A	A×4	B	-	-	-	A	
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	A	A	A×2	B	-	-	-	-	
	日本貿易振興機構	A	B	A×2, B×1	B	-	-	-	B	
	情報処理推進機構	A	A	AA×1, A×2	B	-	-	-	-	
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	A	B	AA×2, A×4	B	-	-	-	-	
	中小企業基盤整備機構	A	A	A×3, B×1	A	-	-	-	-	
	国土交通省	土木研究所	A	A×2	S×4, A×6	A				A×2
		建築研究所	A	A×2	S×4, A×6	A				A×2
		交通安全環境研究所	A	S×1, A×2	S×3, A×7	A	-	-	-	A
		海上技術安全研究所	A	A	S×4, A×2	A				A
港湾空港技術研究所		A	S×1, A×3	S×6, A×6	A	-	-	-	A	
電子航法研究所		A	A×2	S×4, A×4	A	-	-	-	A	
航海訓練所		A	A×3	S×3, A×14	A×2	-	-	A	A×4	
海技教育機構		A	A×3	S×2, A×12, B×1	A×2	-	-	A	A×4	
航空大学校		A	S×2, A×6	A×10	A×2	-	-	-	A×3	
自動車検査独立行政法人		A	A×7	S×4, A×19, B×1	A	-	-	-	A×3	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構		B	A×3, C×1	S×4, A×8, B×1, C×1	A×2	A	-	-	A	
国際観光振興機構		A	A×5	S×3, A×2, B×1	A	-	-	-	A	
水資源機構		A	S×1, A×2	SS×1, S×3, A×8	A				A	
自動車事故対策機構		A	S×1, A×6	S×3, A×10	A	-	-	-	A×2	
空港周辺整備機構		A	A×6	A×8	A	-	-	-	A	
海上災害防止センター		A	A×8	A×11	A	-	-	-	A×5	
都市再生機構		A	A×4	SS×1, S×1, A×12	A	-	-	-	A×2	
奄美群島振興開発基金		A	S×2	S×1, A×5	A×4	A	-	-	S	
日本高速道路保有・債務返済機構		A	S×1, A×11	S×3, A×17	A×2	-	A	-	A×7	
住宅金融支援機構		A	A×4	S×3, A×7	S×1, A×2	-	-	-	A×2	
環境省		国立環境研究所	A	A	A	A	-	-	-	A
		環境再生保全機構	A	A	A	A	-	A	-	A
		原子力規制委員会	A	B	A×4, B×1	B	-	-	-	-
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	記述式のため省略	A×4, B×1	A×7	A×2, B×3, B×2	-	-	-	A×11, B×1	
	法務省 日本司法支援センター	記述式のため省略	A×2, B×3, B×4	A×15, B×6, B×1	A×2, B×3, B×2	-	-	-	A×12, B×5, B×3	

(注) 1. 独立行政法人等の平成25年度の業務実績に対する府省評価委員会の評定結果を取りまとめた。  
 2. 大項目そのものに評価がない場合、それに関連するより下位の項目に対して付された評定及びその個数を記載。  
 3. 総合評価が記述式で行われている場合、「記述式のため省略」と記載。  
 4. 評価項目がない等の場合には、「-」と記載。

## Ⅱ 国立大学法人及び大学共同利用機関法人



国立大学法人評価委員会



(案)

政 委 第 号  
平成 27 年 1 月 日

国立大学法人評価委員会  
委員長 北 山 禎 介 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会  
委員長 岡 素 之

平成 25 年度における国立大学法人及び大学共同利用機関法人  
の業務の実績に関する評価の結果についての意見について

当委員会は、貴委員会から平成 26 年 11 月 5 日付けをもって通知の  
あった「平成 25 年度に係る業務の実績に関する評価の結果について  
(通知)」に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、通知  
します。



平成25年度における国立大学法人及び大学共同利用機関法人  
の業務の実績に関する評価の結果についての意見

平成25年度における国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）の業務の実績に関して、貴委員会においては、国立大学法人等における業務運営の実態把握に精力的に取り組み評価を行っているが、今後の評価の実施に向けて、以下の点に留意して実施されたい。

**第1 各法人における適正な業務運営の確保のための内部統制の充実・強化**

国立大学法人等の内部統制に関する取組については、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第67号）による改正後の国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条第2項において、業務方法書に、国立大学法人等の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項を記載しなければならないこととされたところである。

今後、貴委員会が国立大学法人等の業務の実績に関する評価を実施するに当たっては、これまでの国立大学法人等における様々な不適正事例の発生状況等を踏まえ、引き続き、国立大学法人等における適正な業務の実施を確保する観点から的確に評価を行う必要がある。

また、改正後の国立大学法人法の施行後は、国立大学法人等の業務方法書に記載された内部統制に関する事項についての取組状況を厳格に評価し、必要な改善を促すべきである。

**第2 各法人における業務運営の適正化**

1 研究費の管理等の適正化

研究機関における公的研究費の不正使用について、貴委員会では、国立大学法人等における発生防止のための体制やルールの整備状況、運用状況等についての的確に評価を実施しているとしている。しかしながら、不正使用の事例の発生は後を絶たず、文

部科学省においても、平成26年2月、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）が改正され、①不正を事前に防止するため、研究者及び事務職員のコンプライアンス教育の受講の義務化、②組織としての管理責任を明確化するため、新たに、コンプライアンス教育の受講管理、競争的資金等の管理・執行のモニタリング・改善指導の役割を担う「コンプライアンス推進責任者」の設置、③不正に係る調査の期限の設定（原則210日以内）や調査報告遅延による研究者個人への研究費執行停止等及び機関への当該競争的資金に係る間接経費の削減措置の導入等が盛り込まれ、平成26年度から適用されることとなっている。

このため、今後の評価に当たっては、国立大学法人等における、改正後のガイドラインに沿った研究費の不正使用に係る調査体制・手続等を定めた規程、不正防止計画等の策定状況や同ガイドラインに盛り込まれた事項の実施状況、研究費の不正使用の事例の発生原因の分析及び改善措置の実施状況等について一層厳格な評価を行い、必要な改善を促すべきである。

## 2 研究活動における不正防止

研究活動における不正行為について、貴委員会では、国立大学法人等における発生防止のための体制やルールの整備状況、運用状況等についての的確に評価を実施しているとしている。しかしながら、新たな不正事案の発覚が後を絶たず、昨今の論文不正問題の発生は、社会的に大きな問題となったほか、学術研究全体に対する信頼を損ねる事態に至っている。このような状況を踏まえ、平成26年8月、文部科学省においても「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」（平成18年8月科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会報告）が改正され、①大学等の研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わること、②組織としての責任体制の確立による管理責任を明確化、③研究者倫理の向上のための研究倫理教育の実施等が盛り込まれ、平成27年度から適用されることとなっている。

貴委員会では、平成25年度評価において、改正後のガイドラインの考え方を踏まえ、研究活動における不正行為の事例について、国立大学法人等の組織としての管理体制に問題があるか否かを確認の上評価を行っているところであるが、平成26年度評価においても引き続き同様の視点から的確に評価を行うとともに、改正後のガイドライン

の適用後は、国立大学法人等における、同ガイドラインに沿った研究活動における不正行為に係る調査体制・手続等を定めた規程等の策定状況や同ガイドラインに盛り込まれた事項の実施状況、組織としての研究活動における不正行為の事例の発生原因の分析及び改善措置の実施状況等について一層厳格に評価を行い、必要な改善を促すべきである。

### 3 個人情報等の適切な管理

各法人の法令遵守及び危機管理体制については、貴委員会の平成25年度評価結果においては、25法人において個人情報等の不適切な管理の事例が発覚したことについて課題として指摘している。

しかしながら、上記25法人中12法人については、それらの事例が多発又は複数年連続で発生しているものとなっているほか、毎年度、新たな個人情報等の不適切な管理の事例が多数発覚している状況となっており、不適切な事例の発生防止に資する対応が必要である。

このため、今後の評価に当たっては、国立大学法人等における個人情報等の不適切な管理の事例の発生原因の分析及び改善措置の実施状況、発生防止のための国立大学法人等の職員一人一人の意識改革のための取組状況等について引き続き厳格な評価を行い、必要な改善を促すべきである。

また、それに加え、個人情報等の管理に関する改善事例について取りまとめて国立大学法人等にその内容が分かりやすいように情報提供するなどの実効性確保のための取組も行うべきである。

### 4 教員等個人宛て寄附金の適正な管理

教員等個人宛て寄附金については、国立大学法人等における寄附金の取扱いを定めた規則等により、法人への寄附として処理しなければならないこととされている。

貴委員会の平成25年度評価結果をみると、11法人において教員等個人宛て寄附金を法人への寄附として処理していない不適切な事例があったことについて課題として指摘している。

しかしながら、上記11法人のうち、貴委員会において平成25年度における発生事例を把握できたものは5法人のみで、残り6法人は平成24年度決算検査報告において会

計検査院から指摘を受けたものとなっており、発生事例の把握は十分とはなっていない。これは、評価に当たり、上記のような不適切な事例について、国立大学法人等に対する質問様式に個別に項目を設定して報告を求めることとしていないことなどによるものと考えられる。

このため、今後の評価に当たっては、上記のような不適切な事例について、網羅的にその発生原因の分析及び改善措置の実施状況の評価を行うことができるよう、国立大学法人等に報告を求める項目として個別に設定するなどにより、迅速かつ的確に把握すべきである。また、教員等に上記規則等を遵守させるためのコンプライアンスに関する取組状況、寄附元の機関等に上記規則等を周知徹底するための取組状況等についても厳格に評価を行い、必要な改善を促すべきである。

さらに、それに加え、教員等個人宛て寄附金の管理に関する改善事例について取りまとめて国立大学法人等にその内容が分かりやすいように情報提供するなどの実効性確保のための取組も行うべきである。